

# 2015国民春闘アンケート結果

〈2015年1月〉

## 【目次】

○今回の調査の概要と集約状況 .....	1
○「自治労北海道本部2015国民春闘アンケート」用紙 .....	2
○2015国民春闘アンケートの結果について .....	4
I. 組織構成（属性）の概要 .....	4
II. アンケート集計の特徴 .....	9
○自治労北海道本部「2015国民春闘アンケート」によせて .....	31
釧路短期大学教授 杉本 龍紀 さん	
○2015国民春闘アンケート調査結果表 .....	36

自治労北海道本部

# 今回の調査の概要と集約状況

## 1. 調査の目的

自治労北海道本部は2015国民春闘を取り組むにあたり、組合員の要求・意識に関するアンケート調査を例年通り実施した。

自治労と当時の公務員共闘が賃金要求額に関わるアンケート調査を始めたのは1972年、道本部として独自で調査結果をまとめるようになったのは1977年からである。長い歴史を持つ調査であるが、春闘のたたかい方や労働運動総体のあり方も時代の変化の中で問われ続けてきたが、この道本部の調査も、その都度学習会・検討会を行いながら、意義や質問項目の見直しなどを行っている。

今回も一部設問内容の見直しを行い、春闘関連の生活・家計状況、要求額と重点課題、職場環境の年休や超勤実態などの基礎的な継続調査項目に加えて、非正規職員の処遇、人事評価制度をめぐる受け止めなどについての項目を設定した。

調査結果を道本部春闘討論集会上に報告して議論の素材に活用しながら「道本部2015国民春闘方針（案）」に反映させるとともに、中央本部や公務員連絡会などにも意見反映して春闘のより一層の強化をめざすこととしたい。

## 2. 調査方法と日程

全単組・全組合員を対象に、別掲調査用紙で、組合員の直接記入するアンケート方式で、2014年11月25日(火)から12月3日(水)を調査期間とした。

## 3. 回収状況と集計の方法

回収状況は238単組・総支部（除く直属支部）中190単組・総支部が実施した（昨年は243単組・総支部中193単組・総支部）。組合員の回収状況は、51,814人中32,088人から回答を得た。これは組合員比61.9%であり、昨年に比べわずか0.1ポイントだが高くなった。集計に間に合わなかった例もあったが、突然の衆議院解散・総選挙という期間であったことを考えると、各単組・地本の努力がうかがえる結果と言える。

集約日は12月5日としたが、コンピュータの入力作業は12月12日到着分までを含めて、送付されたアンケートの2割を無作為抽出して集計した。

なお、今回もアンケート調査において、これからの春闘やその他についての記述式の意見を求めたところ（Q11）1,057人から寄せられた。（昨年は1,203人）

また、5年前から設問でも選択肢として「その他」の記述欄を増やし、（Q2、Q10）回答の幅を広げたが、ここに記入された意見も237件あった。

これらの意見については全て文書として記録して、今後の運動に役立てていく。

## 4. 自治労北海道本部「国民春闘アンケート」によせて（杉本釧路短期大学教授）について

今回も、国民春闘アンケートを実施するにあたって、事前の日本経済や春闘情勢の学習を含めて、釧路短期大学の杉本教授から貴重な意見・提案などをいただいた。

調査結果をまとめるにあたっても標記コメントを寄せていただいた。特に人事評価制度に関して踏みこんだ分析がされており、職場での学習・討議に役立てていただきたい。

# 自治労北海道本部2015国民春闘アンケート

この調査は、国民春闘のたたかひに向けて、組合員の生活実態や様々な要求・意見を集約し、賃金闘争の強化に向けた資料とするものです。2015国民春闘の出発点として実施します。  欄に該当する番号を記入してください。

<b>F1 あなたの年齢は</b>	① ～19歳   ② 20～24歳   ③ 25～29歳   ④ 30～34歳 ⑤ 35～39歳   ⑥ 40～44歳   ⑦ 45～49歳   ⑧ 50～54歳 ⑨ 55～59歳   ⑩ 60歳以上	F 1	<input type="text"/>
<b>F2 あなたの性別は</b>	①独身女性   ②独身男性   ③既婚女性   ④既婚男性	F 2	<input type="text"/>
<b>F3 あなたの扶養家族は何人ですか</b>	①0人(独身者含む)   ②1人   ③2人 ④3人   ⑤4人   ⑥5人   ⑦6人以上	F 3	<input type="text"/>
<b>F4 あなたの任用・雇用元は</b>	①地方公共団体   ②独立行政法人   ③民間企業および(②以外の)団体・法人	F 4	<input type="text"/>
<b>F5 あなたの任用・雇用形態は</b>	①正規職員   ②再任用職員   ③非正規職員(臨時・非常勤・嘱託職員など)	F 5	<input type="text"/>
<b>F6 あなたの家計収入は</b>	①あなたの収入のみ   ②共働き   ③その他	F 6	<input type="text"/>
<b>F7 あなたの職種は</b>	①事務系一般職   ②技術系一般職   ③技能・労務職 ④保健系技術職   ⑤福祉系技術職   ⑥医療系看護職 ⑦医療技術職   ⑧研究職   ⑨海事職   ⑩その他 (                      )	F 7	<input type="text"/>

**Q1. 2～3年前の今ごろと比べてあなたの生活はどうですか。**

①非常に苦しくなった   ②苦しくなった   ③変わらない  
④少し楽になった   ⑤かなり楽になった   ⑥わからない

Q 1  

**Q2. 前問Q1で、①～③(非常に苦しくなった、苦しくなった、変わらない)と回答した方にうかがいます。生活の変化や節約・我慢していることを、以下からあげてください。(主なものを3つまで選んでください)**

①食生活(嗜好品を含む)を切り詰めている   ②光熱水費を切り詰めている  
③住宅購入や改築の見通しがつかない   ④趣味や習い事、レジャー、スポーツの機会が減った  
⑤借金が増え、貯金が減った   ⑥こづかいや交際費が少なくなった  
⑦子供の養育費や教育費の負担が高まった   ⑧地代、家賃や住宅ローンの負担が高まった  
⑨結婚や出産の計画が立てにくくなった   ⑩新しい洋服など買い換えが少なくなった  
⑪仕事上で必要とされる書籍代などを切り詰める   ⑫家具や家電・耐久消費財の購入買い控え  
⑬配偶者や家族がアルバイト・パートなどに出ている  
⑭その他 (                      )

Q 2  

**Q3. あなたの現在の毎月の家計収支はどうなっていますか。**

①毎月赤字になっている   ②時々赤字になる  
③赤字にはなっていないが、ぎりぎりの生活だ  
④まだ余裕がある   ⑤わからない

Q 3  

**Q4. 2015春闘での賃上げ要求について、あなたは要求額(定期昇給分を除いた金額)をいくらにすべきだと思いますか。**

①0円   ②5千円程度   ③1万円程度   ④1.5万円程度  
⑤2万円程度   ⑥2.5万程度   ⑦3万円以上

Q 4  

**Q5. あなたはこの1年間何日くらい年休を取りましたか。**

①0日   ②1～4日   ③5～9日   ④10～12日  
⑤13～15日   ⑥16～18日   ⑦19～20日   ⑧21日以上

Q 5  

(ウラ面に続く)

Q6. あなたは、この1年間でどれくらい超勤をしましたか。(未払いを含む)

- ① 全くしていない    ② 1～59時間    ③ 60～119時間    ④ 120～179時間  
⑤ 180～239時間    ⑥ 240～359時間    ⑦ 360時間以上

Q 6	
-----	--

Q7. 前問のQ6のうち、「未払い超勤」(「サービス残業」と呼ばれる未払い労働)はどれくらいですか。

- ① 全くない    ② 1～29時間    ③ 30～59時間    ④ 60～89時間  
⑤ 90～119時間    ⑥ 120～149時間    ⑦ 150時間以上

Q 7	
-----	--

Q8. 「非正規労働者」が増加し、自治体・公務サービスの職場でも「臨時・非常勤・嘱託など」の職員が3割以上を占め、その多くが年収200万円以下という状況です。この職員の処遇について、どうあるべきと考えますか。

- ① (恒常的な業務なら) 正規職員化をはかるべき  
② 正規職員化は難しいが、処遇改善のため賃金原資を非正規職員優先で配分すべき  
③ 均等待遇(勤務時間に応じて正規職員に準じた労働条件)をはかるべき  
④ 現行のままでいい  
⑤ わからない

Q 8	
-----	--

Q9. [人事評価制度について] 地方公務員法の改正で、人事評価制度の2016年度からの導入が義務づけられ、これまでは未検討だった自治体を含めて全自治体で制度の検討が進められていきます。

(1) あなたの職場で導入された場合、「公平・公正」に評価される、と思いますか?

(導入されているところでは、「公平・公正」に評価されている、と思いますか?)

- ① 「公平・公正」に評価される(されている)と思う  
② 「公平・公正」に評価されない(されていない)と思う  
③ わからない

Q 9 (1)	
---------	--

(2) そもそも人事評価制度の導入と活用にあたって、あなたの基本的な考えに最も近い意見は、以下のどれですか。

- ① 勤務実績の評価制度は必要で、給与にもしっかり反映すべき  
② 勤務実績の評価制度は必要だが、給与への反映はあまりすべきではない  
③ 勤務実績の評価自体が、公務・公共サービス職場になじまず不要である  
④ わからない

Q 9 (2)	
---------	--

Q10. 2015国民春闘で、特に重点をおくべきだと考えるものを選んでください。(いくつでも選択可)

- ① 賃上げ要求の闘い  
② 独自削減(賃金合理化)に対する取り組み  
③ 非正規職員(臨時・非常勤・嘱託など)の待遇改善の取り組み  
④ 労働時間短縮・人員確保の取り組み  
⑤ メンタルヘルス対策など労働安全衛生の取り組み  
⑥ 職場の男女平等の取り組み  
⑦ 育児・介護など両立支援の取り組み  
⑧ 現業部門の合理化など民営化に反対する取り組み  
⑨ 地域医療など地域公共サービスを守る取り組み  
⑩ 最低賃金制度の改善  
⑪ 年金・医療・介護など社会保障制度の取り組み  
⑫ 地方分権・地方財政確立のための取り組み  
⑬ 労働基本権回復を含めた公務員制度確立の取り組み  
⑭ その他 ( )

Q 10	

Q11. 自治労道本部の2015春闘のとりくみについて、あなたの提案があれば記述してください。

—ご協力ありがとうございました。— アンケート結果は、道本部春闘討論集会(2015年1月9～10日)で報告するとともに、機関紙及びホームページ(<http://www.jichiro-hokkaido.gr.jp>)に掲載しますのでご覧ください。



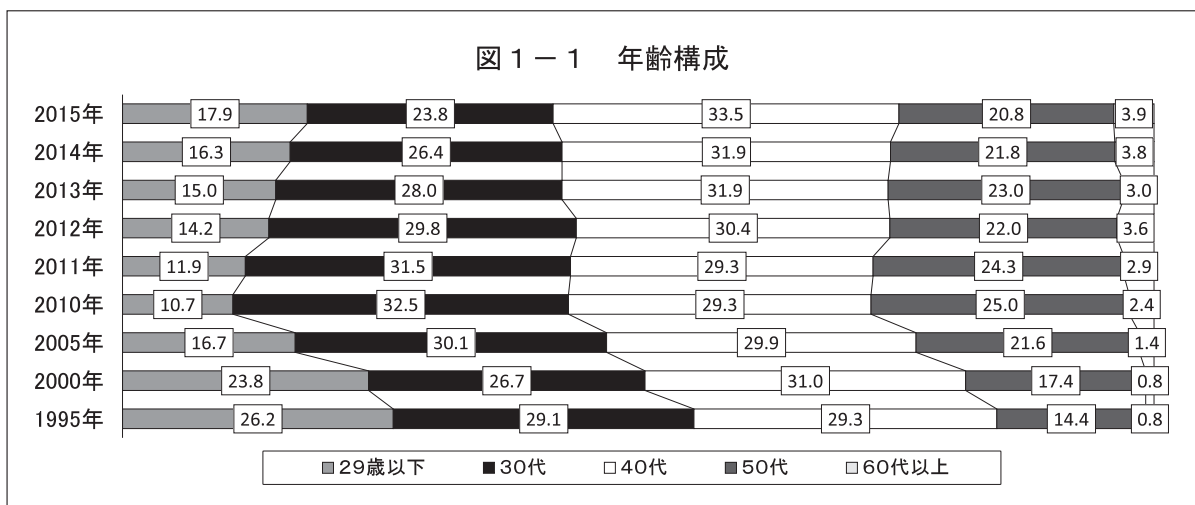
# 2015国民春闘アンケートの結果について

## I 組織構成（属性）の概要

2015国民春闘アンケートの各設問への回答の特徴をみるため、まずは回答者がどのような組織構成（属性）にあるかをみてみた。

なお、文中では、可能な限りグラフ化して見やすくする努力をしているが、その他の属性分析結果を詳しく見る場合は、巻末の「2015国民春闘アンケート結果」表を参照していただきたい。

### 1 年齢構成－20歳代以下の比率がさらに上昇し、17.9%に

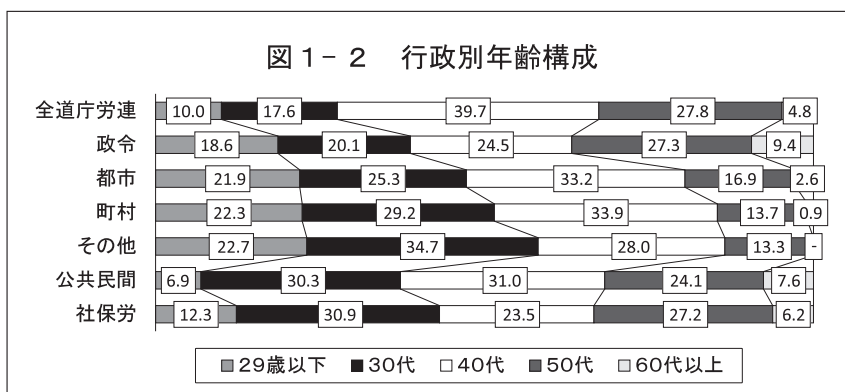


まず、回答者の年齢構成であるが、95年調査からの推移（図1-1）を参照してもらいたい。

このグラフでは、定数削減・新規採用の抑制によって1995年からどんどん組織構成の高齢化が進み、2010年には20歳代以下が10.7%と、わずか1割にまで下がった。その後、「団塊の世代」の退職増などもあって、近年では新規採用が再開・拡大されてきている反映で、少しずつではあるが10代、20代が増えてきており、今回は「29歳以下」が17.9%と、2005年水準以上にまで回復している。

その一方で、新規採用の抑制が続いた時代の反映と思われるが、30歳代の減少が続いており、2012年に3割を割り込んで今回の調査では23.8%まで低下し、40歳代が最多の33.5%となった。

ただしこの点は行政別では大きな違いがある。「29歳以下」の青年層の割合は、都市職と町村職では2割を超え（都市21.9、

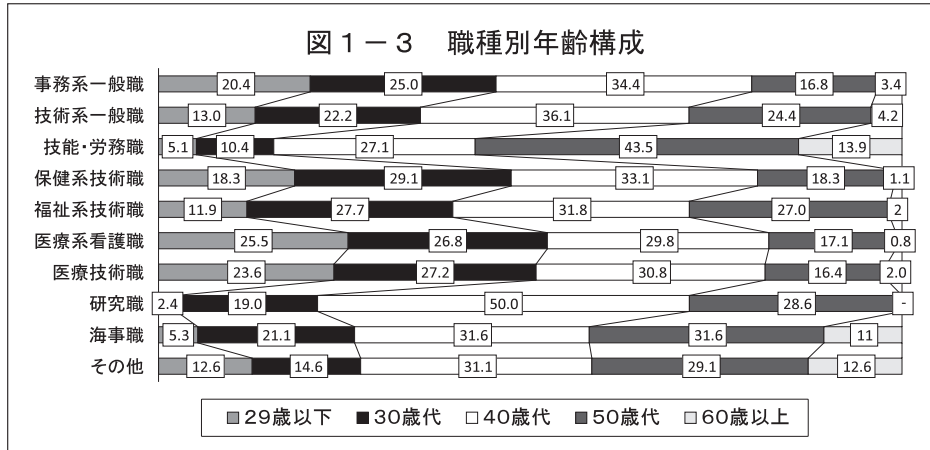


は2割を超え（都市21.9、町村22.7）、政令は18.6%なのに対して、全道庁労連はちょうど1割、10%となっている。この間の道庁における急激な職員定数の削減に伴う新規採用の抑制が強く影響しているが、それでも全道庁でもこの3年

間で一気に増加しており（6.2→8.2→10.0）、青年層の拡大は全体に共通した傾向になっている。

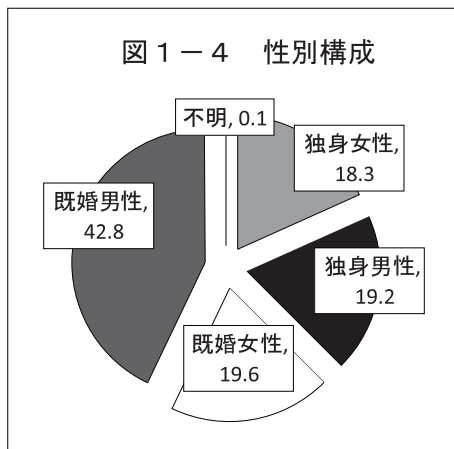
また「50歳以上」は、町村職では14.6%、都市職でも19.5%と2割に満たないのに対し、全道庁労連で32.6%と3割を超えている。政令は現業部門が60歳以上の比率の高さに反映していると思われる、特に40歳代の比率が低くなっている。

職種による年齢構成（図1-3）を見てみると、この間の傾向である「技能・労務職」は、「40歳代」以上では84.5%（「50歳以上」で57.4%）と高齢化が進んでおり、これはこの間の現業部門



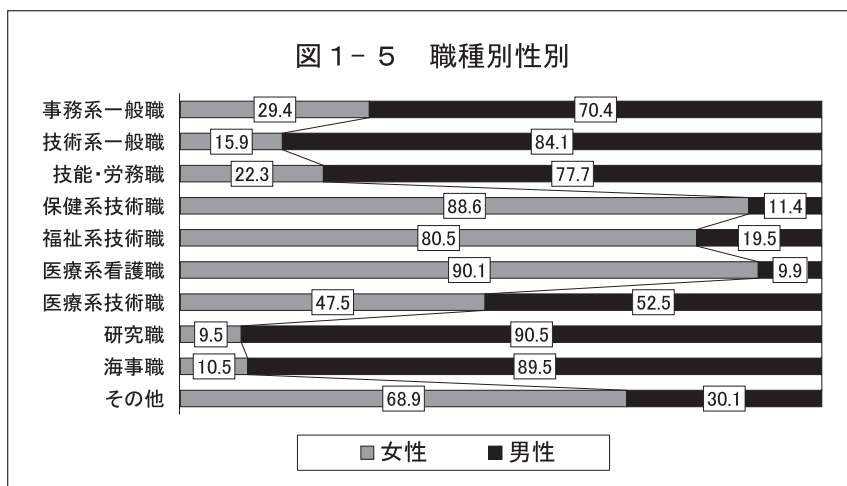
の民間委託、職員の欠員不補充などによるものと考えられる。また、「研究職」「技術系一般職」の構成も40歳代以上が2/3程度を占めている。これはやはり、かなりの比重を占める道庁の採用減の反映であろう。

## 2 性別構成—男性62.0%、女性37.9%。女性の増加は足踏み傾向が続く。



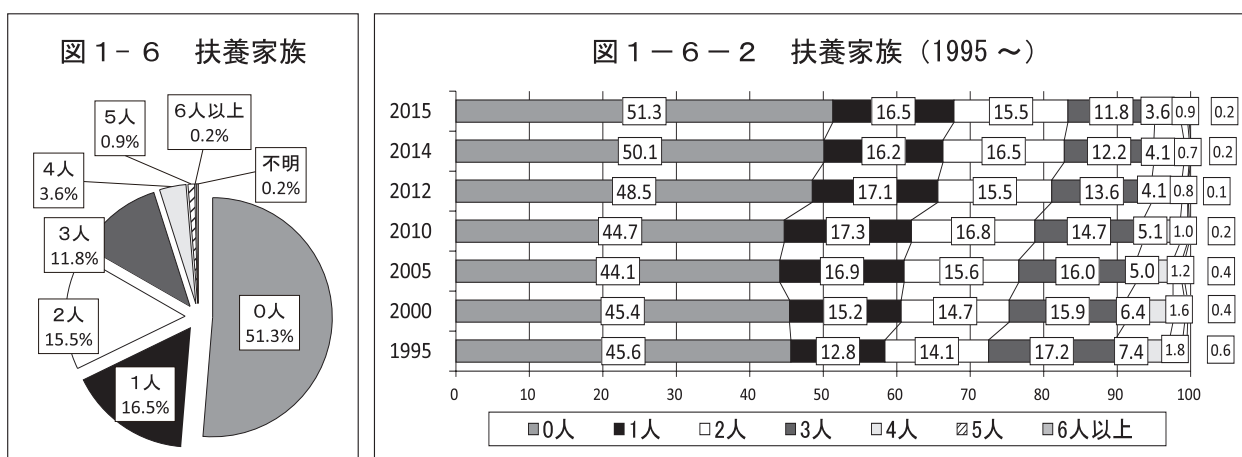
性別の構成は、男性（独身+既婚）は62.0%（前回62.7%、前々回61.2%）、女性（独身+既婚）は37.9%（前回37.2%、前々回38.6%）となっている（図1-4）。この間、わずかずつではあるが年々女性の比率が高くなってきたが、前回の足踏み傾向から大きくは変わっていない。ちなみに、2012年7月に実施した「第11回自治労基本調査」では、北海道本部内の女性組合員の比率は、41.3%となっている。

職種で女性が多いのは、「医療系看護職」（90.1%）、「保健系技術職」（88.6%）、「福祉系技術職」（80.5%）など。逆に男性が多いのは、「研究職」（90.5%）、「技術系一般職」（84.0%）、「技能・労務職」（77.7%）など。「事務系一般職」でも男性が70.4%になっている。



行政別で女性組合員の比率が高いのは、「社保労」58.0%、「公共民間」52.4%、「都市職」44.9%で、逆に少ないのは全道庁労連の29.2%となっている。

### 3 扶養家族—扶養「なし」が過半数に。扶養家族の人数も徐々に減少。

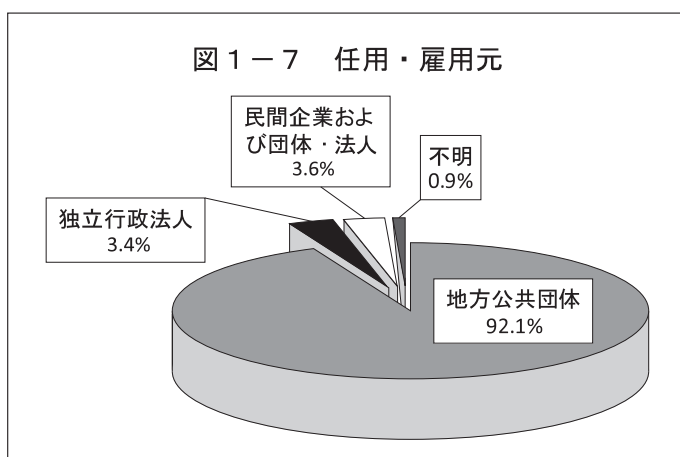


扶養家族の構成は、前回からついに「扶養なし」が過半数となったが、今回も「0人」がさらに増えて51.3%。また、「扶養家族」の人数は「1～3人」までで、全体の44%（「扶養家族あり」の90%）を占めている。

既婚男性の87%に扶養者があり、既婚女性の65%に扶養者がいない。これは、既婚女性の多くの人が、いわゆる「共働き」等をしていると思われる。

図1-6-2は、少し長いスパンで扶養の状況をみてみた。徐々にではあるが、扶養人数が減り扶養家族なしも増えている傾向が明瞭である。

### 4 任用・雇用元—地方公共団体92.1%、独立行政法人3.4%、民間事業所など3.6%



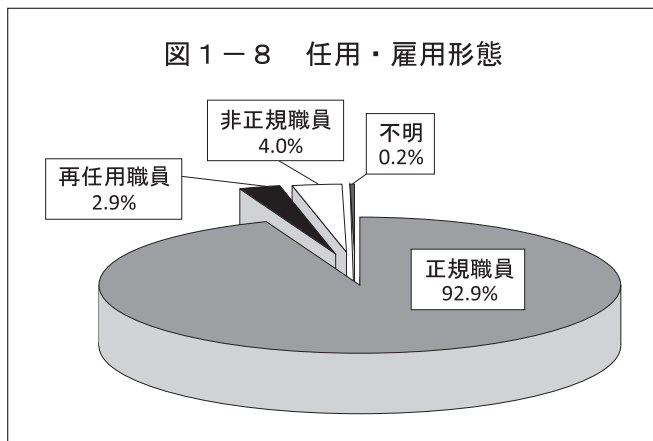
この設問は、4年前から設定した。公共民間の組合員の増加はもとより、非公務員型の独立行政法人が設立され、適用法の違いをはじめ環境が大きく違うことをふまえてフェイス項目に加えたものである。

結果は、「地方公共団体」92.1%、独立行政法人3.4%、民間企業及び団体・法人3.6%となり、前回より独立行政法人と民間事業所などが少し増えた。

### 5 任用・雇用形態—「非正規職員」が4%。公共民間では3割近くを占める。

全体では、「正規職員」が93.1%、「再任用職員」が2.9%、「非正規職員」が4.0%となっている。前回に比べると、非正規職員・再任用職員ともに若干増えて、その分だけ正規職員が減ったかたちとなった。

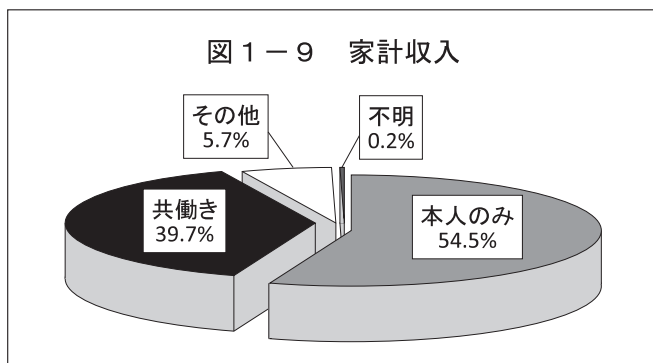
「非正規職員」の占める比率が高いのは、職種別では、サンプル数は多くはないが「その他」で39.8%、「福祉系技術職」が10.1%、「技能・労務職」6.3%の順となっている。



行政別では、社保労が48.1%と高く、公共民間労組でも37.9%。自治体単組では政令が5.6%と比較的高くなっている。性別では、「既婚女性」8.9%、「独身女性」8.2%で、「既婚男性」1.1%、「独身男性」1.6%と比べると、圧倒的に女性の中での比率が高い。

また、「再任用職員」については、職種別では、「技能・労務職」の高さが目立ち(13.2%)、行政別では比率が高いのは「政令」7.8%、「全道庁労連」3.6%などとなっている。

## 6 家計収入－「共働き」は39.7%



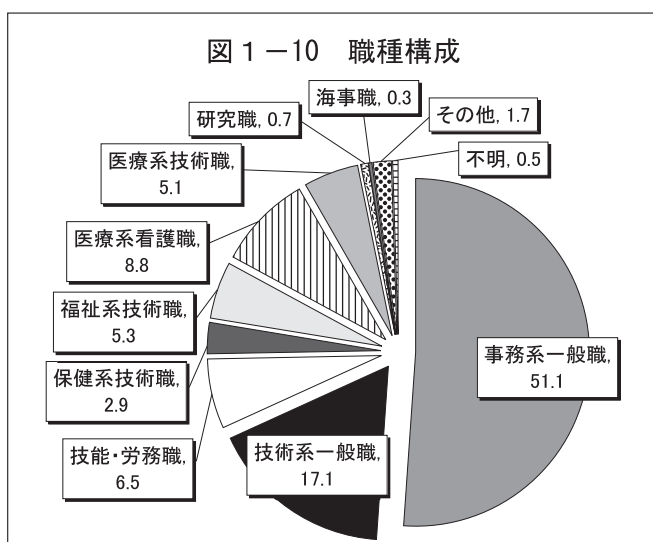
家計収入の状況は、全体では「本人のみ」の収入の人が54.5%。「共働き」の39.7%、「その他」が5.7%。この間の傾向としては、少しずつだが「本人のみ」が減って「共働き」が増えてきている。

行政別にみると、「共働き」が多いのは、町村職が45.3%ともっとも高く続いて都市職が41.7%。逆に「本人のみ」の収入が多いのは、

その他の69.3%、そして自治体単組では全道庁労連の62.0%となっている。道庁は異動があるため定着して働きづらい影響が大きいと思われるが、それでもこの間少しずつ共働きは増えてきている。

任用・雇用形態でみると、「正規職員」は比率が圧倒的なので全体平均に近いが、他の2つは（本人のみ：共働き：その他）の比率で、「非正規職員」（46：40：14）、「再任用職員」（65：26：9）という状況である。非正規職員は、「共働き」は全体平均とあまり変わらないが、「本人のみ」が少なく「その他」が高くなっている。

## 7 職種構成－傾向的に続く「技能・労務職」の減少と「一般事務職」の増加

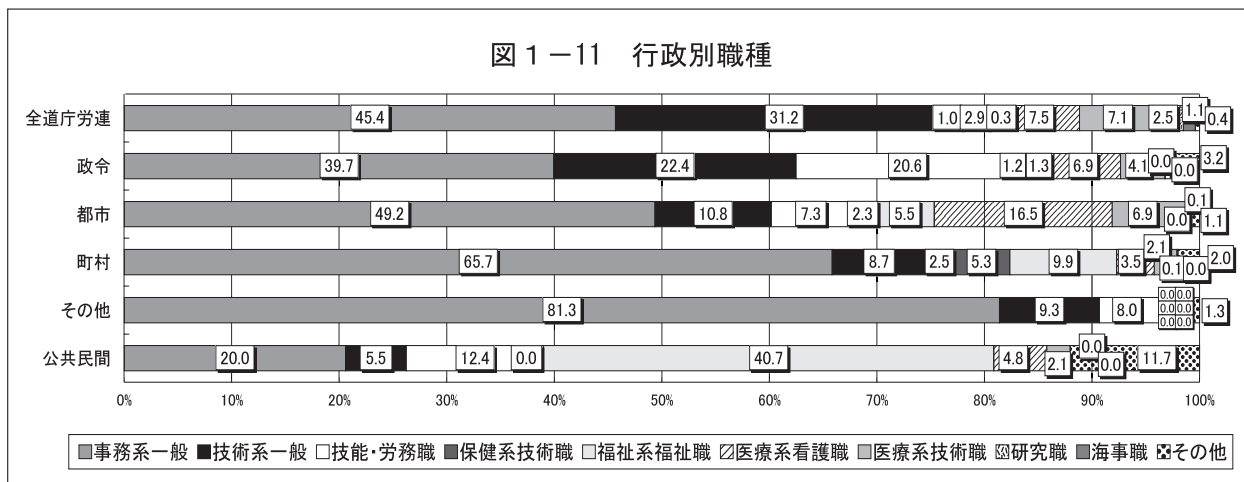


職種構成は、「事務系一般職」はこの10年あまりで約8ポイント増えており、逆に「技能・労務職」は6ポイント減っている。あくまでも、このアンケート回答者の中での構成比であるとは言え、現場での業務の直接執行をどんどん減らしてきた自治体の姿がそのまま反映した格好といえる。

今回も最も高いのは「事務系一般職」だが、比率は少し減って51.1%（前回は53.3）になった。ついで「技術系一般職」17.1%、「医療

系看護職」8.8%、「技能・労務職」6.5 %となっている。

行政別でもかなり特徴が違う。図1-11を参照いただきたい。



## II アンケート集計の特徴

### Q 1. 「生活が苦しくなった」は56%、実に7年振りに増加に転じる！

Q 1. 2～3前の今ごろと比べてあなたの生活はどうですか。

①非常に苦しくなった	(14.7%)	②苦しくなった	(41.3%)
③変わらない	(35.9%)	④少し楽になった	(4.0%)
⑤かなり楽になった	(0.8%)	⑥わからない	(2.8%)
⑦不明	(0.4%)		

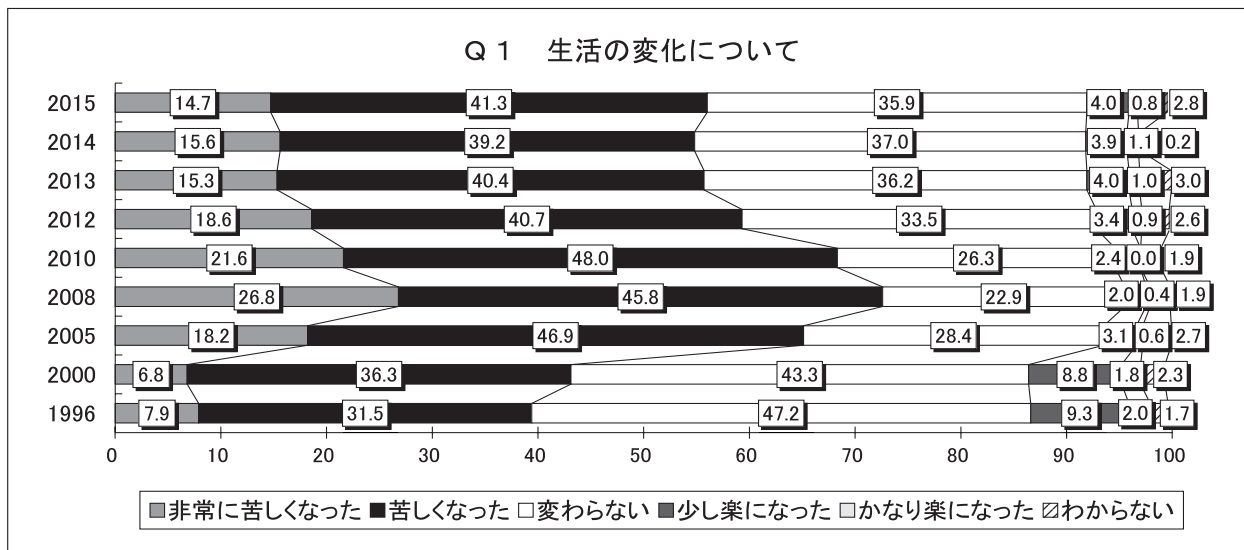
毎年調査している組合員の生活の変化については、2007年の調査で初めて「生活が苦しくなった」(①非常に苦しくなった+②苦しくなった)が7割台に達した。以降3年連続で7割を超え最も高かったのが2008年の72.6%だった。2009年は71.2%、2010年にやっと7割を切り、2012年には6割を切って前回2014アンケートの54.8%まで、徐々に下がってきていた。ところが今回は、「苦しくなった」が1.2ポイント上がって56.0%となり、実に7年ぶりに増加に転じた。

前回までの変化も、「苦しくなった」が最も高かった2008年から徐々に低下してきたが、「楽になった」(「少し」+「かなり」)はほとんど増えず、「変わらない」だけが増えてきたのが実態であった。設問自体が「2～3年前に比べて」というものなので、その当時に「苦しかった」人が、「かわらない」にシフトしている可能性もあり、単純に「生活が楽になった」とは言い切れないと捉えてきた。

今回も、「楽になった」は4.8%、前回の5%から微減である。2009年までの「最悪期」を脱してきたことは事実だったが、今回の7年ぶりの「苦しくなった」の増加は大いに気になるところである。

安倍自公政権による、国家公務員給与削減の特例措置を地公にも波及させたことによる影響や、この間の円安による輸入品の値上がりをはじめ、物価上昇による16カ月連続(2014年11月時点)の実質賃金低下の影響などが裏打ちされたとも考えられる。

これが生活にどのような影響を与えているのか、春闘にあたっての要求などにどう反映されているかは、次問以降の結果でみていくことになる。



年齢別にみると、年齢が上がるにしたがって「苦しくなった」が増えていく。「30代後半」で5

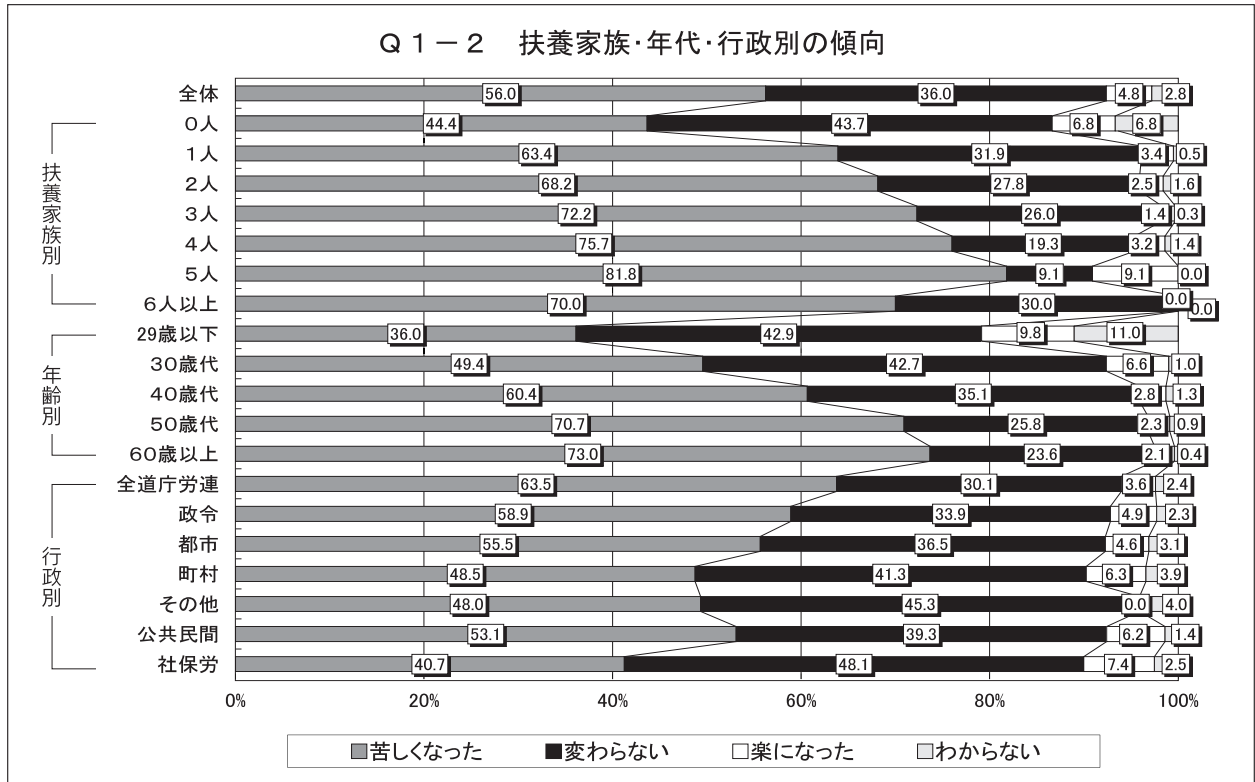


割を超え、「40代後半」では67%、「50代前半」と「60歳以上」では7割を超えている。この世代は、「教育費」「住宅ローン」等の負担に加え、近年では昇給抑制などの影響も考えられる。

「扶養者」については、「1人」以上で、「苦しい」が6割以上となり、「3人以上」では7割を超え、「5人以上」では8割超となっている。

また、任用・雇用形態でみると、全体に占める比率は低いですが、「再任用職員」で「苦しい」が約77%に達している。非正規職員は61.3%、正規職員では55.2%である。

行政別では、全道庁労連で「苦しくなった」が約63%と他よりかなり高い水準になっている。言うまでもなく、16年も続く道の独自削減、そして国公の特例措置の波及による二重の削減も影響している。



## Q 2. 生活の変化、節約や我慢は？

— 食費・光熱水費が最多、衣服や家具・家電等の買い控えが増加 —

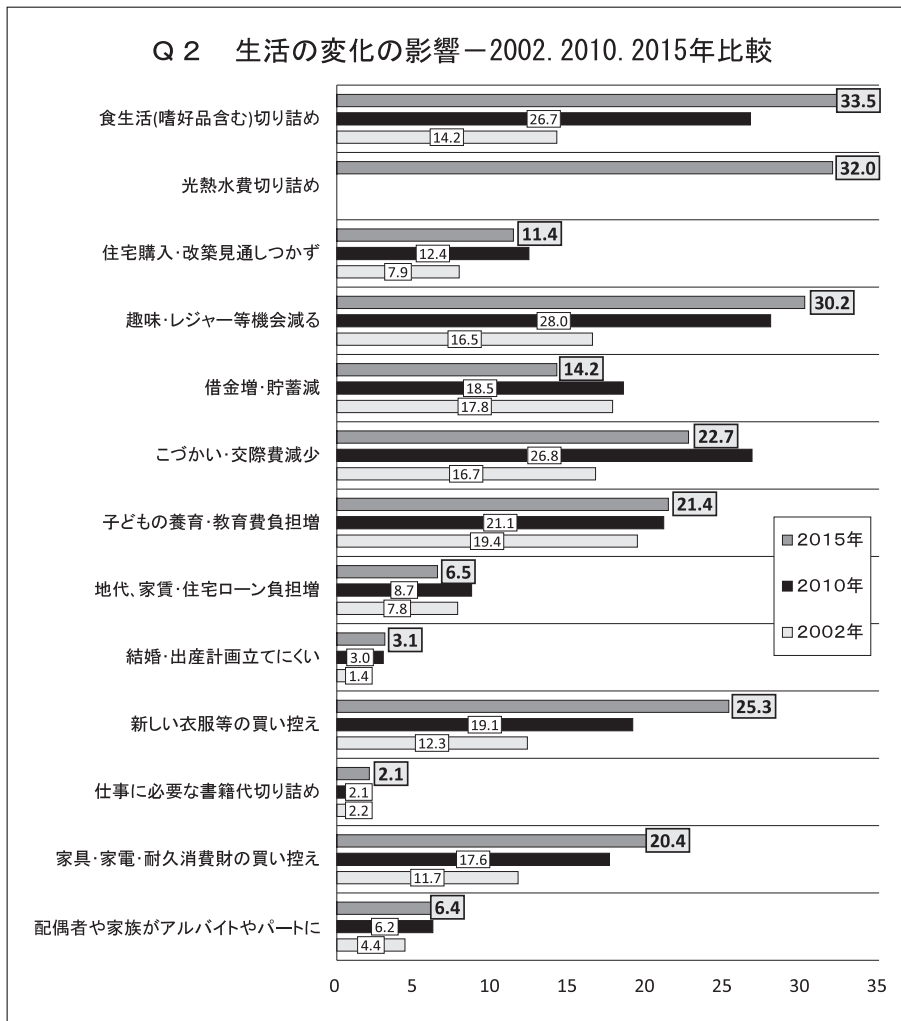
Q 2. 前問Q 1で、①～③（非常に苦しくなった、苦しくなった、変わらない）と回答した方にうかがいます。生活の変化や節約・我慢していることを、以下からあげてください。（主なものを3つまで選んでください）

内容	割合 (%)	順番
①食生活（嗜好品を含む）を切り詰めている	33.5%	①
②光熱水費を切り詰めている	32.0%	②
③住宅購入や改築の見通しがつかない	11.4%	⑨
④趣味や習い事、レジャー、スポーツの機会が減った	30.2%	③
⑤借金が増え、貯金が減った	14.2%	⑧
⑥こづかいや交際費が少なくなった	22.7%	⑤

⑦子供の養育費や教育費の負担が高まった	21.4%	⑥
⑧地代、家賃や住宅ローンの負担が高まった	6.5%	⑩
⑨結婚や出産の計画が立てにくくなった	3.1%	⑫
⑩新しい洋服など買い換えが少なくなった	25.3%	④
⑪仕事上で必要とされる書籍代などを切り詰める	2.1%	⑬
⑫家具や家電・耐久消費財の購入買い控え	20.4%	⑦
⑬配偶者や家族がアルバイト・パートなどに出ている	6.4%	⑪
⑭その他 ( )	2.4%	

この設問は、Q1の生活状況の関連質問で2002年から断続的に聞いてきた内容である。これまで、「苦しくなった」と回答した人にだけその影響を聞いてきたが、今回は「変わらない」と回答した人も含めて聞いてみた。あわせて回答選択肢では、②光熱水費を追加している。

それは、この間「苦しくなった」が少しずつ減ってきてはいるものの「楽になった」は増えず、「変わらない」に移行しているだけという傾向が続いており、“苦しさ”や“我慢”への慣れが指摘されてきた中で、実は「変わらない」の中にこそ節約・我慢がこめられているのではないか、という趣旨である。従って以前との単純な比較はできなくなったが、むしろ現状を把握することを優先した。



グラフは、2002、2010の数値と並べてみたものである。対象者を限定した質問であるが、数値は全体に占める比率でとっている。述べたように、対象も「苦しくなった」だけでなく「変わらない」も含めたため、以前との直接の比較はできないが、傾向と現状はつかめると思う。

何と言っても目立つのは、「食生活」「光熱水費」「衣服」など、数値も高く2010と比べても増加が顕著な項目である。今回は「変わらない」という人も対象に加えたので、その中での節約や我慢を含めて全体的に数値が上がるのは自然だが、やはり

多くに影響が及んでいるのがこれらだと言える。特に以前の選択肢になかった「光熱水費」は、

食生活と並んでトップレベルになった。また、2010からのアップは大きくないが、「趣味・レジャー」「家具・家電など」はやはり高い数値になっている。

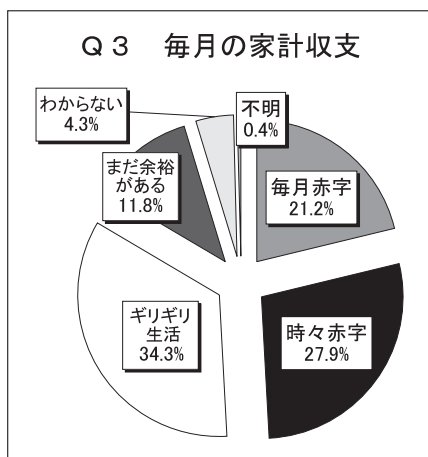
他方で、「こづかい・交際費」「養育・教育費」「借金増・貯蓄減」「住宅」などは、変わらないかむしろダウンしている。これは、すでに当たり前になっている（こづかい等）か、もしくは日常的な節約のレベルではない（住宅等）ということも考えられるし、選択方法を従来の「3つ選択」から今回は「3つまで」としたことで、回答者一人あたりの選択数が若干減っていることも影響していると思われる。

### Q 3. 家計収支 …

「赤字家計」は引き続き5割を切ったが、「ギリギリ」増加、「まだ余裕」は減少。

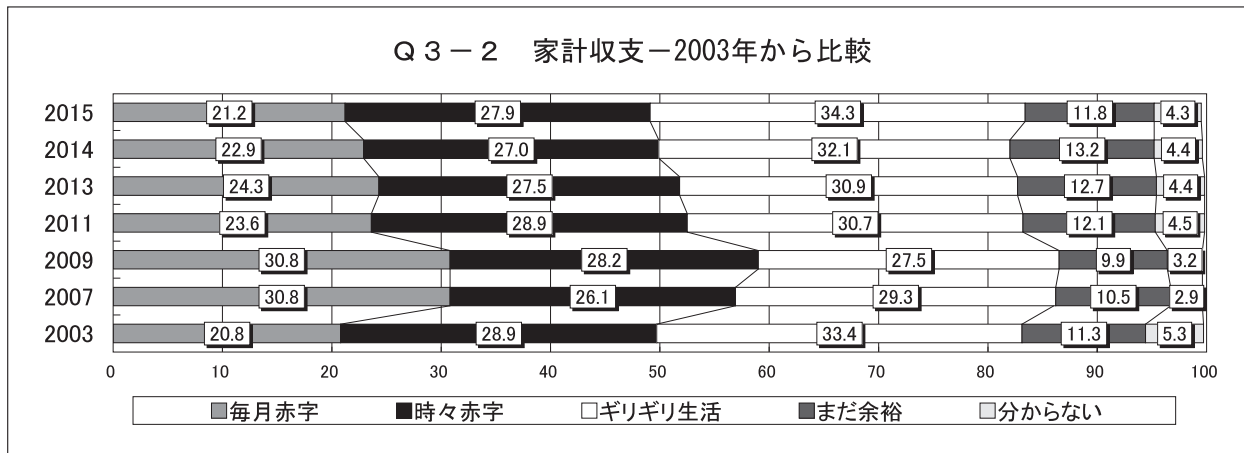
Q 3. あなたの現在の家計収支はどうなっていますか。

- |                       |       |          |       |
|-----------------------|-------|----------|-------|
| ①毎月赤字になっている           | 21.2% | ②時々赤字になる | 27.9% |
| ③赤字にはなっていないが、ぎりぎりの生活だ | 34.3% |          |       |
| ④まだ余裕がある              | 11.8% | ⑤わからない   |       |
| ⑥不明                   | 0.4%  |          |       |



家計収支の状況を聞く設問は、2003年から継続的に行なっている。グラフのとおり、だんだんと増え続けた赤字家計は、2007年調査では「毎月赤字」が30%を超え、「時々赤字」と合わせた赤字家計の比率は57%、2009年には59%と最高になった。そこから徐々に赤字家計の比率は下がり、今回は49.1%と前年(49.9%)に続いて5割を切った。

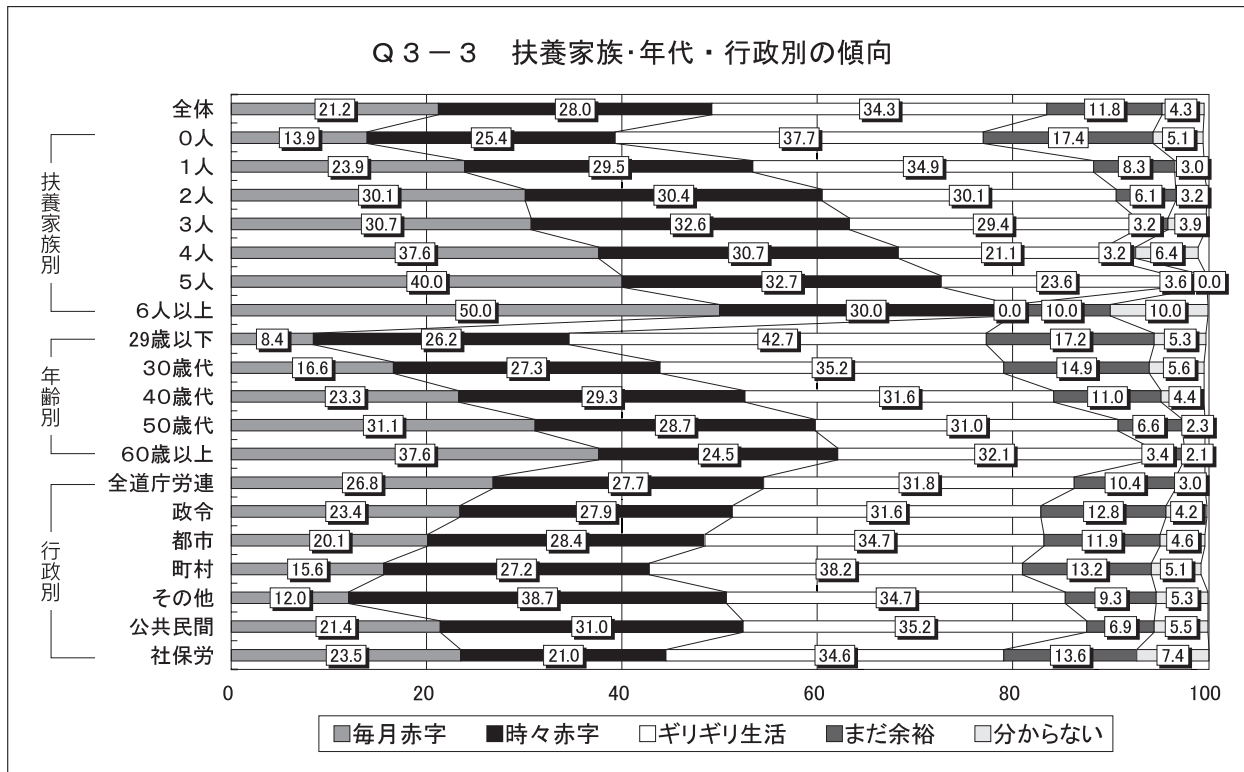
Q 1 の生活状況と同様、最悪期を越えて徐々に赤字家計の減少が続いているが、この間の討論で指摘されているのは、「節約」と「我慢の慣れ」であった。今回は数字上も、「赤字ではないがギリギリ」が増加（前回32.1%）し、「まだ余裕」が減少（前回13.2%）している。Q 2 の回答状況と合わせ、“以前ほど赤字では無いが、慣れた中でもなかなかやり繰りが難しくなっている家計の実態”と言えるのではないだろうか。



この「毎月+時々」の“赤字家計”比率を、扶養家族数別に見ると、「0人（扶養家族なし）」が

4割弱、「2人」が6割、「4人」で7割弱、「5人」では7割強という状況になっている。

年齢別では、「29歳以下」の34.6%から「50歳代」の59.8%まで、年齢が高くなるにつれて赤字家計の比率が増えている。行政別では、独自削減が続けられている全道庁労連が平均より5ポイントほど高い54.5%となっている。政令・都市・その他は、大きな違いが無く平均前後、町村がもっとも低く42.8%となっている。



**Q4. 2015春闘要求額は、11,300円！（昨年比+294円） 5年連続のアップ。**

Q4. 2015春闘での賃上げ要求について、あなたは要求額（定期昇給分を除いた金額）をいくらにすべきだと思いますか。

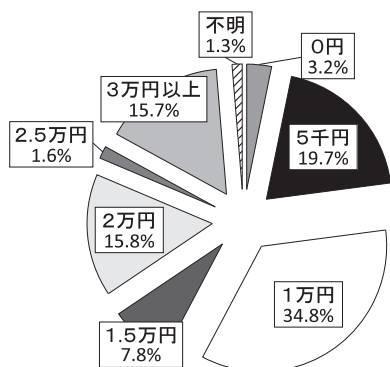
① 0円	3.2%	② 5千円程度	19.7%	③ 1万円程度	34.8%
④ 1.5万円程度	7.8%	⑤ 2万円程度	15.8%	⑥ 2.5万円程度	1.6%
⑦ 3万円以上	15.7%	⑧ 不明	1.3%		

賃上げ要求額の調査は、一時期中断した時期もあった。道本部の調査でも、2000年春闘から3年間、それまでの「賃上げ要求額」から「生活必要額」に切り替えられてきた。2003年の見直し作業の際に、あらためて「生活必要額」ではなく、労働組合としての「賃上げ要求額」の調査を復活させた。

また2004年の調査から、さらに全体の賃金闘争の現状（民間ではほとんどが定昇のみ要求）や、自治体でも財政難からの独自削減の広がりも考慮して、組合員の意識を正確に反映するため、あえて「0円（定昇のみ）」という選択肢も加えてみた。

今回の要求額の調査結果は、前回2014年と比べると294円アップして11,300円という数値となった（昨年の要求額は11,006円）。これで、2010年に調査開始以来の最低額、前年からの下げ幅も最

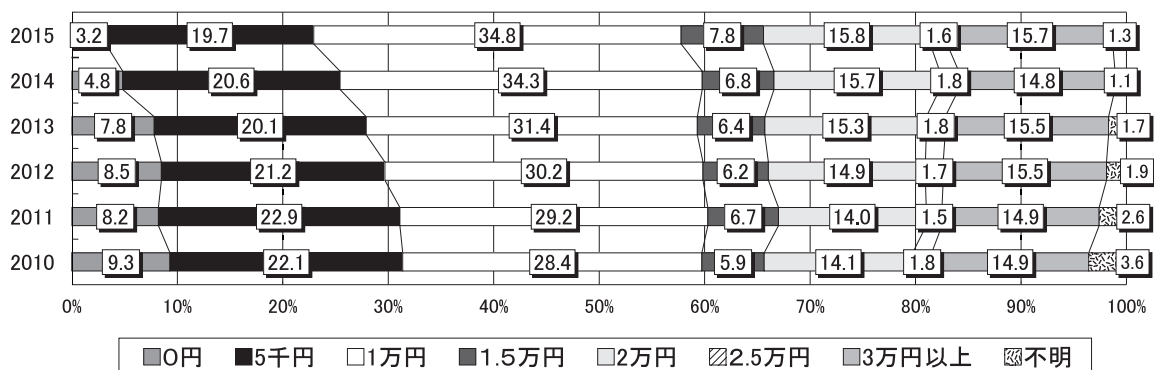
Q 4 2015春闘での賃上げ要求額



も大きくなって以降、5年連続で要求額がアップしてきている。

今回は特に、「0円（定期昇給のみ）」がさらに減少してわずか3.2%であり、2010年に9.3%あったことから考えると大きな変化である。そして1万～1.5万のゾーンと3万以上が増えていることが、2014より300円近くアップした構造である。“多くは望めないだろうが、もう少し何とかしてよ”という気持ちがジワッと増えてきていたが、今回はさらに「ちゃんと賃金上げて！」という思いの増加を感じる。（図Q 4-2）。

Q 4-2 賃上げ要求額-6カ年



＜中央値の求め方＞

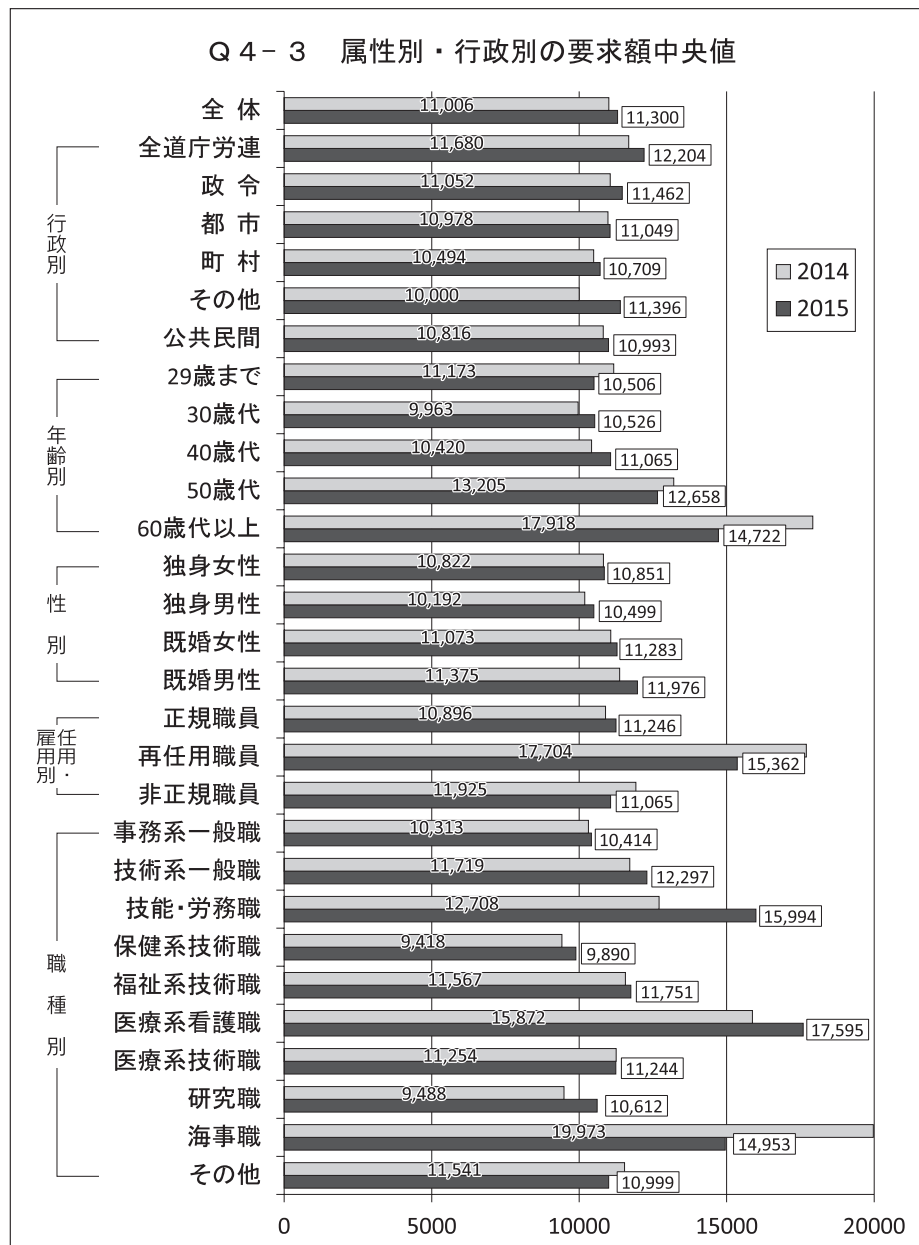
- ①中央値は、100%から不明1.3%を除いた数の中間値であり、その値は49.35%となる。
- ②中央値は1万円程度（34.8%）の帯の中にあり、その最低値は7,500円である。「0円」と「5千円程度」の計は22.9%である。
- ③計算式は

$$7,500円 + \frac{49.35 - 22.9}{34.8} \times 5,000円 \approx 11,300円$$

これを属性による特徴で見たグラフが「Q 4-3 属性別・行政別の賃金要求額中央値」である。行政別では、例年同様、全道庁労連が12,204円と他と比較しても高くなっている。16年間続く独自削減で、「Q 1 生活が苦しくなった」の回答でも全道庁組合員は行政別では最も高い63.4%になっており、これが賃金要求額にも反映していると考えられる。昨年との比較でも、やはり全道庁が最もアップした（524円）が、全てで要求額が上がっている（政令410円、都市71円、町村215円、公共民間177円、そしてサンプルは少ないが、その他は1396円も）。

年代別では、年代が高いほど要求額も高い傾向は例年と同様だが、昨年からの変化で言うと、「29歳まで」は微減、「50歳代」と「60歳以上」が下がって、最も要求額が低かった「30歳代」と「40歳代」が500円～600円台もアップしたのが特徴である。

性別では、昨年は「独身女性」と「既婚男性」が前年から微減、「独身男性」と「既婚女性」が300～400円程度アップしたかたちだったが、今回は全てで昨年よりアップしたが、特に「既婚男性」の600円超のアップが目立つ。また要求額が最も低い「独身男性」は、ここ3年は連続してアッ



プを続けている。それでもまだ「女性（独身）」の方が高い要求額になっている。

任用・雇用形態別では、「正規職員」は例年と同様に最も要求額が低いがそれでも350円アップ、逆に「再任用職員」が2300円超、「非正規職員」が860円、それぞれ昨年からダウンした。

また職種別では、「技能・労務職」が去年は大きくダウンしたが今回は3千円以上の大幅なアップになった。昨年に続いて連続アップになっているのは、「医療系看護職」と「研究職」が千円以上であり、「医療系看護職」は最も要求額が高くなった（17,595円）。「海事職」はサンプルが少ないが今回は大幅にダウンした。最も要求額が低かったのは、前回に続いて「保健系技術職」である。

#### <参考>

また「道本部の春闘要求額」と「公務員共闘としての春闘要求額」の推移を示したのが次の（図「Q 4 - 4 春闘要求額の推移」）である。今回も、資料的価値を認めて、調査値を付加して掲載した。

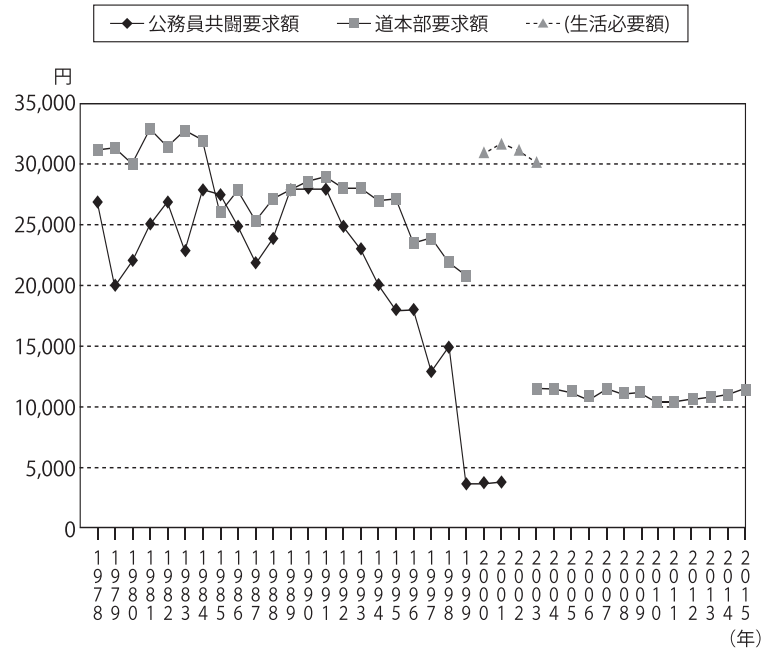
自治労と公務員共闘が、今回のような賃金要求額に関わるアンケート調査を始めたのは1972年に



### Q4-4 春闘要求額（中央値）の推移

要求額（中央値）の推移（道本部調査）

年	公務員共闘要求額	道本部要求額	(生活必要額)
1978	27,000	31,200	
1979	20,000	31,400	
1980	22,000	30,000	
1981	25,000	33,078	
1982	27,000	31,398	
1983	23,000	32,776	
1984	28,000	32,000	
1985	27,500	26,067	
1986	25,000	28,000	
1987	22,000	25,161	
1988	24,000	27,075	
1989	28,000	28,000	
1990	28,000	28,500	
1991	28,000	29,000	
1992	25,000	28,000	
1993	23,000	28,000	
1994	20,000	27,000	
1995	18,000	27,500	
1996	18,000	23,500	
1997	13,000	23,900	
1998	15,000	21,900	
1999	3,700	20,800	
2000	3,800		31,000
2001	3,800		31,650
2002			31,200
2003		11,450	30,050
2004		11,450	
2005		11,250	
2006		10,949	
2007		11,589	
2008		11,005	
2009		11,075	
2010		10,458	
2011		10,514	
2012		10,704	
2013		10,889	
2014		11,006	
2015		11,300	



まで遡る。この年は、公務員共闘レベルで初めて春闘路線に踏み込んだ最初の年で、春闘を闘うために前年（1971年）暮れに「組合員生活実態調査」が実施されている（公務員共闘の要求額は2万円以上と決定）。この時点での道本部の調査も、全国調査の一環として実施されており、道本部独自の集計をするにまで至っていなかった。

道本部独自の集計結果が出てくるのは別表にあるとおり1977年からである。この時の道本部要求額は39,500円。これに対して公務員共闘の統一要求額は26,000円となっている。これ以降、一時を除いて、だいたい道本部要求額が公務員共闘の全国統一要求額を上回っている。公務員共闘としての統一要求は2001年春闘で終わっている。

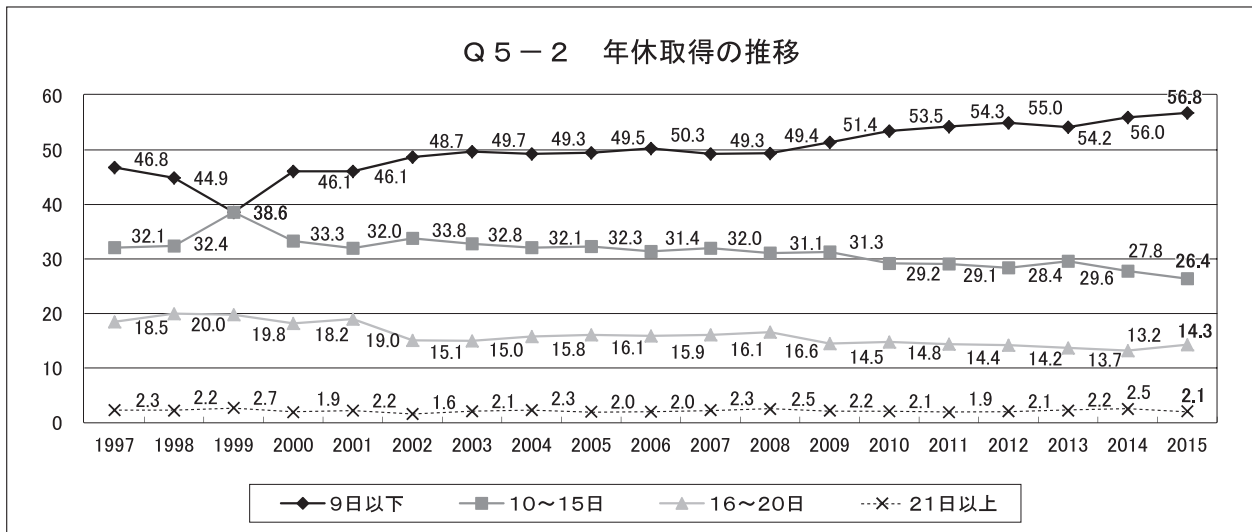
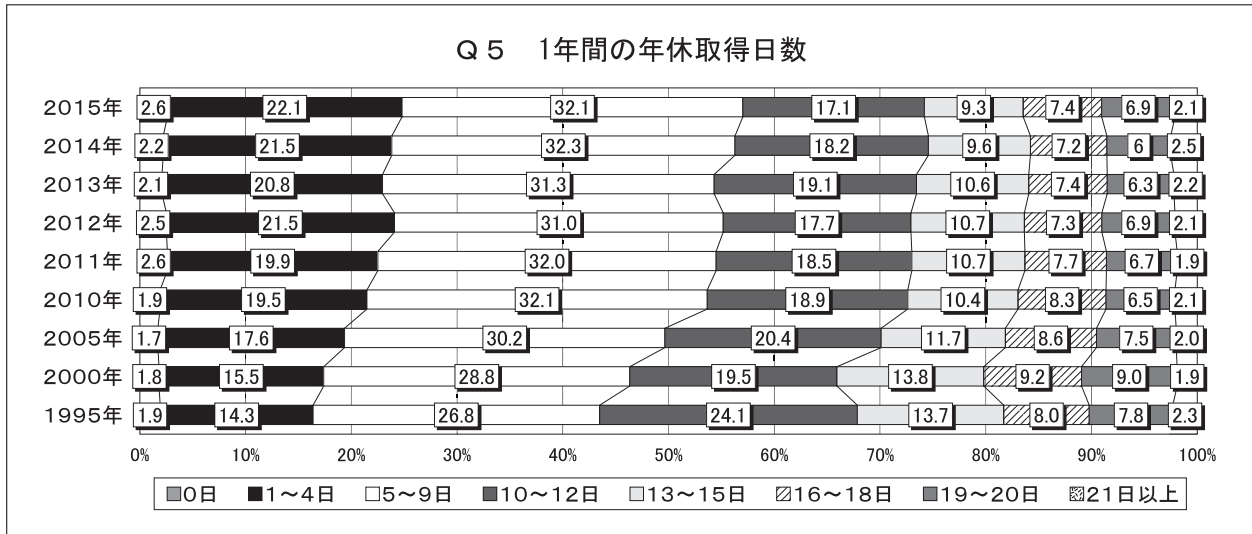
### Q5. 年休取得は、依然「9日以下」が過去最高！ 減少傾向は止まらず。 — 単組・職場段階での取り組みの点検を —

Q5. あなたはこの1年間何日ぐらい年休を取りましたか。

- |                  |                 |                 |
|------------------|-----------------|-----------------|
| ① 0日 (2.6%)      | ② 1～4日 (22.1%)  | ③ 5～9日 (32.1%)  |
| ④ 10～12日 (17.1%) | ⑤ 13～15日 (9.3%) | ⑥ 16～18日 (7.4%) |
| ⑦ 19～20日 (6.9%)  | ⑧ 21日以上 (2.1%)  | ⑨ 不明 (0.3%)     |

年休の取得日数は、今回も「③ 5～9日」が全体の3割を超えてもっとも多くなった。また、次に多いのは、「② 1～4日」で2割を超え、「① 0日」を含めると「4日以下」が約4分の1を占めている。これに「③ 5～9日」を加えた「9日以下」グループが今回も過半数になり、しかも前回よりさらにアップして56.8%と過去最高になったことが、何と言っても最大の特徴である。もとも

と少ない「21日以上」はさらに減少し、逆に「10～20日」のグループも前回より微減した。今回もまた、この間の減少傾向に歯止めがかからない。



図Q 5 - 2は、1997年からの変化を追っている。

この調査を始めたのは1995年からであるが、年休取得日数「10日未満」（9日以下）は2000年以降5割前後で推移をしてきているが、傾向としてはジリジリと微増を続けて2009年3年ぶりに過半数を超えた。今回は過去最高の56.8%まで上がった。

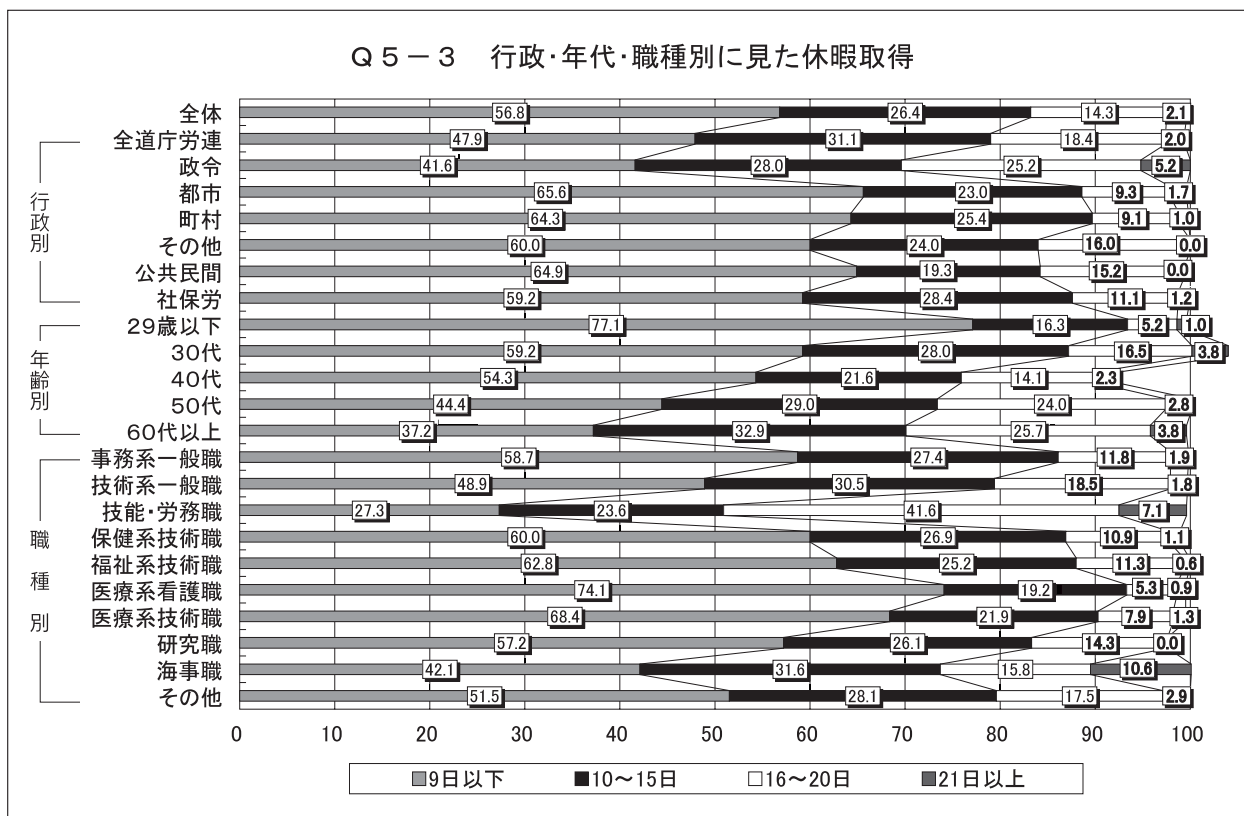
長期的な傾向で見ると、年休取得が減ってきていることが明瞭である。2009年に、緩やかながら明らかな傾向が出ていることを指摘したが、その後さらに顕著な傾向を示している。職場段階を含めた議論と取り組みはどうなっているだろうか、ぜひ単組段階でも検証・取り組みが必要である。

行政別・年代別・職種別に見たものが、Q 5 - 3である。

年齢別では「29歳以下」が「9日以下」の比率が77.1%と4分の3以上を占め、それ以降は年代があがるにつれて取得日数は増加しており、「50代以上」になると、「10日以上」が5割を越えている。以前からの、先輩が休んで若手が休まない職場という構造がどうなのか？という問題に加え、先輩自身の取得も減っている状況である。

職種別でみると、「9日以下」の比率は、「医療系看護職」が7割を越え、「医療系技術職」「福祉

Q5-3 行政・年代・職種別に見た休暇取得



系技術職「保健系技術職」で6割以上の高さになっている。特に「医療系看護職」は5.1%が「0日」(1年間で1日も休んでいない!)、「4日以下」でも4割近い状態にあり、医療職場の深刻さが浮き彫りになっている。

行政別では、「9日以下」が最も高いのが「都市」で、これは看護職組合員が多いことの反映と考えられる。ついで例年最も高い「公共民間」、そして「町村」となっている。

ちなみに、厚生労働省の「就労条件総合調査」(対象は15大産業に属する常用労働者が30人以上の企業)によれば、民間企業の年休取得状況は、1995年の平均9.5日(取得率55.6%)を最高に長期的な低落傾向に入っていた。近年は再び増加してきていたが、それでも2014年で平均9.0日(取得率48.8%)になっている。ヨーロッパなどでは完全消化が当然という中で、低い年休取得は日本の労働者総体の課題であり続けているが、少なくとも政府統計と春闘アンケートで見ると、公務員・公共民間労働者の方が平均取得日数はまだ多いが、近年は民間の低水準に、公務部門が減少して近づき、低位平準化のような様相になっているようである。

### Q6. 超勤は、増加傾向にストップがかかるか？ 職場段階で点検・取り組みを！

Q6. あなたは、この1年間でどれぐらい超勤しましたか。(未払いを含む)

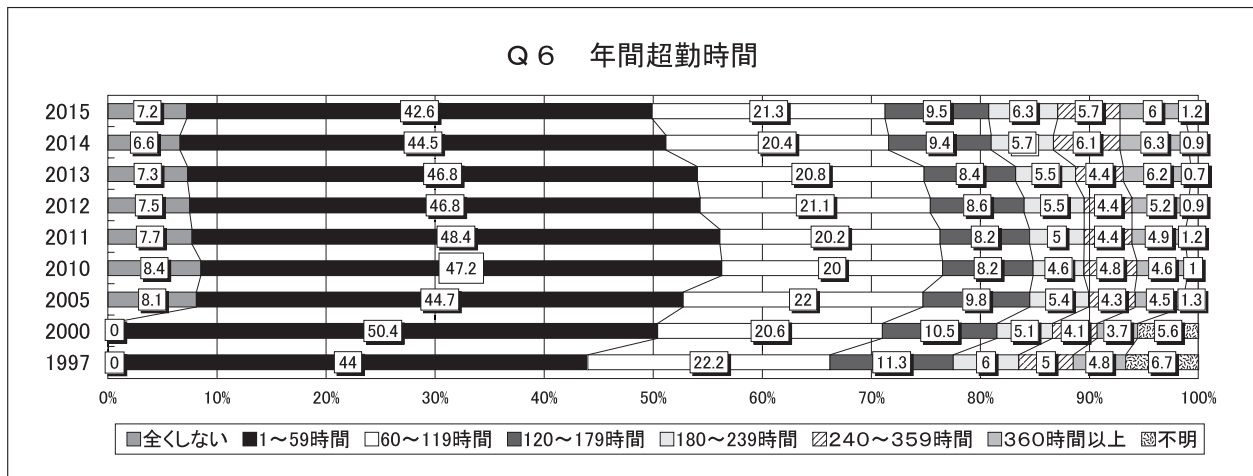
- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| ①全くしていない (7.2%)   | ②1~59時間 (42.6%)   |
| ③60~119時間 (21.3%) | ④120~179時間 (9.5%) |
| ⑤180~239時間 (6.3%) | ⑥240~359時間 (5.7%) |
| ⑦360時間以上 (6.0%)   | ⑧不明 (1.2%)        |

1年間の超勤は、「0~59時間」(①全くしない+②1~59時間)が最も多く(49.8%)、次いで「③」

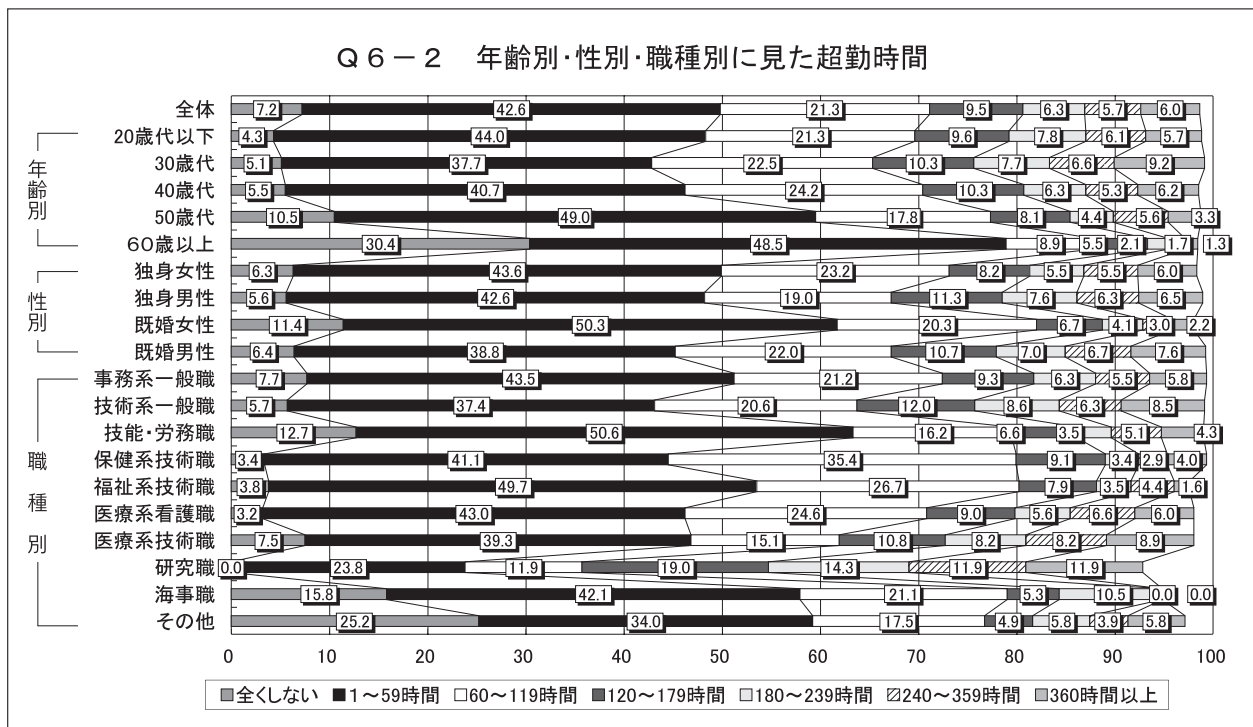
60～119時間」の21.3%、「④120～179時間」の9.5%の順になっている。

ここ数年この順番には変わりはないが、グラフにあるとおり、2011調査から区分線がどんどん左カーブを描いている（超勤の少ない時間帯が減っている）。そして「180時間以上」の2010年からの推移を見ると、14.3%→14.3%→15.1%→16.1%→18.1%（前回）と確実に増加傾向にあった。今回は18.0%と横ばいだった。逆に「全くしていない」が、8.4%→7.7%→7.5%→7.3%→6.6%と減少が続いてきて、今回は7.2%と少し増加した。ただし、その次の1～59時間は2ポイント近く減っている。

2010アンケートを転換点として、それまでの超勤時間の減少傾向が、足踏みからむしろ増加してきたのがこの5年間の状況だった。今年の微妙な変化が、この間の超勤増加の傾向にストップがかかっているのかどうかは、まだ判断できないが、引き続き職場段階での取り組みの強化が求められている。



年齢別で見ると、若い年代ほど超勤が多い。超勤の少ない「0～59時間」が、50歳代では6割を超えているのに対し、40歳代より若い年代は軒並み4割台である。そして「30歳代」は「29歳以下」よりも低くなっている。「30歳代」は、180時間を超える時間帯や、360時間以上でも最も高くなっており、一番超勤が多い年代である。



性別では、「既婚女性」の少なさが特徴で、これは家庭責任の現状の反映とも思われる。ついで「独身女性」が少なく、男性は「既婚」「独身」による違いはほとんど見られない。

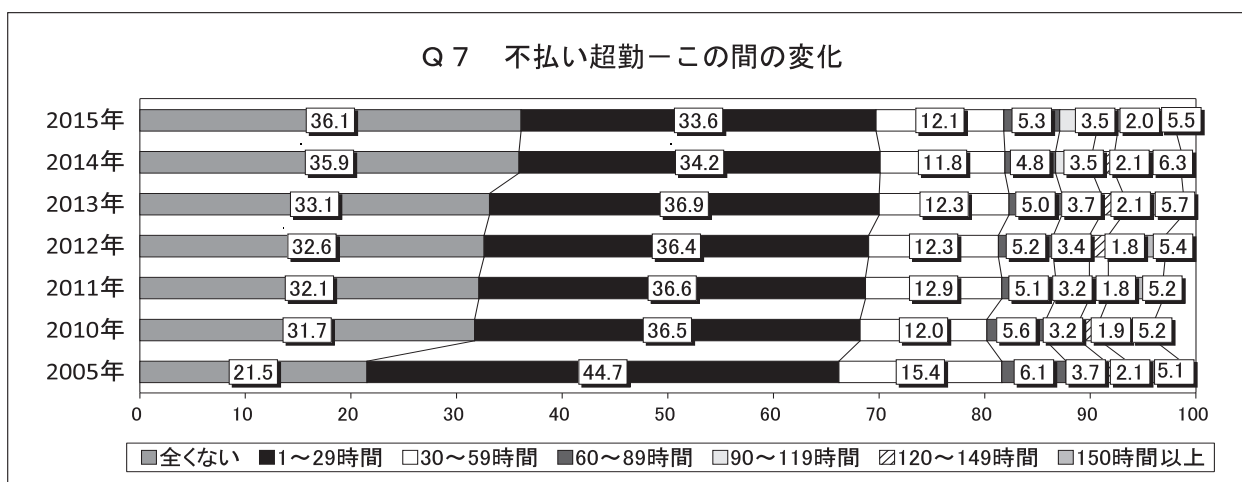
職種別では、比較的超勤が少ないのが、(サンプルの少ない海事職とその他以外では)「技能・労務職」で、「0～59時間」が64.6%を占めている。逆に最も多いのは「研究職」、次いで「医療系技術職」と例年の傾向だが、今回はその次に例年の「医療系看護職」でなく「技術系一般職」が多くなっている。

その他を含めて詳細は、巻末のクロス表を参照いただきたい。

**Q7. 「未払いゼロ」は増加、しかし「長時間の未払い」は減らず。  
職場、職種に偏りと固定化が目立つ。**

Q7. 前問のQ6のうち、「未払い超勤」(「サービス残業」と呼ばれる不払い労働)はどれぐらいですか。

- |                  |                   |
|------------------|-------------------|
| ①全くない (36.1%)    | ②1～29時間 (33.6%)   |
| ③30～59時間 (12.1%) | ④60～89時間 (5.3%)   |
| ⑤90～119時間 (3.5%) | ⑥120～149時間 (2.0%) |
| ⑦150時間以上 (5.5%)  | ⑧不明 (1.9%)        |



「未払い超勤(サービス残業)あり」は全体で57%で、6割弱の組合員が不払い労働をしている。グラフは、2010アンケートからの変化にその5年前の2005を加えている。

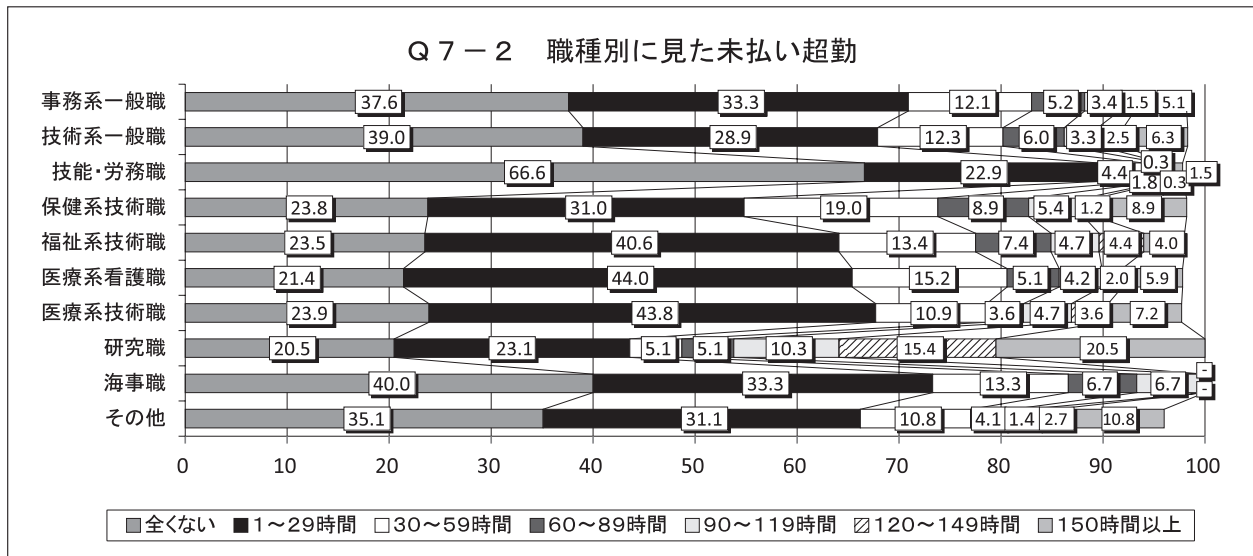
中期的な傾向としては、超勤手当が支払われていない人は少しずつ減ってきているが、逆に長時間の不払いがなかなか減らないことも明らかになっている。今回も、「全くない」が36.1%と前回よりわずか0.2ポイントだが増加、「1～29時間」は0.6ポイント減ったが、30～119時間までのゾーンは微増、そしてそれ以上の時間は再び微減になっている。

職種別にみると、「未払いなし」が全体平均より高いのは、「技能・労務職」(66.6%)が明白なだけで、「海事職」(40.0%)と「技術系一般職」(39.0%)「事務系一般職」(37.6%)がわずかに平均を上回っている。

一方、「研究職」は「150時間以上」が20.5%を占め、「保健系技術職」「医療系看護職」も不払い労働が多くなっている。また、「技術系一般職」は「未払いなし」も平均より多いが、長時間ある



比率も比較的高くなっている。これらの職場・職種毎の傾向もずっと続いており、改善に向けた具体的な取り組みが問われている。



### Q 8. 非正規職員の待遇改善

… 求める声は着実に増加、具体的な取り組みの推進を

Q 8. 「非正規労働者」が増加し、自治体・公務サービスの職場でも「臨時・非常勤・嘱託など」の職員が3割以上を占め、その多くが年収200万円以下という状況です。

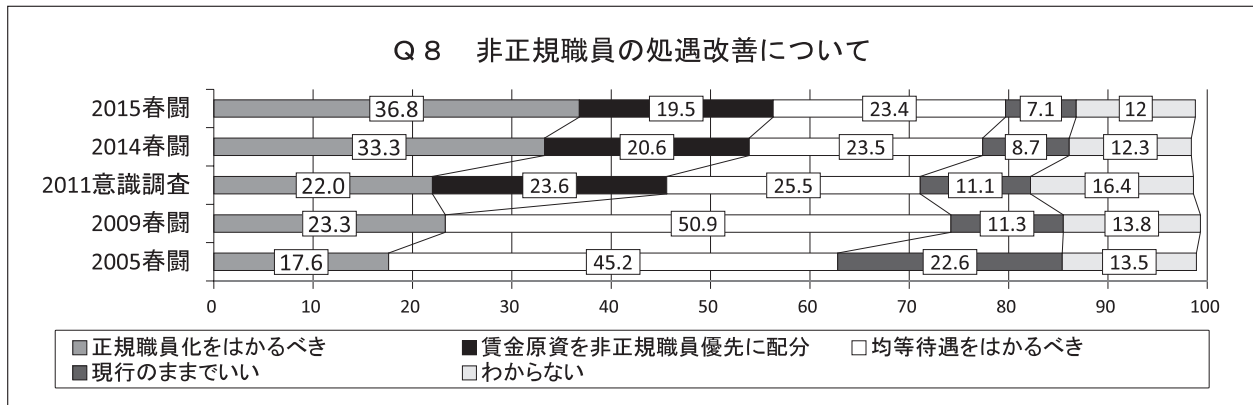
この職員の処遇について、どうあるべきと考えますか

- ① (恒常的な業務なら) 正規職員化をはかるべき 36.8%
- ② 正規職員化は難しいが、処遇改善のため賃金原資を「非正規職員」優先で配分すべき 19.5%
- ③ 均等待遇(勤務時間に応じて正規職員に準じた労働条件)をはかるべき 23.4%
- ④ 現行のままでいい 7.1%
- ⑤ わからない 12.0%
- ⑥ 不明 1.1%

この設問は前回2014アンケートに引き続きである。類似の設問は、春闘アンケートでは2005および2009に、また2011年の組合員意識調査でも取り扱った。ただし、回答の選択肢や表現は多少の変更があり、全く同じ設問で再度2014からの変化を見ようとしたものである。

「2005国民春闘アンケート」および「2009国民春闘アンケート」では、①正規職員化、②正規職員化は無理だが均等待遇を、③現行のままでいい、④わからない、の4択だった。「第14回組合員意識調査」(2011年)では、自治労内部でも議論になり始めた“賃金シェア”論議を踏まえて、「賃金原資を非正規職員に厚く配分」を選択肢に加えた。そして前回の「2014国民春闘アンケート」では、「正規職員化」と言っても業務による違いで一概に言えず答えにくいのでは」という指摘を受け、①に「(恒常的な業務なら)」と説明を加えてみた。こうした変化はあるが、この5回の結果を比較してみた。





“処遇改善をはかるべき”は、①+②+③で79.7%と前回から2.3ポイントアップしてほぼ8割を占め、この5回で最も高くなった。特に「①正規職員化」が前回で一気に10ポイントほど上がったが、今回はさらに3.5ポイントアップしている。その分「②賃金原資を優先配分」と「③均等待遇をはかるべき」が微減しているが、より抜本的な「正規職員化すべき」が増えている点は注目される。「④現行のままでいい」は前回初めて1割を切ったが、今回はさらに下がって7.1%になった。「⑤わからない」は微減だが大きな変化ではなく12.0%となっている。

次のQ10での重点課題でも、非正規職員の待遇改善課題は、「賃上げ」「時短・人員確保」「社会保障」に続いて高くなっており、組合員の中での認識は着実に深まっていることが確認できる。賃金カットや抑制、人員の削減など、正規職員自身も厳しい現実の中であって、臨時・非常勤・嘱託などさらに厳しい条件にさらされている仲間たちが放置されがちになる危険性は増大している。労働運動総体でも、スローガンとは裏腹に「正社員を守るためには…」という現実もまだまだ存在している中で、自治労道本部の組合員が“仲間として一緒にやっぺいこう”という意識の強まりは、労働組合としての健全性を確認できるものとして評価できる。

同時に、圧倒的多数を占めていた正規の職員が少数の臨時・非常勤等の課題にアプローチする、という以前の構造と違って、臨時・非常勤・嘱託等職員が多数を占める職場も増え、非正規の問題はすでに職場の現実的な中心課題という位置になっている実態の反映でもあるだろう。

しかしこうした意識も、当然ながら組合員が置かれている様々な条件の下で、幾分の違いがあることも見逃せない。属性別にみたグラフを参照していただきたい。

行政別等でみると、「その他」、「社保」、「町村」、「公共民間」、で「処遇改善」を求める比率が高い。「①正規職員化」は自治体単組では「全道庁」が最も高く、次が「町村」となっている。

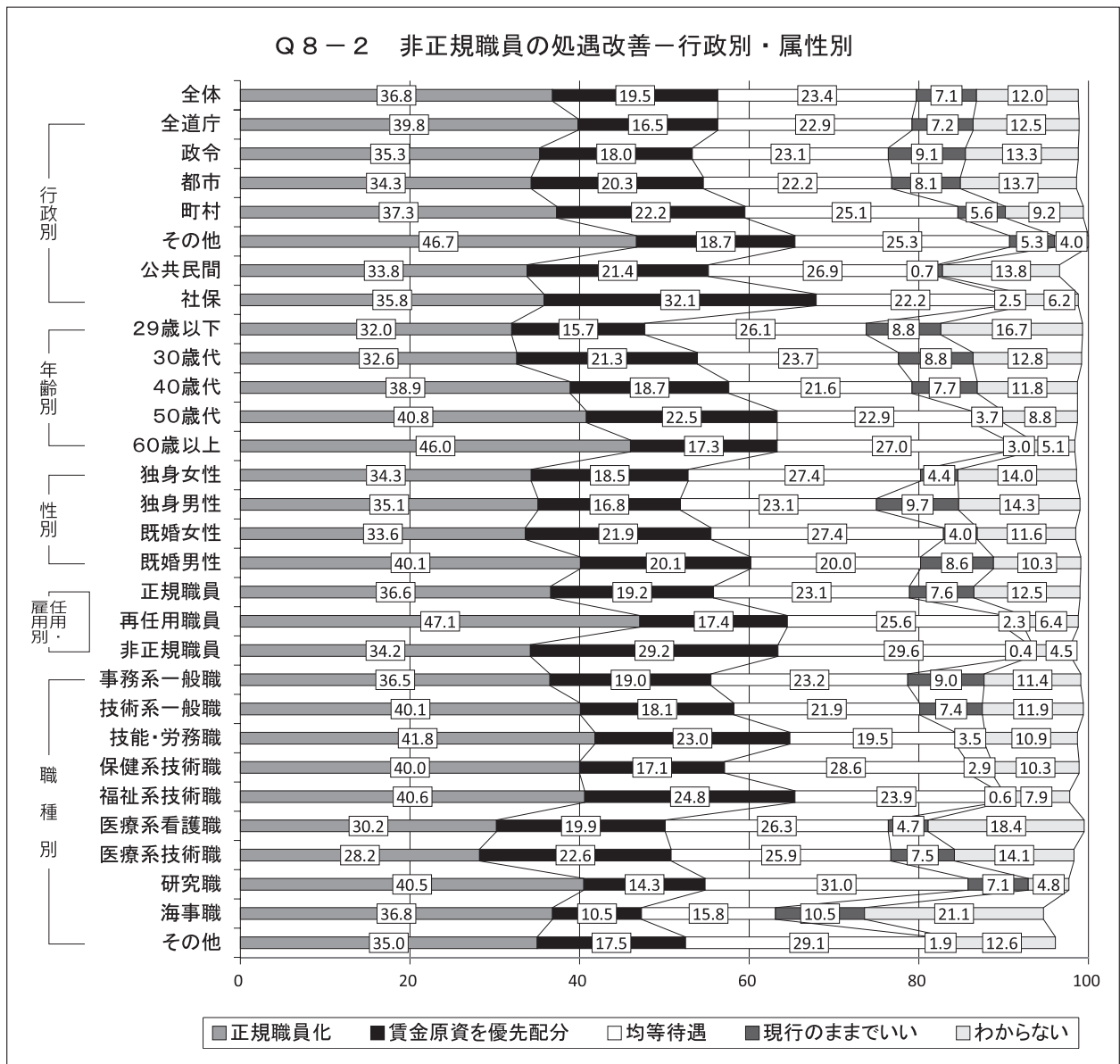
年齢別では、年齢が高くなるほど「処遇改善」(①+②+③)が高くなっている。「29歳以下」が「わからない」の比率が高いのはある意味自然だが、「④現行のままでいい」が「30歳代」が「29歳以下」と同じというのは気になるところである。性別では、「既婚男性」が他に比べて「①正規職員化」が高いのが目立つ。また、男女別では「④現行のままでいい」の違いが特徴的で、男性が高く女性が低い傾向がはっきり出ている。

職種別では、「処遇改善」を求める比率が高いのは、「福祉系技術職」「研究職」「保健系技術職」などの順で、「①正規職員化」だけで見ると「技能・労務職」が最も高い。前回に引き続き、最も多数を占める「事務系一般職」で「④現行のままでいい」が最多になっているのは気になるところである。

また、当該者である「非正規職員」は、「待遇改善」を求めている人は93.0%（前回93.7%）となっているが、その内容には少し変化が見られる。前回2014アンケートで、最も多かったのは「②正規

職員化は難しいが、処遇改善のため賃金原資を「非正規職員」優先で配分すべき」で、さほどの差ではないが「①正規職員化」が2番目だった。2011意識調査でも「正規職員化」よりも圧倒的に「厚く配分」、2009春闘アンケートでも「均等待遇」を選んでいる、という傾向だったことから、“一般的な理想”ではなく「現実的」に自分が求める選択としての意味合いや、年齢的にみれば、「40歳以上」が8割弱を占めていることの反映も一因か、と考えられ、職場・業務、そして条件に応じた具体的な「改善」を進めて行くことが重要、としてきた。

この現実的な運動の観点は引き続き必要だが、同時に、今回は「①正規職員化」(34.2%)が「③均等待遇」(29.6%)、「②厚く配分」(29.2%)より多く最多を占めた。当事者のこの要求の変化にも注目し、今後の運動の強化が求められる。



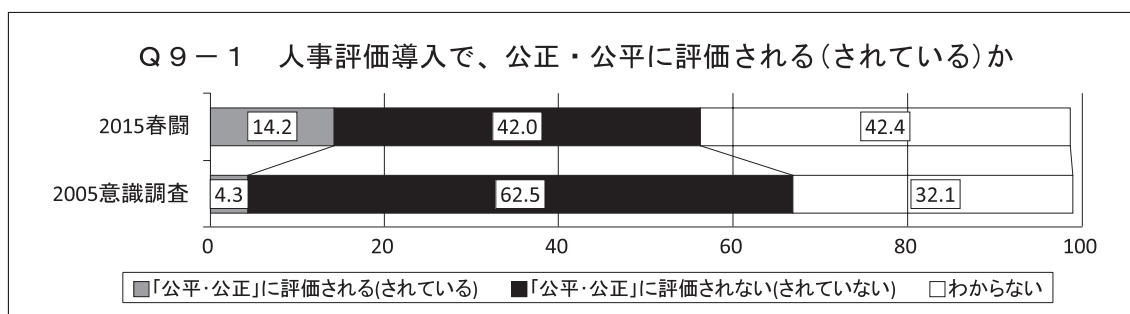
## Q9. [人事評価制度について]

### 制度への抵抗感はやや薄らぐが、むしろ現実的な不安や戸惑いが増加 …問われる制度設計・導入への議論と取り組み

地方公務員法の改正で、人事評価制度の2016年度からの導入が義務づけられ、これまで未検討だった自治体を含めて全自治体で制度の検討が進められていく状況をふまえて、人事評価制度について意見を聞いた。少し前になるが、それぞれ類似の設問との比較も見てみる。

- Q9 (1) あなたの職場で導入された場合、「公平・公正」に評価される、と思いますか？  
(導入されているところでは、「公平・公正」に評価されている、と思いますか?)
- |                             |       |
|-----------------------------|-------|
| ①「公平・公正」に評価される(されている)と思う。   | 14.2% |
| ②「公平・公正」に評価されない(されていない)と思う。 | 42.0% |
| ③わからない。                     | 42.4% |
| ④不明                         | 1.4%  |

2005年の第11回組合員意識調査で同様の設問をしている。今回との変化は、「正しく」(2005)を「公平・公正に」へ変更、また、すでに導入済みの自治体もあることから、「評価される」だけでなく(されている)を加えたのみである。結果は上の通りで、2005との比較もグラフにしてみた。



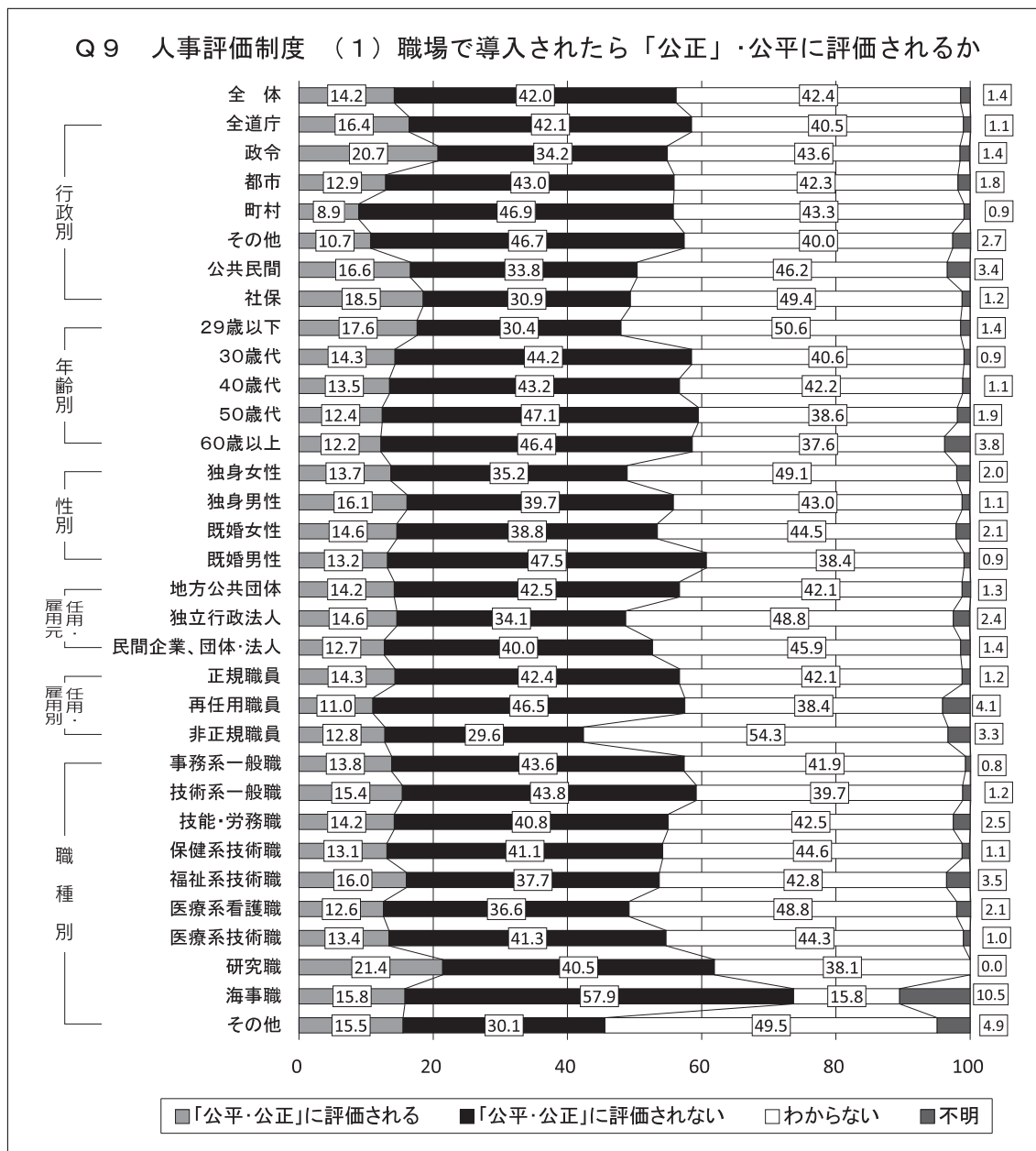
「公正・公平に評価されない(されていない)と思う」が62.5%から42%と20ポイント減ったが、「評価されると思う」の増加は4.3%から14.2%へと10ポイントで、残りの10ポイントは「わからない」の増加となり、「わからない」が4割を超えた。10年経ってのこの変化を、しかもすでに一部導入や試行などの単組もある中で、どのように捉えればいいのか。

行政別で自治体単組の中では、「公正・公平に評価される」が最も高いのは政令の20.7%、続いて全道庁が16.4%、最も低い町村は政令の半分以下の8.9%である。「わからない」は4割ちょっとでありあまり違いがない。

他の属性でみると、年齢別では、若い年代ほど「公正・公平に評価される」が高く、「されない」が少なくなっているが、「29歳以下」の「わからない」が高いのを当然とすれば、それほど大きな違いではないとも言える。性別でも、既婚男性で「評価されない」がやや高め、任用・雇用元別でも、独立行政法人が「評価されない」がやや高めになっている。任用・雇用形態別では、非正規職員が「評価されない」の低さが際立っているが、評価されるが高いわけではなく、その分「わからない」が多くなっている。職種別でも、研究職が「評価される」がやや高く、海事職で「評価されない」が高く、医療系看護職で「わからない」が高めになっている。

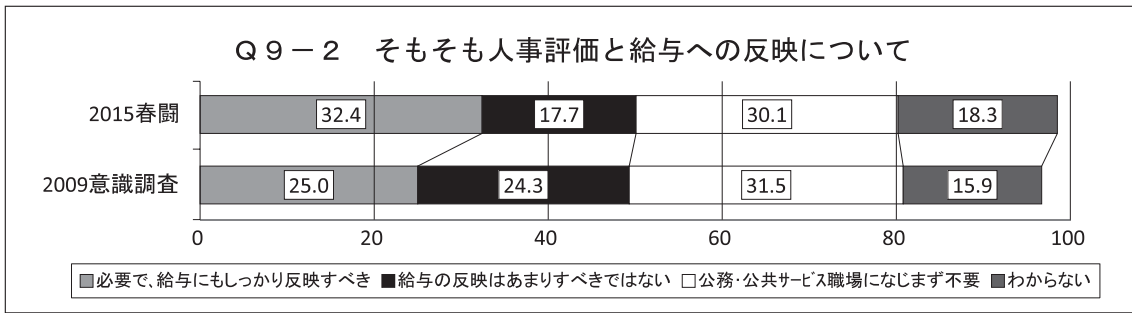
概括すれば、10年前に6割超を占めていたほどの抵抗感は少し薄らいだ(この要因が、導入や試

行の中での実績か否かまでは判断できないが)、しかし、「公正・公平に評価される(されている)」の増はわずか10%でしかなく、評価制度自体への組合員の信頼は高まっているとはいいがたい。むしろ「わからない」の増加に見られるように、10年前と違って評価制度の導入や運用が現実に近い状態の中で、逆に組合員はリアルな戸惑いや不安が増えている、という状況と言えるかも知れない。



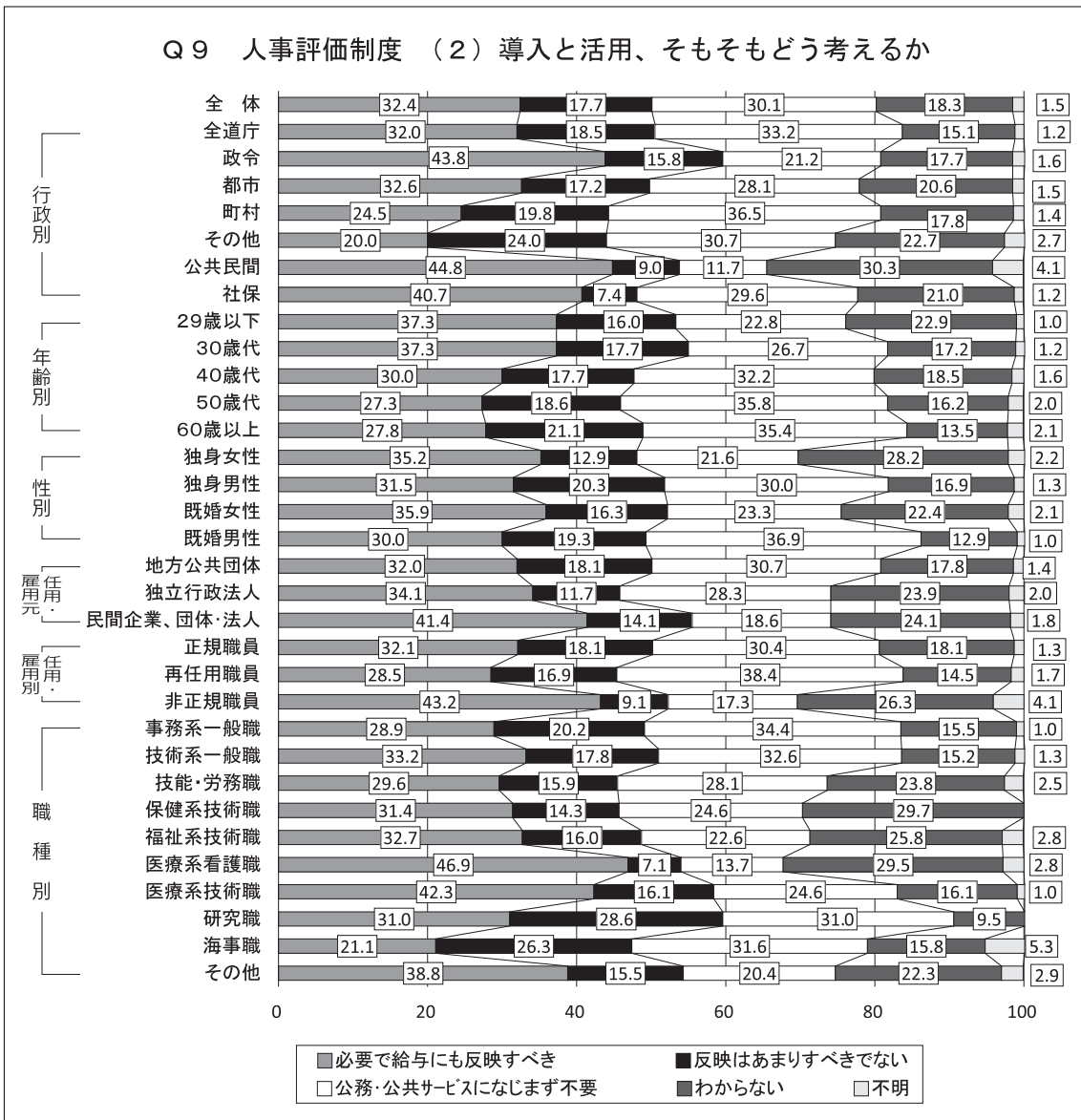
Q9 (2) そもそも人事評価制度の導入と活用にあたって、あなたの基本的な考えに最も近い意見は、以下のどれですか。

- ①勤務実績の評価制度は必要で、給与にもしっかり反映すべき。 32.4%
- ②勤務実績の評価制度は必要だが、給与への反映はあまりすべきではない。 17.7%
- ③勤務実績の評価自体が、公務・公共サービス職場になじまず不要である。 30.1%
- ④わからない。 18.3%
- ⑤不明 1.5%



(2) では、そもそも評価制度とその活用について、どのように考えているかを聞いた。勤務実績の評価制度自体が必要か不要か、そして評価を必要とした上でも給与への反映の是非、についてである。これは、2009年の第13回意識調査で同設問があり、その比較もグラフにした。

評価制度自体については、必要 (①+②) : 不要 (③) : わからない・NA (④+⑤) = 5 : 3 : 2 という分布であり、これは2009意識調査とほぼ変わらない。変わったのは、評価制度自体は「必要」の中で、給与への反映の是非が、2009では約半々だったが、今回は「①しっかり反映すべき」が7ポイント増えて32.4%、「②あまりすべきではない」が同ポイント減って17.7%になった点である。





行政別では、政令の「①必要・反映すべき」の高さ（43.8％）が目立ち、逆に町村は政令より約20ポイントも低い。これは、前問（1）「公正・公平に評価される」の回答傾向と同様である。

年齢別では、年齢が低いほど、「①必要・反映すべき」が高く「③なじまず不要」が低くなっている。性別では、独身・既婚を問わず、女性のほうが男性より「①必要・反映すべき」が高く「③なじまず不要」が低くなっている。任用・雇用元別では、民間・団体・法人などが、任用・雇用形態別では、非正規職員が「①必要・反映すべき」の高さが際立っている。

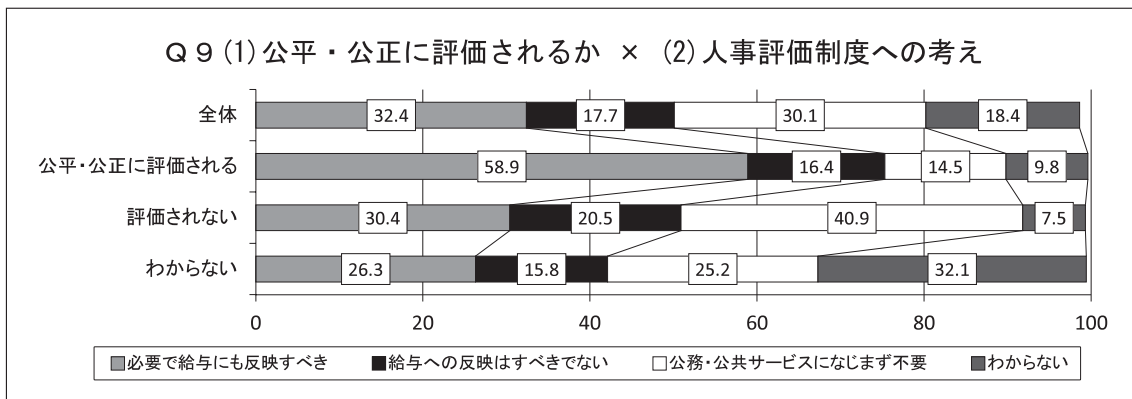
職種別では、医療系看護職、医療系技術職で「①必要・反映すべき」が高い（ただし看護職は「わからない」も最多レベル）。事務系一般職は最も「①必要・反映すべき」が低く（サンプルが少ない海事職を除いて）、「③なじまず不要」が最も高くなっている。

こうした傾向から考えられるのは、職種としては評価やその基準が比較的明瞭な仕事とそうでない仕事による違いが現れている（看護職と事務系一般職など）こと、また、正当に評価されていないという思いや不満が「①必要・反映すべき」の高さに表れている（女性、非正規職員、若年層、公共民間、医療系看護職等）ことなどではないか。

さらに、（1）公正・公平に評価されるか、と（2）人事評価制度への考えの回答をクロスしてみたのが、下のグラフである。

「公正・公平に評価される（されている）」とと思っている人の約6割が「必要・反映すべき」と考えているし、「評価されない（されていない）」とと思っている人の4割が「(そもそも)なじまず不要」と考えていることは、傾向として理解できる。

問題は、「(どう評価されるか) わからない」としている人たちが、人事評価制度そのものへの考えも「わからない」が多いのは自然だが、それを除くとほぼ全体平均と同様な分布になっている。つまり、それぞれ「①必要・反映すべき」「②必要・だが反映すべきでない」「③なじまず不要」と考えていても、結局“どう評価されるかは分からない”という人が多くいるということである。



今回のアンケートだけではあまり断定的なことは言えないが、少なくとも以下の点は課題といえるのではないかと。

（1）で示されたように、10年前は“公務部門で人事評価ましてや実績なんてどうやってできるの!?” “むしろ弊害の方が大きいのでは”という受け止めが過半数だった。今は、評価そのものの抵抗感はやや薄らぎ、給与への反映を求める意見も微増はしたが、それ以上に組合員の現実的な不安や戸惑い・疑問が大きくなっており、単組での具体的な当局との交渉と合わせて、ここに対応した丁寧な学習や話し合いが求められている。

そして、不安や戸惑いは共通していても、（2）のように、職種や立場、置かれた状況によって、



評価制度そのものへの考え方はかなりの違いがある。現実に制度を導入していく過程、また一部導入や試行の自治体はその検証も合わせて、それぞれの職場で、組合員の共通認識づくりを急ぐ必要がある。そのための素材の一つに、このアンケート結果も積極的な活用をお願いしたい。

**Q10. 2015春闘でとくに重点をおくべき課題は一。**

…トップの「賃上げ」がさらに増える。「非正規待遇改善」がさらに上位に。

Q10. 2015国民春闘で、特に重点をおくべきだと考えるものを選んでください。

(いくつでも選択可)

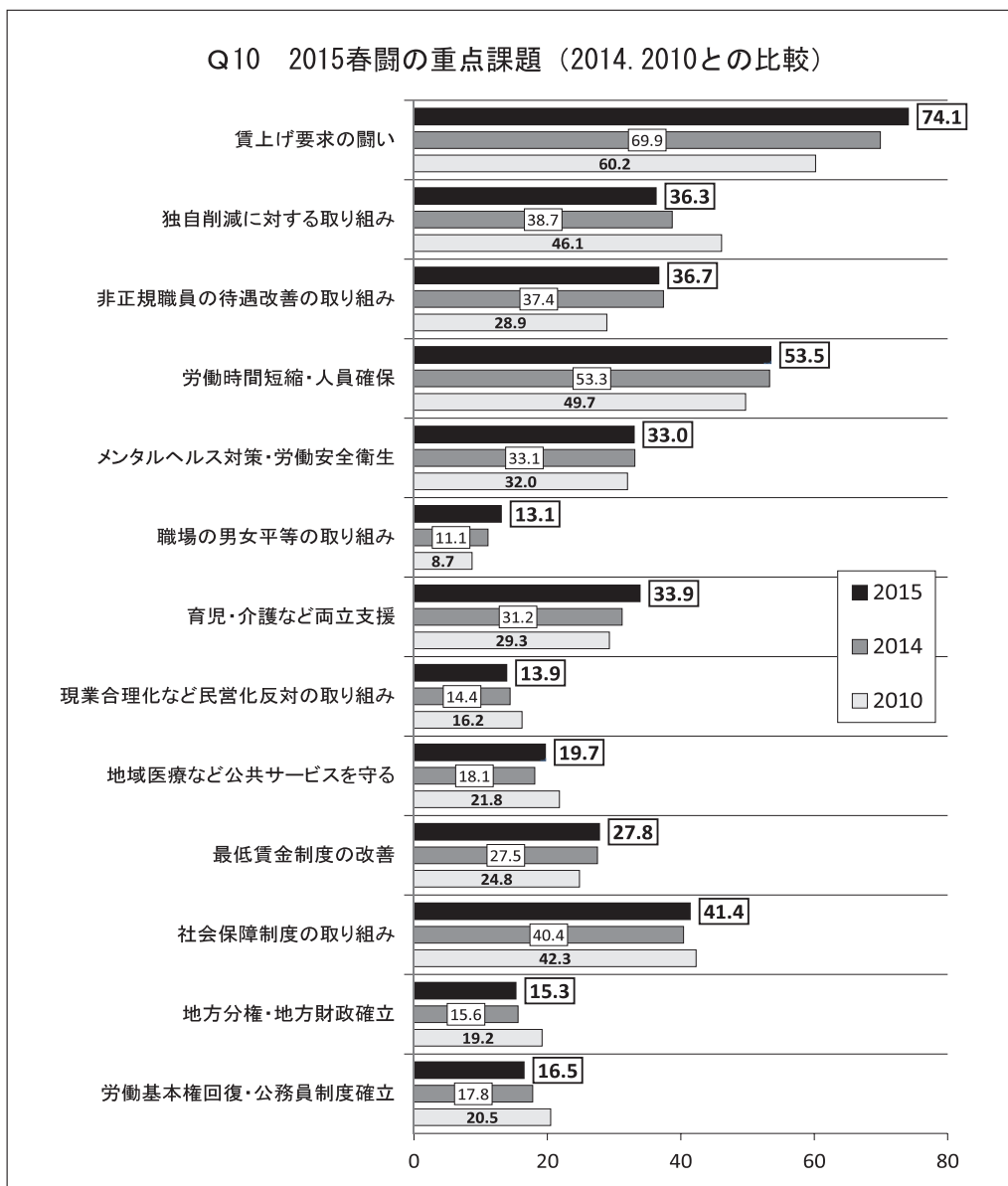
	順位	(昨年)
①賃上げ要求のたたかい	74.1%	① (69.9)①
②独自削減(賃金合理化)に対する取り組み	36.3%	⑤ (38.7)④
③非正規職員(臨時・非常勤・嘱託など)の待遇改善の取り組み	36.7%	④ (37.4)⑤
④労働時間短縮・人員確保の取り組み	53.5%	② (53.3)②
⑤メンタルヘルス対策など労働安全衛生の取り組み	33.0%	⑦ (33.1)⑥
⑥職場の男女平等の取り組み	13.1%	⑬ (11.1)⑬
⑦育児・介護など両立支援の取り組み	33.9%	⑥ (31.2)⑦
⑧現業部門の合理化など民営化に反対する取り組み	13.9%	⑫ (14.4)⑫
⑨地域医療など地域公共サービスを守る取り組み	19.7%	⑨ (18.1)⑨
⑩最低賃金制度の改善	27.8%	⑧ (27.5)⑧
⑪年金・医療・介護など社会保障制度の取り組み	41.4%	③ (40.4)③
⑫地方分権・地方財政確立のための取り組み	15.3%	⑪ (15.6)⑪
⑬労働基本権回復を含めた公務員制度確立の取り組み	16.5%	⑩ (17.8)⑩
⑭その他	1.4%	( 2.1)
⑮不明	3.2%	( 3.1)

この設問は2006年調査からで、「春闘で特に重点をおくべきだ」と考える課題を「いくつでも」選んでもらい、春闘での組合員の重点関心課題を見ている。

今回の結果は上記の通りで、さらに前回2014と、そして少し中期的な変化を見る意味で2010アンケートと比較してグラフ化した。

前回2014との比較では、ほとんど全項目を通じて、順位の大きな変化は見られない。しかしその中で最大の特徴は、トップの「賃上げ」が今回はさらに数値を伸ばしたことだろう。前回2014アンケートでもその前年から7ポイントあまり増えたが、今回も5ポイント強増えた。他の項目にはない特徴であって、組合員が春闘の大元そのものの取り組み強化を求めていることが鮮明になっている。Q4の要求額が5年連続でアップしたことと合わせて、やはりしっかりと要求して勝ち取ろう、という組合員の気持ちの反映と受け止められる。また、「賃上げ」「時短・人員確保」「社会保障」の上位3項目はここ数年変わらないが、「非正規職員の待遇改善」が「独自削減」を上回って4番目に高くなった。これはQ8の結果で見られるように組合員総体での問題意識が広がっていることを示している。

2010から、2014と今回2015を見ると、課題によっていくつかの傾向がある。増えているのは、何



と言っても「賃上げ」、そして「時短・人員確保」「非正規職員の待遇改善」「両立支援」、また数値は高くないが「男女平等」も着実に増加傾向、「最低賃金」も少しだがアップしてきている。あまり変化がなく一貫して高い数値にあるのが、「社会保障制度」「メンタルヘルス・労安対策」、少し数値は低い「地域医療など公共サービス」。そして少し数値が下がっているのは、「独自削減」は削減措置が終了した自治体が増えてきたこと、「分権・地方財政」も民主党政権以降は以前に比べて地方財政危機が緩和されてきたことの反映であろう。「労働基本権・公務員制度」は自公政権の復活で課題解決が遠のいたこと、「民営化反対」はすでにだいぶ進んでいることなどの反映と考えられる。

それぞれ行政別、性別、年齢別にみたのが、Q10-2、Q10-3およびQ10-4である。

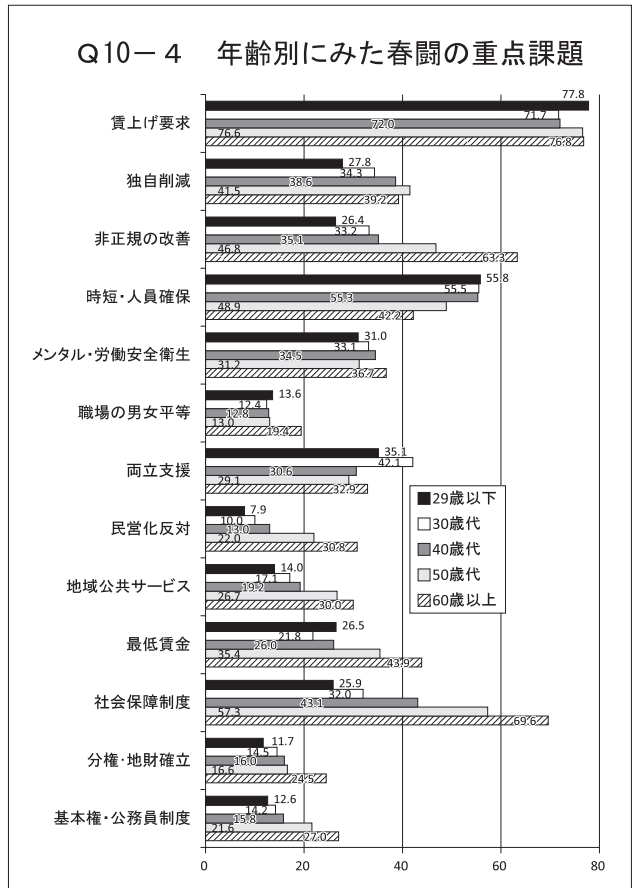
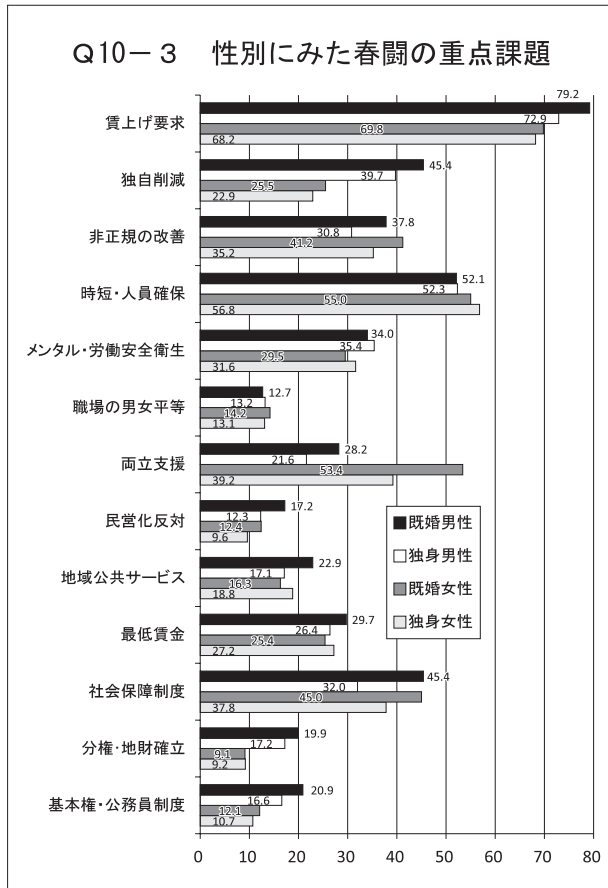
行性別では、「賃上げ」が特に高いのが、その他、政令だが、都市や町村も前回より5～6ポイント上がっている。「時短・人員確保」は、政令・全道庁・都市などで前回よりさらにアップした。「独自削減」は全道庁がまだ6割超と高い以外は、自治体単組でも2割台まで下がっている。「非正規の改善」は、社保・公共民間の7割、6割台から全道庁・政令の約3割まで大きな違いがある。

性別、年齢別もそれぞれ次のグラフを参照してほしい。性別で大きな違いが目立つのは「両立支援」、女性の既婚で5割強、独身でも4割に対して、男性は既婚でも3割に満たず、現状と課題を明確に表している。

年齢別では、「賃上げ」「時短・人員確保」が最も高いのは、29歳以下の若い世代である。これは若年層の低賃金の中で当然でもあり、また組合活動としてはこの最も基本的な課題で青年層が最も要求することは極めて健全であると言える。

Q10-2 行政別にみた春闘の重点要求（カッコ内は前回）

	全道庁	政 令	都 市	町 村	その他	公共民間	社 保	合 計
賃上げ要求	71.5(70.0)	79.1(75.5)	74.7(69.2)	73.0(66.6)	80.0(70.2)	77.9(81.8)	64.2(71.7)	74.1(69.9)
独自削減	67.5(69.6)	20.6(18.9)	26.8(29.6)	27.2(35.0)	34.7(43.9)	17.2(17.0)	12.3(9.4)	36.3(38.7)
非正規の改善	31.1(28.5)	31.1(33.5)	33.8(36.3)	45.1(47.0)	34.7(21.1)	63.4(73.9)	71.6(66.0)	36.7(37.4)
時短・人員確保	52.2(50.5)	52.6(50.3)	54.6(53.0)	56.2(59.0)	42.7(45.6)	36.6(46.6)	59.3(47.2)	53.5(53.3)
メンタル・労働安全衛生	28.1(26.9)	27.9(30.2)	32.5(32.1)	41.5(42.7)	50.7(45.6)	27.6(18.2)	32.1(26.4)	33.0(33.1)
職場の男女平等	10.9(9.7)	11.6(8.9)	12.1(11.1)	17.1(14.0)	16.0(14.0)	18.6(6.8)	11.1(5.7)	13.1(11.1)
両立支援	27.2(24.3)	36.4(34.4)	36.8(35.6)	35.4(29.9)	34.7(31.6)	39.3(34.1)	34.6(28.3)	33.9(31.2)
民営化反対	11.4(11.4)	21.7(18.7)	13.5(13.8)	12.8(15.5)	8.0(24.6)	14.5(10.2)	7.4(11.3)	13.9(14.4)
地域公共サービス	22.2(19.5)	15.2(12.2)	18.4(18.1)	22.2(21.1)	12.0(8.8)	20.7(14.8)	13.6(3.8)	19.7(18.1)
最低賃金	25.0(26.6)	30.4(31.1)	27.0(26.5)	28.7(26.8)	32.0(10.5)	39.3(47.7)	25.9(28.3)	27.8(27.5)
社会保障制度	40.9(39.4)	46.7(47.9)	41.9(40.1)	38.8(37.6)	28.0(36.8)	45.5(50.0)	29.6(24.5)	41.4(40.4)
分権・地財確立	17.3(15.8)	12.2(13.9)	13.8(14.7)	18.2(18.0)	12.0(15.8)	11.7(14.8)	3.7(7.5)	15.3(15.6)
基本権・公務員制度	16.5(16.8)	18.4(20.6)	15.8(16.2)	17.9(19.8)	8.0(22.8)	10.3(10.2)	3.7(7.5)	16.5(17.8)



# 自治労北海道本部「2015国民春闘アンケート」によせて

釧路短期大学教授 杉本 龍紀

## 1. 法的形式を得た人事評価

2014年4月に「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律」が可決・成立し(5月14日公布)、地方公務員法が改正されることになった。この改正は、地方公務員について、1)人事評価制度の導入等によって能力及び実績に基づく人事管理の徹底、2)再就職者による依頼等の規制の導入等により退職管理の適正の確保を目的とするとされる(地方独立行政法人の職員についても同様)。

これまでも同様の法案が、2007年、07年、12年と国会に提出されてきたがいずれも成立には至らなかった(07年：継続審議、09・12年：衆議院解散のため審議未了廃案)。さらにさかのぼると、01年末に「公務員制度改革大綱」が閣議決定され、そこでは「新たに能力等級制度を導入し、これを基礎として任用、給与、評価等の諸制度を再構築することにより、これまでのように個々の職務を詳細に格付け、在職年数などを基準として昇任や昇格を行うのではなく、能力や業績を適正に評価した上で、真に能力本位で適材適所の人材配置を推進するとともに、能力・職責・業績を適切に反映したインセンティブに富んだ給与処遇を実現する」ことを打ち出していた(この文言は国家公務員に関するものだが、地方公務員もこれに準じるとされていた)。ほぼ15年にわたって追求されてきた地方公務職場への人事評価制度導入及び評価結果を用いた処遇(任用、給与等の決定)が、少なくとも法的形式を得たことになる。

## 2. 改正地方公務員法における人事評価の意義

ここでは、主に改正地方公務員法(以下、改正法とする)における人事評価に係る定めについて、必要に応じて改正前の旧法での諸規定と比較しながら紹介・検討する。

改正法ではまず、地方公共団体の人事機関と地方公務員の人事行政に関する例示的「根本基準」について、旧法から「職階制」と「勤務成績の評定」を削除し、「人事評価」と「退職管理」が新たに加えられた(第1条)。

旧法では、職階制(すべての職を「職務の種類」と「複雑と責任の度」に応じて分類整理し職級として格付け、同一職級に属する職に就く者には同一幅の給与を支給)を、人事委員会を置く地方公共団体で採用するものとしていたが、これまで実施されてこなかった。改正法では職階制に係る規定自体が削除されたが、その理由は「法改正では、任命権者が定める標準的職務遂行能力を任用に当たっての能力の実証の基準とし、人事評価を人事管理の基礎として活用することにしており、これにより科学的で合理的な人事行政を実施するという職階制の目的も達成されると考えられること<sup>1)</sup>によると説明されている。「勤務評定」について、旧法では「任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならない」とするのみで、その内容や実施方法等は不明確で、かつ人事管理に十分に活用されていなかった。これに対し能力評価と業績評価からなる改正法の人事評価は、「勤務評定と比べて、能力・実績主義を実現するための手段として、客観性・透明性を高めるものとなっている<sup>2)</sup>と、「勤務評定」に係る規定の削除が説明される。こうして改正法では、人事評価を人事管理の支柱を担うものとして位置づ

けることになる。

改正法における人事評価を詳しく見てみよう。「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案の概要」（総務省）によると、改正法の目的の一つである能力及び実績に基づく人事管理の徹底は、能力本位の任用制度の確立、人事評価制度の導入、分限事由の明確化、その他の4要素からなる。

そのうち能力本位の任用制度の確立については、旧法等では明確に定義されていなかった任用（採用、昇任、降任及び転任）の意味を明示し、それらの判断に用いるものとして、任命権者（地方公共団体の長、議会議長、選挙管理委員会・教育委員会等、道府県警察本部長他）が定める「標準職務遂行能力」（職制上の諸段階－たとえば課長・係長・係員－の標準的な職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力）を挙げる。そして、人事評価その他による能力の実証に基づき、標準的職務遂行能力と任命しようとする職への適性を判断して、任用（とくに昇任・降任・転任）を行うとしている。つまり、任用は人事評価の結果によって判断するということである。また、「身分保障の限界」を意味する分限の事由明確化についても、「人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合」等に該当するときは当該職員の意に反して降任または免職できるとする。ここでも人事評価結果が重要な判断基準になっている（なお、勤務の状況を示す事実としては、たとえば出勤状況を示す出勤簿が挙げられる）。このように、このたびの地方公務員法改正の要諦は、まさに人事評価の導入にある。

改正法では、人事評価とは、「任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するにあたり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価」であると定義し（第6条）、人事評価の目的＝能力実証の手段として人事管理の基礎、人事評価の手法：能力評価と業績評価からなることを示している。また、任命権者は「人事評価を任用、給与、分限その他の人事評価の基礎として活用するものとする」とも定めている（第23条）。

### 3. 能力評価と業績評価

人事評価の手法の一としての能力評価とは、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価であり、「潜在的能力や業務に関係のない能力、人格等を評価するものではなく、当該能力評価に係る評価期間において職員が職務を遂行する中で、標準職務遂行能力の類型として、各任命権者が定める項目ごとに、当該職員が発揮した能力の程度を評価するもの」<sup>3)</sup>であるとされる。

ここでは、実際に発揮された能力評価（任命権者が定める標準職務遂行能力に基づいて定めた評価項目を用いての評価）を対象とし、評価困難な潜在的能力や人格等は評価対象ではないとされている。しかし、総務省の「人事評価記録書例」（地方公共団体における人事評価制度に関する研究会『中間報告』2014年10月10日）の「人事評価記録書例」で例示されている能力評価表では、IT技能、企画実行力、基礎知識、説明対応などの項目のほかに、“服従規律を遵守し、公正に職務を遂行する”といった規律性、“全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組む”“困難な状況においても粘り強く仕事を進める”といった責任性、“上司・部下や他部局等の担当者と協力的な関係を構築する”“自らの担当業務を超えて、他部署や他職員の業務に対し、自ら進んで支援し、組織全体の業務遂行に取り組んでいる”といった積極性・協調性などが挙げられている。

多くの場合、これらは能力評価・業績評価と並ぶ「情意評価」として理解されている評価手法であり、業務に対する意欲（やる気）や態度・姿勢を問うものである。とくに情意評価項目について具



体的で明確な評価基準を設定することは難しく、それゆえ評価者の主観的な判断による面が強いため、際限のない競争へと駆り立てる惰力になりがちである。改正法的能力評価では、職務遂行に当たって実際に発揮した能力を評価するとされているが、そこに情意評価項目が混ぜ込まれていることの危険性を指摘しておこう。

業績評価とは、職員がその職務を遂行するにあたり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価であり、「公務能率の向上や評価結果の客観性、納得性を確保するとともに、評価結果を人材育成に活用する観点から、評価者と被評価者とであらかじめ目標を設定した上でその達成度を評価する目標管理に基づくことが適当である」<sup>3)</sup>と、目標管理型の業績評価が推奨される。

これらの評価には「人事評価記録書」が用いられるが、これには「評語付与方式」（既に人事評価が導入されている国家公務員に対して用いられているものをモデルとしたもので、評価の際に「S」「A」などの評語を付与する）と、「数値化方式」（先行して人事評価を実施している地方公共団体で用いられているものをモデルとしたもので、能力評価においては各評価項目の配点に基づいて点数を付与し、業績評価においては設定した目標のレベルとウエイトおよび達成度から点数を付与する）という2方式が例示されている（「人事評価記録書例」地方公共団体における人事評価制度に関する研究会『中間報告』）。

#### 4. 人事評価結果の賃金決定への活用—処遇決定の個人化へ

人事評価結果の活用法に関しては、国家公務員に対して既に行われているものを参考にするとされている。うち給与（賃金）については、昇給、勤勉手当への活用が必要とされている<sup>3)</sup>。

国家公務員の昇給は、過去1年間の能力評価・業績評価の結果によって、「勤務成績が極めて良好である職員」から「勤務成績が良好でない職員」まで、5段階に区分して行っており、それを参考にして地方公共団体でも評価結果を反映した昇給運用を図るとしている。勤勉手当について国家公務員は、勤勉手当の標準支給率を抑制し、抑制した分を成績上位者の勤勉手当上乘せ分の支給原資とし、直近の業績評価の結果を用いて成績区分・成績率に応じた勤勉手当を支給しており、地方公共団体もそれを参考にした勤勉手当運用を図るとする。

昇給は長期的な収入（生涯賃金額）に与える影響が強く、勤勉手当は短期的な収入に与える影響が強い。この両者に人事評価結果を反映させることが目論まれている。これらはまだ部分的な活用ではあるのだが、これまでいくどか指摘・強調してきた労使関係の個人化（処遇決定の個人化）が、人事評価の義務的实施と評価結果の任用・給与等への活用の法認によって、その動きを再び加速することになる。

改正地方公務員法は2014年5月に公布されたが、いまのところ改正部分は未施行である。施行時期は公布日から2年以内となっており、2016年4月1日施行が想定されているようだ。施行まで残された時間はほぼ1年である。いまのところ、早くから人事評価に取り組んだ自治体があれば、長く試行を続けている自治体もあり、ほとんど取り組んでいない自治体もあるようだ。しかし、それらの跛行性は2016年には均されていく方向にある。個別化はさらに進むだろう。

#### 5. 人事評価への期待と不安

さて、春闘アンケート結果へのコメントという与えられたテーマからいささか逸れてしまうが、2008・2009アンケート以来、久しぶりに今次アンケートで設定された人事評価に係る設問について検討しよう。



今次アンケートでは、地方公務員法の改正によって2016年度から人事評価制度導入が義務づけられたという状況を踏まえて、2つの設問が用意された。第1は“人事評価制度が導入された場合、「公平・公正」に評価されると思うか”で、第2は“人事評価制度の導入と活用への基本的意見”を問うものである。これらの回答結果は、この冊子の「2015国民春闘アンケートの結果について」の人事評価制度に係る部分にてご確認願うとして、ここで目を引くのは、第1設問への回答傾向と第2設問への回答傾向とのある種の「ズレ」であろう。第1設問で公平・公正に評価されると答えた割合は、全体では14%程度にとどまり、評価されない・わからないがほぼ同率の42-43%程度である。第2設問では、評価は必要で結果を給与にしっかり反映すべきとしたのが全体の1/3、評価は必要だが給与にはあまり反映すべきではないとするのが20%弱、評価は公務職場にはなじまないため不要とするのが30%であった。第1設問で示されるのは、人事評価への信頼度の低さと不明度の高さだと解釈できるのだが、それにも係わらず第2設問では、評価結果を給与に多かれ少なかれ反映すべきとの回答が最も多い(約半数)。

いささか乱暴に表現すると、人事評価はそれほど信頼できないしよく分からないが評価結果は給与に多かれ少なかれ反映させるべきという、評価結果による処遇(賃金)の差異化=個人化への志向性がそこから見えてくる。あるいは、旧来の年功的処遇に不満を持ち人事評価によりまっとうな評価を受けて相応の処遇(賃金)を得たいのだが、評価が公平・公正に行われるのか不安が強いということだろうか。いずれにせよ、人事評価制度導入自体および評価結果の賃金への反映については、組合員の過半が受容していると言えるのだが、同時に、人事管理の基礎として用いられることになる人事評価の制度設計に係る不明確さ、実際にどう評価されるのかに係る不安の強さもそこにある。期待と不安がない交ぜになった意識状況を見出すことができる。

人事評価(設問では「勤務実績の評価」とされている)は公務・公共サービス職場になじまず不要であるとの回答割合も、評価を必要で給与にも反映すべきと答えた割合よりも若干低いものの、ほぼ同程度であった。この回答を選択した組合員たちは、問われている人事評価制度の内容をどのように捉えて、公務・公共サービス職場になじまないと判断したのだろうか。アンケートからそれを読み取ることはできないが、推論を行ってみたい。

人事評価、人事考課などといった言葉は、売上高や契約件数、〇〇の処理件数、削減した費用額……という形で、すなわち金額などの数字で測定される業務の結果(アウトプット)を評価するもので、具体的には、数値化された設定目標(いわゆるノルマ)と目標到達度の差(プラスあるいはマイナス)に焦点が当てられるものとして理解されがちであった。むしろ、そのイメージには根拠がある。たとえば、かねては公務労働とされていた郵政職場での「自爆営業」(年賀状などの販売ノルマを達成できない職員が、自費で買い取る)がそれである(このように、高い販売ノルマを課した上で達成困難な部分を労働者が自ら買わざるを得ない状態を作り出す事態は、保険や旅行など他の業界などでも存することとして問題にされた)。このような民間企業での人事評価における評価項目の一部(ノルマの達成度を評価)が、つまり市場競争という環境下で、単純には収益総額マイナス費用総額によって計算される利益額(または利益率)の極大化を求める行動様式から生じる数量的ノルマ管理型の評価法が、人事評価の主要なイメージとなったことは否めないだろう。

この間、地方公務業務のうち、市場的競争環境下におきうるとされる職場・業務は次々と民間企業・団体等に委譲・委託されてきた。自治体に残されてきた直営職場・業務は、上に述べた人事評価イメージにはそぐわないものになってきている。その面に限定すると、公務・公共サービス職場には人事評価はなじまないという意見も首肯できる。利益額・利益率の極大化を目指す職場や業務

ではないからである。

しかし、それは一面的に過ぎよう。もとより民間企業での人事評価とその活用法は多面的である。このたびの改正地方公務員法で謳われている地方公務員の人事評価についても同様に、能力と業績によって評価し、その結果を任用、給与、分限等あらゆる人事管理の基礎とするとともに、個々の職員の強みや弱みを把握して能力開発の促進につなげるなど、人材育成の意義も有し組織パフォーマンスの向上にも寄与するものとされている。これらの意味合いには疑義や賛否もあろうが、人材育成への活用を含めた場合、人事評価は公務・公共サービス職場にはなじまないと言い切れないのではないだろうか。

## 6. 人事評価制度設計に係わる

改正法で示された人事評価制度導入とその活用には、処遇の個人化を内容とする労使関係の個別化方向が存するし、不定型な情意評価要素も含まれている。その点では、危険な方向である。予想される施行期日まで1年強という時間の短さも、その危険性を深めている。

しかし少なくない場合において、制度設計はこれからのことだろう。任命権者が人事評価制度設計を行うとされているが、職場で実際に働く地方公務労働者たち自身が制度設計に係わる経路を構築することが重要になってこよう。かつて中村圭介氏は「職場の目線」から評価項目を設定すべきとした<sup>4)</sup>。稲継裕昭氏は、人事評価は有意な人材を育成することが目的であり、そのためには必ずしも賃金格差の設定は必要ないとした<sup>5)</sup>。

人事評価導入は法認されたとともに、今次を含む諸調査において、北海道の地方公務労働者たちが不安を感じながらも人事評価への親和性を有していることも示されている。かような状況を鑑みるに、多様な職場で働く労働者たちに基盤を置く労働組合が、人事評価の制度設計に意識的主体的に係わっていくことが重要になろう。それによって、人事評価を労働者たちにとって意味のある内容へと作り上げていく志向を強めることが求められてきていると、私は考える。

言うまでもなく、その道は平坦ではない。労働組合の存在意義に抵触する処遇の個人化という方向が、このたびの人事評価制度導入において必須内容として指定されている。この道を避けることは容易ではないし、組合員の意識状況ともずれることにもなる。しかし、民間企業では人事評価の内容や結果、活用状況がブラックボックス化していることが多いこと、それによって労働組合の存在意義が局限されてきたことを踏まえ、透明性と納得性の確保に注力する意思も必要だろう。これらは労働組合にとっては後退的意味を持ちもするだろうが、踏みとどまるべき位置を示す試みにもなる。

- 
- 1) 青山泰司(総務省自治行政局公務員部公務員課主査)「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律について 第1回総論・任用」(総務省自治行政局公務員課編)『地方公務員月報』612号、53頁。
  - 2) 青山泰司(総務省自治行政局公務員部公務員課主査)「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律について 第3回人事評価その二」(総務省自治行政局公務員課編)『地方公務員月報』614号、54頁。
  - 3) 総務省自治行政局長通知「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の運用について」2014年8月15日。
  - 4) 中村圭介『実践! 自治体の人事評価』ぎょうせい、2007年。
  - 5) 稲継裕昭『自治体の人事システム改革』ぎょうせい、2006年。

# 2015国民春闘アンケート調査結果

設 問	項 目	分 類	道 本 部 全 体	年 齢 別										性 別					
				19	20	25	30	35	40	45	50	55	60	独女 身性	独男 身性	既女 婚性	既男 婚性		
< F 1 > あなたの年齢は	① ～19歳		0.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.5	2.2	0.1	—
	②20～24歳		7.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18.3	18.6	0.7	0.3
	③25～29歳		10.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17.4	21.7	5.1	3.9
	④30～34歳		9.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11.0	10.2	10.2	8.3
	⑤35～39歳		14.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9.6	10.9	15.7	17.0
	⑥40～44歳		19.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13.9	14.6	21.4	23.7
	⑦45～49歳		13.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10.6	10.5	15.1	16.1
	⑧50～54歳		10.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8.9	5.8	14.0	12.0
	⑨55～59歳		10.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7.8	3.8	13.7	12.5
	⑩60歳以上		3.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.1	1.6	3.8	6.2
	⑪N・A		0.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.1	0.2	—
< F 2 > あなたの性別は	①独身女性		18.3	36.4	46.7	31.8	21.0	12.4	12.9	14.0	15.3	14.0	5.1	—	—	—	—	—	—
	②独身男性		19.2	59.1	49.7	41.6	20.5	14.7	14.2	14.6	10.5	7.2	8.0	—	—	—	—	—	—
	③既婚女性		19.6	2.3	1.8	9.9	21.0	21.7	21.3	21.4	25.7	26.3	19.0	—	—	—	—	—	—
	④既婚男性		42.8	2.3	1.8	16.7	37.3	51.1	51.5	49.9	48.5	52.4	67.5	—	—	—	—	—	—
	⑤N・A		0.1	—	—	—	0.2	0.1	0.1	—	—	0.2	0.4	—	—	—	—	—	—
< F 3 > あなたの扶養家族 は	①0人（独身者含む）		51.3	90.9	96.1	85.6	59.2	43.2	39.7	38.1	40.4	45.5	34.6	84.8	90.3	64.7	13.4	—	—
	②1人		16.5	—	1.4	6.5	14.9	11.9	15.1	18.4	22.2	29.1	44.7	10.2	4.5	14.4	25.5	—	—
	③2人		15.5	6.8	1.4	5.6	14.6	19.5	19.0	19.3	19.0	16.1	14.3	3.5	3.2	14.2	26.8	—	—
	④3人		11.8	—	—	1.7	8.9	17.2	18.8	18.0	12.5	6.2	5.1	0.9	1.1	4.0	24.8	—	—
	⑤4人		3.6	—	0.2	0.3	1.6	7.1	5.5	4.9	4.2	1.6	0.8	0.3	0.2	1.9	7.4	—	—
	⑥5人		0.9	—	0.7	—	0.9	1.1	1.9	0.7	0.6	0.8	0.4	0.2	0.3	0.5	1.7	—	—
	⑦6人以上		0.2	—	0.2	—	—	—	0.1	0.4	0.5	0.3	—	—	0.1	—	0.3	—	—
	⑧N・A		0.2	2.3	—	0.3	—	0.1	0.1	0.2	0.6	0.3	—	0.2	0.3	0.3	0.1	—	—
< F 4 > あなたの任用・雇 用元は	①地方公共団体		92.1	100.0	93.3	93.2	90.1	92.8	93.1	91.4	91.0	91.7	89.0	88.2	94.0	90.1	93.9	—	—
	②独立行政法人		3.4	—	2.3	3.1	2.8	3.0	3.3	4.2	4.8	2.9	4.6	4.8	1.9	4.5	3.0	—	—
	③民間企業および(②以外の)団体・法人		3.6	—	3.5	3.0	6.3	3.9	3.2	3.2	2.8	4.4	3.4	5.1	4.1	3.6	2.8	—	—
	④N・A		0.9	—	0.9	0.7	0.9	0.4	0.4	1.2	1.4	1.0	3.0	1.9	0.1	1.8	0.3	—	—
< F 5 > あなたの任用・雇 用形態は	①正規職員		92.9	100.0	98.4	97.7	95.5	96.8	96.9	96.0	93.6	90.6	23.2	91.2	96.3	89.2	93.9	—	—
	②再任用職員		2.9	—	—	0.5	0.3	0.1	0.3	0.4	0.5	1.0	63.7	0.5	1.7	1.8	4.8	—	—
	③非正規職員（臨時・非常勤・嘱託など）		4.0	—	1.4	1.8	4.0	2.8	2.7	3.4	5.8	8.3	13.1	8.2	1.6	8.9	1.1	—	—
	④N・A		0.2	—	0.2	—	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	—	0.1	0.3	0.1	0.2	—	—

自治労北海道本部

扶養家族数別						任用・雇用元				任用・雇用形態			家計収入			職 種 別														
0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	地方公共団体	独立法人	政立法人	民間企業	その他	正職員	再任職員	非正職員	自入りの収み	共働き	その他	事務系職	一般系職	技術系職	労務・職	保健系職	福祉系職	技術系職	看護系職	医療系職	技術系職	研究職	海事職	その他
1.3	—	0.3	—	—	—	—	0.8	—	—	—	0.8	—	—	—	0.8	0.1	4.7	1.0	0.6	0.5	1.1	—	0.2	—	—	—	—	—	—	1.0
13.4	0.6	0.6	—	0.5	5.5	10.0	7.3	4.9	6.8	7.6	—	2.5	10.3	0.9	21.1	8.6	3.6	2.0	6.3	6.3	10.5	7.9	2.4	5.3	5.8	—	—	—	—	5.8
16.7	3.9	3.6	1.4	0.9	—	—	10.1	9.3	8.2	10.5	1.7	4.5	13.4	5.2	10.8	10.7	8.8	2.5	10.9	5.7	14.8	15.7	—	—	—	—	—	—	—	5.8
11.0	8.7	9.0	7.2	4.1	9.1	—	9.3	7.8	16.4	9.8	1.2	9.5	9.3	10.0	8.8	9.7	8.1	3.5	13.7	11.3	11.6	15.4	4.8	—	—	—	—	—	—	6.8
12.0	10.3	17.8	20.7	28.0	16.4	—	14.3	12.7	15.0	14.8	0.6	9.9	12.8	17.5	5.3	15.3	14.1	6.8	15.4	16.4	15.2	11.8	14.3	21.1	7.8	—	—	—	—	7.8
15.2	18.0	24.0	31.4	29.8	40.0	10.0	19.9	19.0	17.3	20.5	1.7	13.2	17.0	24.5	12.3	20.8	21.6	10.9	20.6	19.2	17.8	17.7	31.0	21.1	12.6	—	—	—	—	12.6
10.2	15.4	17.2	21.1	18.8	10.9	30.0	13.7	17.1	12.3	14.3	1.7	11.5	12.0	17.0	9.1	13.6	14.5	16.2	12.6	12.6	12.0	13.1	19.0	10.5	18.4	—	—	—	—	18.4
8.4	14.3	13.0	11.3	12.4	7.3	30.0	10.5	15.1	8.2	10.7	1.7	15.2	9.5	12.2	9.6	8.9	12.1	19.2	12.6	11.0	9.8	8.9	23.8	15.8	13.6	—	—	—	—	13.6
9.0	18.0	10.6	5.3	4.6	9.1	20.0	10.2	8.8	12.3	9.9	3.5	21.0	10.2	9.9	12.3	7.9	12.2	24.3	5.7	16.0	7.3	7.5	4.8	15.8	15.5	—	—	—	—	15.5
2.7	10.7	3.6	1.7	0.9	1.8	—	3.8	5.4	3.6	1.0	87.8	12.8	4.7	2.6	6.1	3.4	4.2	13.9	1.1	1.6	0.8	2.0	—	10.5	12.6	—	—	—	—	12.6
—	0.1	0.1	—	—	—	—	0.1	—	—	0.1	—	—	0.1	—	—	0.1	0.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
30.2	11.3	4.2	1.4	1.4	3.6	—	17.5	25.9	25.5	17.9	3.5	37.0	27.8	0.9	48.8	15.8	6.6	9.6	36.6	31.4	44.3	25.6	2.4	—	—	—	—	—	—	25.2
33.8	5.2	4.0	1.8	0.9	7.3	10.0	19.6	10.7	21.4	19.9	11.6	7.8	30.8	1.4	31.9	24.1	22.4	15.4	3.4	6.9	4.5	15.1	16.7	10.5	8.7	—	—	—	—	8.7
24.7	17.1	17.9	6.6	10.1	10.9	—	19.2	25.9	19.5	18.8	12.2	43.2	3.3	43.5	9.1	13.6	9.3	12.7	52.0	49.1	45.8	22.0	7.1	10.5	43.7	—	—	—	—	43.7
11.2	66.4	73.9	90.0	87.6	78.2	90.0	43.7	37.6	33.2	43.3	72.7	11.5	38.0	54.2	10.2	46.3	61.6	62.3	8.0	12.6	5.4	37.4	73.8	78.9	21.4	—	—	—	—	21.4
0.1	—	—	0.1	—	—	—	0.1	—	0.5	0.1	—	0.4	0.1	—	—	0.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.0
—	—	—	—	—	—	—	50.9	57.1	52.7	51.5	30.2	64.2	56.0	42.5	68.4	51.6	39.6	35.2	74.9	65.7	66.4	58.0	31.0	31.6	54.4	—	—	—	—	54.4
—	—	—	—	—	—	—	16.5	14.1	18.2	15.4	48.3	18.1	14.9	18.3	17.8	15.3	18.0	28.1	13.7	10.4	14.8	17.4	11.9	31.6	18.4	—	—	—	—	18.4
—	—	—	—	—	—	—	15.6	13.7	16.8	15.7	14.0	11.9	13.6	19.3	7.9	15.4	18.7	19.0	6.9	15.7	11.4	12.1	23.8	15.8	15.5	—	—	—	—	15.5
—	—	—	—	—	—	—	11.9	12.2	7.7	12.3	5.2	4.5	11.0	14.1	3.5	12.8	17.4	11.9	2.9	4.4	3.9	8.2	26.2	10.5	9.7	—	—	—	—	9.7
—	—	—	—	—	—	—	3.7	2.4	3.6	3.8	0.6	1.2	3.3	4.2	1.5	3.7	4.8	4.6	1.1	2.5	2.6	2.0	4.8	5.3	1.9	—	—	—	—	1.9
—	—	—	—	—	—	—	0.9	0.5	0.9	0.9	1.7	—	0.7	1.3	0.6	0.8	1.1	0.8	—	0.6	0.8	2.3	2.4	5.3	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	0.2	—	—	0.2	—	—	0.2	0.1	0.3	0.2	0.2	0.5	0.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	0.2	—	—	0.2	—	—	0.3	0.1	—	0.3	0.4	—	—	0.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
91.4	92.4	92.6	93.1	93.1	94.5	100.0	—	—	—	93.3	90.7	68.7	92.1	92.4	90.1	94.2	98.0	90.6	99.4	84.6	85.6	87.9	11.9	52.6	78.6	—	—	—	—	78.6
3.8	2.9	3.0	3.5	2.3	1.8	—	—	—	—	3.1	5.2	9.9	3.3	3.6	2.9	1.7	0.8	2.3	—	1.6	9.9	9.5	88.1	42.1	3.9	—	—	—	—	3.9
3.7	4.0	4.0	2.4	3.7	3.6	—	—	—	—	3.0	4.1	16.9	3.7	3.3	6.4	3.8	0.8	6.6	—	11.6	1.5	2.0	—	5.3	12.6	—	—	—	—	12.6
1.1	0.6	0.4	1.0	0.9	—	—	—	—	—	0.7	—	4.5	0.9	0.8	0.6	0.3	0.5	0.5	0.6	2.2	3.0	0.7	—	—	4.9	—	—	—	—	4.9
93.2	86.8	94.2	97.0	96.8	94.5	100.0	94.1	83.9	76.8	—	—	—	93.1	94.0	85.4	94.3	95.5	80.3	99.4	88.4	95.9	96.7	100.0	84.2	58.3	—	—	—	—	58.3
1.7	8.4	2.6	1.3	0.5	5.5	—	2.8	4.4	3.2	—	—	—	3.4	1.9	4.4	2.0	4.0	13.2	0.6	1.3	0.4	1.3	—	10.5	1.9	—	—	—	—	1.9
5.0	4.4	3.1	1.5	1.4	—	—	3.0	11.7	18.6	—	—	—	3.4	4.0	10.2	3.5	0.5	6.3	—	10.1	3.8	1.6	—	5.3	39.8	—	—	—	—	39.8
—	0.4	0.1	0.1	1.4	—	—	0.1	—	1.4	—	—	—	0.1	0.1	—	0.2	—	0.3	—	0.3	—	0.3	—	—	—	—	—	—	—	—

設 問	分 類 項 目	道 本 部 全 体	年 齢 別										性 別			
			19	20	25	30	35	40	45	50	55	60	独女	独男	既女	既男
			〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	身性	身性	婚性	婚性
< F 6 > あなたの家計収入は	①あなたの収入のみ	54.5	59.1	78.3	72.8	52.8	49.0	47.0	47.3	48.7	54.5	65.0	82.7	87.5	9.2	48.3
	②共働き	39.7	4.5	5.1	20.7	41.7	48.8	49.3	48.9	45.7	38.5	26.2	2.0	2.8	88.1	50.2
	③その他	5.7	36.4	16.6	6.1	5.2	2.1	3.5	3.7	5.1	6.8	8.9	15.1	9.4	2.6	1.4
	④N・A	0.2	—	—	0.3	0.3	0.1	0.2	0.1	0.5	0.2	—	0.2	0.3	0.1	0.2
< F 7 > あなたの職種は	①事務系一般職	51.1	72.7	61.4	54.6	51.9	55.0	53.9	50.4	42.7	39.7	43.9	44.2	64.2	35.5	55.3
	②技術系一般職	17.1	13.6	8.5	15.1	14.4	16.9	18.7	17.9	19.5	20.5	18.1	6.2	19.9	8.1	24.5
	③技能・労務職	6.5	4.5	1.8	1.7	2.4	3.2	3.6	7.7	11.9	15.6	23.2	3.4	5.3	4.2	9.5
	④保健系技術職	2.9	4.5	2.5	3.1	4.2	3.2	3.0	2.6	3.4	1.6	0.8	5.8	0.5	7.7	0.5
	⑤福祉系技術職	5.3	—	4.6	3.0	6.3	6.1	5.1	4.8	5.5	8.3	2.1	9.1	1.9	13.2	1.5
	⑥医療系看護職	8.8	2.3	12.9	13.1	10.8	9.5	8.0	7.7	8.1	6.3	1.7	21.4	2.1	20.7	1.1
	⑦医療系技術職	5.1	—	5.5	7.9	8.2	4.2	4.5	4.8	4.2	3.7	2.5	7.1	4.0	5.7	4.4
	⑧研究職	0.7	—	0.2	—	0.3	0.7	1.1	1.0	1.6	0.3	—	0.1	0.6	0.3	1.2
	⑨海事職	0.3	—	0.2	—	—	0.5	0.3	0.2	0.5	0.5	0.8	—	0.2	0.2	0.6
	⑩その他	1.7	2.3	1.4	1.0	1.2	0.9	1.1	2.3	2.2	2.6	5.5	2.4	0.8	3.8	0.9
	⑪N・A	0.5	—	0.7	0.5	0.3	—	0.5	0.6	0.5	0.8	1.3	0.5	0.6	0.7	0.4
< Q 1 > 2～3年前の今ごろと比べてあなたの生活はどうですか	①非常に苦しくなった	14.7	11.4	7.4	7.8	9.2	12.4	13.8	20.0	21.2	20.2	21.5	9.2	10.4	12.4	20.0
	②苦しくなった	41.3	25.0	27.5	29.0	35.4	40.3	41.9	47.1	52.6	47.3	51.5	35.4	28.9	47.0	46.9
	③変わらない	35.9	22.7	37.9	48.0	44.6	41.4	39.3	29.2	23.2	28.5	23.6	43.3	45.3	34.9	29.1
	④少し楽になった	4.0	2.3	8.8	7.8	7.3	4.4	2.8	1.7	1.9	2.1	1.7	4.9	6.9	3.8	2.4
	⑤かなり楽になった	0.8	6.8	1.4	1.8	1.6	0.6	0.5	0.4	0.6	—	0.4	1.2	1.4	0.6	0.5
	⑥わからない	2.8	29.5	17.1	5.3	1.2	0.8	1.2	1.4	0.2	1.6	0.4	5.3	6.7	1.0	0.9
	⑦N・A	0.4	2.3	—	0.3	0.7	0.1	0.5	0.2	0.3	0.3	0.8	0.6	0.4	0.3	0.2
< Q 2 > 前問Q1で、①～③（非常に苦しくなった、苦しくなった、変わらない）と回答した方に伺います。 生活の変化や節約・我慢していることを以下からあげてください。（主なものを3つまで選んでください）	①食生活（嗜好品を含む）を切り詰めている	33.5	20.5	28.9	32.0	28.6	29.5	30.2	32.7	39.6	42.0	55.3	32.1	30.3	30.2	37.0
	②光熱水費を切り詰めている	32.0	22.7	19.9	24.8	27.1	31.5	29.7	31.9	37.6	43.4	54.9	33.5	22.1	33.3	35.3
	③住宅購入や改築の見直しが見つからない	11.4	11.4	3.0	8.9	15.8	10.3	11.3	11.6	12.2	16.9	10.1	5.2	8.5	13.1	14.6
	④趣味や習い事、レジャー、スポーツの機会が減った	30.2	9.1	32.6	30.6	28.0	30.6	30.3	29.5	30.9	30.7	30.8	30.4	31.3	27.7	30.7
	⑤借金が増え、貯金が減った	14.2	2.3	9.2	7.9	10.6	11.7	14.8	19.9	21.1	16.7	11.4	7.4	13.6	15.2	17.0
	⑥こづかいや交際費が少なくなった	22.7	18.2	18.0	23.2	24.0	25.1	21.7	21.6	20.9	22.9	33.8	19.9	19.7	18.4	27.3
	⑦子どもの養育費や教育費の負担が高まった	21.4	—	0.7	3.3	14.9	26.3	31.4	39.1	27.3	12.5	3.4	4.8	2.3	33.5	31.6
	⑧地代、家賃や住宅ローンの負担が高まった	6.5	6.8	3.9	3.0	6.3	7.2	6.8	7.2	10.1	6.8	3.0	3.7	3.0	8.0	8.5
	⑨結婚や出産の計画が立てにくくなった	3.1	—	3.0	12.9	6.3	3.9	1.7	1.1	—	0.2	—	3.6	7.9	2.4	1.1
	⑩新しい洋服など買い換えが少なくなった	25.3	27.3	33.3	29.0	29.9	25.0	22.2	20.4	25.6	24.2	25.3	38.2	25.3	31.8	16.8
	⑪仕事上で必要とされる書籍などを切り詰める	2.1	—	0.5	1.5	3.0	2.8	2.0	2.4	2.8	1.6	1.7	2.7	2.0	2.2	1.9
	⑫家具や家電・耐久消費財の購入控え	20.4	4.5	9.9	15.4	14.8	20.0	20.2	22.7	27.3	27.0	28.7	18.7	20.5	21.3	20.8
	⑬配偶者や家族がアルバイト・パートなどに出ている	6.4	—	1.4	1.7	4.2	5.0	8.3	10.7	8.9	7.5	6.3	0.5	0.9	1.1	13.9
	⑭その他	2.4	6.8	2.8	3.3	1.7	2.7	2.4	2.6	2.0	0.8	2.1	3.8	3.8	2.0	1.2
	⑮N・A	5.3	4.5	5.1	6.3	6.3	5.1	7.2	4.4	2.2	6.0	2.5	7.3	8.1	5.0	3.4
	⑯非該当	8.0	40.9	27.3	15.2	10.8	6.0	5.0	3.7	3.0	4.1	3.4	12.1	15.5	5.8	4.0



扶養家族数別							任用・雇用元				任用・雇用形態			家計収入			職 種 別										
0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	地方公共団体	独立法人	民間企業 および 団体法人	正職員	再職 任用員	非職 正規員	自入 己の 収み	共 働 き	そ の 他	事務系職 一般職	技術系職 一般職	労務・ 技能職	保健系職	福祉系職	技術系職	看護系職	医療系職	技術系職	研究職	海事職	その他
59.4	49.4	47.6	50.6	50.5	41.8	60.0	54.5	53.7	54.5	54.6	65.1	45.7	—	—	—	55.7	62.1	55.9	42.3	39.0	47.7	52.5	71.4	52.6	39.8		
32.9	44.1	49.4	47.5	46.3	54.5	30.0	39.8	41.5	35.5	40.1	26.2	39.5	—	—	—	37.5	35.6	38.7	53.7	52.8	46.0	43.9	28.6	47.4	48.5		
7.6	6.1	2.9	1.7	2.3	3.6	10.0	5.5	4.9	10.0	5.2	8.7	14.4	—	—	—	6.7	2.1	5.1	4.0	8.2	6.4	3.6	—	—	11.7		
0.1	0.3	0.1	0.1	0.9	—	—	0.1	—	—	0.1	—	0.4	—	—	—	0.1	0.2	0.3	—	—	—	—	—	—	—	—	
51.4	47.4	50.9	55.3	52.8	45.5	50.0	52.3	24.9	53.6	51.8	36.6	44.4	52.2	48.3	60.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
13.2	18.6	20.5	25.2	22.5	20.0	20.0	18.2	3.9	3.6	17.5	23.8	2.1	19.5	15.3	6.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
4.5	11.2	8.0	6.6	8.3	5.5	20.0	6.4	4.4	11.8	5.7	30.2	10.3	6.7	6.4	5.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
4.2	2.4	1.3	0.7	0.9	—	10.0	3.1	—	—	3.1	0.6	—	2.3	3.9	2.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
6.8	3.3	5.3	2.0	3.7	3.6	—	4.8	2.4	16.8	5.0	2.3	13.2	3.8	7.0	7.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
11.4	8.0	6.5	3.0	6.4	7.3	—	8.2	25.9	3.6	9.1	1.2	8.2	7.7	10.2	9.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
5.7	5.3	4.0	3.5	2.8	12.7	—	4.8	14.1	2.7	5.3	2.3	2.1	4.9	5.6	3.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
0.4	0.5	1.1	1.5	0.9	1.8	—	0.1	18.0	—	0.7	—	—	0.9	0.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
0.2	0.6	0.3	0.3	0.5	1.8	—	0.2	3.9	0.5	0.3	1.2	0.4	0.3	0.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1.8	1.9	1.7	1.4	0.9	—	—	1.5	2.0	5.9	1.1	1.2	16.9	1.2	2.1	3.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
0.4	0.7	0.4	0.6	0.5	1.8	—	0.4	0.5	1.4	0.4	0.6	2.5	0.5	0.3	0.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
9.9	15.8	20.0	20.4	28.9	34.5	50.0	14.8	14.6	10.5	14.2	26.7	17.3	15.5	14.7	5.8	12.1	19.2	29.1	9.1	12.3	13.7	15.1	14.3	21.1	9.7		
34.5	47.6	48.2	51.8	46.8	47.3	20.0	41.3	46.8	36.4	41.0	50.6	44.0	39.4	45.3	33.3	37.5	46.4	45.6	39.4	42.1	49.3	39.0	61.9	52.6	44.7		
43.7	31.9	27.8	26.0	19.3	9.1	30.0	35.8	33.7	44.5	36.6	18.6	32.1	36.0	34.5	45.3	41.4	28.2	19.7	41.1	36.5	31.5	35.1	23.8	15.8	38.8		
5.7	3.0	2.1	1.0	2.8	7.3	—	4.0	2.9	4.5	4.1	1.7	4.5	4.0	3.7	5.8	4.3	3.0	3.0	5.1	6.3	3.6	5.2	—	5.3	—		
1.2	0.4	0.3	0.4	0.5	1.8	—	0.8	0.5	0.5	0.8	1.2	—	0.8	0.7	1.8	0.8	0.9	0.5	1.1	1.9	0.6	—	—	5.3	—		
4.7	0.5	1.6	0.3	1.4	—	—	2.9	1.0	2.7	2.9	1.2	1.2	3.7	1.0	7.3	3.5	2.0	1.8	3.4	0.9	1.1	4.9	—	—	3.9		
0.4	0.7	—	0.1	0.5	—	—	0.3	0.5	0.9	0.3	—	0.8	0.5	0.2	0.6	0.3	0.3	0.3	0.6	—	0.2	0.7	—	—	2.9		
30.4	37.9	35.1	36.7	36.7	45.5	60.0	33.3	33.7	35.9	32.5	53.5	43.2	37.7	28.9	25.4	30.4	39.0	43.5	29.7	31.8	33.4	33.4	35.7	42.1	40.8		
29.5	36.5	33.5	36.1	27.1	34.5	30.0	31.7	35.6	36.4	30.8	54.1	44.4	33.5	31.6	20.8	29.4	32.9	41.8	30.3	34.3	33.4	31.8	40.5	47.4	45.6		
9.2	13.6	14.9	13.4	11.0	14.5	—	11.4	14.1	10.5	11.5	9.3	9.9	10.9	12.7	7.0	11.4	12.6	13.7	8.6	7.9	10.5	12.1	11.9	31.6	7.8		
30.3	32.0	30.8	27.6	30.7	18.2	—	30.4	30.2	25.9	30.1	32.6	31.3	31.6	28.0	32.2	28.7	32.6	29.9	24.6	29.9	33.4	35.4	31.0	21.1	27.2		
11.2	16.1	18.4	17.6	17.0	27.3	10.0	14.3	13.2	11.4	14.3	14.0	13.2	13.2	16.5	8.2	13.2	17.2	19.5	12.0	11.6	15.0	11.1	9.5	10.5	15.5		
20.2	28.2	25.1	24.3	22.9	10.9	10.0	22.7	20.0	26.4	22.4	36.0	22.2	23.3	22.4	19.0	22.1	23.8	31.6	16.0	23.0	25.3	18.4	9.5	26.3	17.5		
7.9	16.9	40.0	50.6	51.4	49.1	60.0	21.5	23.4	17.3	21.9	5.8	21.4	13.5	34.8	4.4	20.5	22.7	21.0	22.3	26.7	21.8	21.0	33.3	15.8	17.5		
4.6	7.9	9.0	7.9	10.1	9.1	20.0	6.4	7.3	6.4	6.6	4.1	4.5	5.1	8.7	3.5	5.8	6.8	7.6	4.6	6.6	10.5	3.9	4.8	10.5	7.8		
5.1	2.1	0.6	0.4	0.5	—	—	3.0	4.4	4.5	3.3	0.6	1.6	4.0	2.0	2.3	3.3	3.3	1.8	2.9	2.5	4.3	3.6	—	—	1.0		
30.6	22.5	20.6	16.2	15.6	16.4	10.0	25.1	30.7	25.0	25.2	22.7	30.5	26.5	23.0	31.3	24.0	21.8	19.2	33.1	33.0	33.0	32.1	23.8	5.3	33.0		
2.2	3.0	1.6	1.4	0.9	1.8	10.0	2.1	2.9	0.9	2.2	—	1.6	2.2	2.1	1.8	1.5	2.1	0.8	2.3	2.8	5.4	4.3	2.4	—	1.0		
20.7	22.2	20.2	17.7	16.5	21.8	30.0	20.6	19.5	16.8	20.2	22.1	25.5	20.7	20.5	17.5	21.5	19.6	20.3	18.9	16.0	20.1	17.0	14.3	36.8	24.3		
1.2	9.1	9.1	17.9	18.3	10.9	20.0	6.5	5.4	7.7	6.6	6.4	1.6	2.4	12.4	4.1	6.0	10.2	11.4	2.3	2.8	2.1	4.3	16.7	10.5	4.9		
3.3	1.8	1.6	0.6	1.4	—	—	2.4	2.9	1.8	2.4	0.6	2.5	2.3	1.9	5.6	2.4	2.0	0.8	1.7	3.8	2.6	3.6	4.8	—	2.9		
7.5	4.0	2.1	2.8	3.2	1.8	—	5.4	3.9	4.5	5.5	2.3	3.7	5.5	4.4	9.6	6.3	4.5	2.5	6.9	5.3	3.9	3.9	7.1	—	3.9		
11.9	4.6	4.1	1.8	5.0	9.1	—	8.1	4.9	8.6	8.2	4.1	6.6	9.0	5.5	15.5	9.0	6.2	5.6	10.3	9.1	5.4	10.8	—	10.5	6.8		



設 問	項 目	分 類	道 本 部 全 体	年 齢 別											性 別			
				19	20	25	30	35	40	45	50	55	60	独女	独男	既女	既男	
				〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	身性	身性	婚性	婚性	
<Q3> あなたの現在の毎月の家計収支はどうなっていますか	①毎月赤字になっている	21.2	4.5	6.7	9.9	13.9	18.4	19.6	28.5	31.2	31.1	37.6	12.1	12.3	23.6	27.9		
	②時々赤字になる	27.9	20.5	23.6	28.5	26.7	27.7	30.3	27.7	30.4	26.8	24.5	25.6	26.3	25.9	30.6		
	③赤字にはなっていないが、ぎりぎりの生活だ	34.3	43.2	44.8	41.2	38.4	33.0	32.7	30.0	31.0	30.9	32.1	39.0	38.8	33.9	30.6		
	④まだ余裕がある	11.8	18.2	18.9	15.9	16.5	13.8	12.4	9.0	5.1	8.1	3.4	16.4	18.0	13.5	6.3		
	⑤わからない	4.3	13.6	5.8	4.3	3.8	6.8	4.5	4.2	2.2	2.4	2.1	6.3	4.1	2.7	4.3		
	⑥N・A	0.4	—	0.2	0.2	0.7	0.4	0.4	0.6	—	0.7	0.4	0.5	0.4	0.3	0.3		
<Q4> 2015春闘での賃上げ要求について、あなたの要求額（定期昇給分を除いた金額）をいくらにすべきだと思いますか	①0円	3.2	6.8	2.5	3.6	4.3	4.4	4.4	2.4	1.1	2.0	0.4	3.5	4.7	2.5	2.6		
	②5千円程度	19.7	20.5	16.6	19.4	19.3	24.0	24.9	18.1	15.8	14.5	14.8	20.1	21.9	18.1	19.3		
	③1万円程度	34.8	38.6	40.9	37.4	38.0	38.0	32.9	33.4	31.0	32.4	29.5	37.3	38.1	37.8	31.0		
	④1.5万円程度	7.8	13.6	10.4	7.5	6.9	6.8	7.6	7.7	7.3	9.6	7.2	7.2	9.2	6.8	7.9		
	⑤2万円程度	15.8	9.1	16.4	15.2	16.5	13.0	14.0	15.5	20.3	17.6	20.3	16.7	11.1	20.1	15.6		
	⑥2.5万円程度	1.6	—	1.2	1.5	0.7	1.4	1.2	1.4	2.5	2.8	3.4	1.6	1.4	1.7	1.7		
	⑦3万円以上	15.7	11.4	10.6	14.7	13.2	11.3	13.8	19.9	20.7	19.8	20.3	10.8	12.5	11.4	21.1		
	⑧N・A	1.3	—	1.4	0.7	1.0	1.1	1.3	1.6	1.2	1.5	4.2	2.8	1.1	1.6	0.7		
<Q5> あなたはこの1年間何日ぐらい年休を取りましたか	①0日	2.6	9.1	6.9	4.5	2.3	2.8	2.1	1.7	0.9	1.3	1.3	3.7	3.5	2.9	1.5		
	②1～4日	22.1	56.8	40.4	31.1	25.9	22.1	20.2	18.5	18.1	12.5	9.3	30.7	28.7	18.2	17.4		
	③5～9日	32.1	22.7	34.9	37.1	33.5	32.7	33.4	32.2	29.2	26.5	26.6	35.9	33.4	30.4	30.7		
	④10～12日	17.1	9.1	9.5	13.2	15.6	20.5	17.9	18.0	18.9	18.2	19.8	13.4	13.5	20.2	18.9		
	⑤13～15日	9.3	2.3	2.5	6.5	9.4	9.3	11.0	10.4	9.2	11.5	13.1	6.7	6.6	10.8	11.0		
	⑥16～18日	7.4	—	2.5	4.1	7.1	7.1	7.5	8.3	10.3	10.7	7.6	5.3	5.7	8.7	8.4		
	⑦19～20日	6.9	—	1.8	2.2	3.6	4.0	5.7	7.1	11.2	15.8	18.1	3.2	6.0	6.4	9.1		
	⑧21日以上	2.1	—	0.9	1.2	2.1	1.3	1.7	3.1	2.2	3.4	3.8	0.6	2.3	1.7	2.7		
	⑨N・A	0.3	—	0.5	0.2	0.5	0.2	0.5	0.7	—	—	0.4	0.4	0.3	0.6	0.2		
<Q6> あなたは、この1年間でどれぐらい超勤をしましたか（未払いを含む）	①全くしていない	7.2	15.9	4.4	3.5	6.3	4.3	5.0	6.4	8.0	13.2	30.4	6.3	5.6	11.4	6.4		
	②1～59時間	42.6	52.3	50.3	38.9	36.5	38.5	39.1	43.0	48.2	49.9	48.5	43.6	42.6	50.3	38.8		
	③60～119時間	21.3	18.2	18.7	23.3	21.7	23.1	25.0	22.9	18.6	16.9	8.9	23.2	19.0	20.3	22.0		
	④120～179時間	9.5	4.5	9.5	10.1	11.5	9.5	10.8	9.7	8.0	8.3	5.5	8.2	11.3	6.7	10.7		
	⑤180～239時間	6.3	6.8	7.2	8.3	8.0	7.5	6.7	5.8	5.0	3.7	2.1	5.5	7.6	4.1	7.0		
	⑥240～359時間	5.7	—	5.8	6.8	6.9	6.3	5.6	5.0	6.4	4.7	1.7	5.5	6.3	3.0	6.7		
	⑦360時間以上	6.0	2.3	3.2	7.8	8.7	9.6	6.8	5.3	4.5	2.1	1.3	6.0	6.5	2.2	7.6		
	⑧N・A	1.2	—	0.9	1.3	0.5	1.3	1.0	1.9	1.4	1.1	1.7	1.6	1.1	1.9	0.8		

扶養家族数別							任用・雇用元			任用・雇用形態			家計収入			職 種 別										
0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	地方公共団体	独立法人	民間企業 および 団体 法人	正職 規員	再職 任用 員	非職 正 規員	自 己 の 収 入	共 働 き	そ の 他	事 務 系 職	技 術 系 職	技 術 系 職	保 健 系 職	福 祉 系 職	技 術 系 職	医 療 系 職	医 療 系 職	研 究 職	海 事 職	そ の 他
13.9	23.9	30.1	30.7	37.6	40.0	50.0	21.3	22.0	16.8	20.3	41.3	29.2	21.6	22.0	11.7	19.6	25.5	30.1	20.6	17.3	20.1	16.1	19.0	36.8	24.3	
25.4	29.5	30.4	32.6	30.7	32.7	30.0	27.9	28.8	29.5	28.0	27.9	25.5	28.1	28.8	20.5	27.6	31.2	31.4	24.0	29.2	24.6	25.6	14.3	21.1	30.1	
37.7	34.9	30.1	29.4	21.1	23.6	—	34.3	34.1	36.8	34.5	26.7	36.6	35.4	32.9	34.8	34.1	31.7	30.1	32.0	37.1	40.3	37.0	45.2	26.3	34.0	
17.4	8.3	6.1	3.2	3.2	3.6	10.0	11.9	9.3	12.7	12.4	1.7	4.9	11.4	11.5	18.7	13.7	7.7	4.3	19.4	11.3	10.5	15.4	21.4	5.3	6.8	
5.1	3.0	3.2	3.9	6.4	—	10.0	4.3	5.9	4.1	4.4	2.3	3.7	3.3	4.6	12.9	4.6	3.6	3.8	3.4	4.4	4.3	5.9	—	10.5	4.9	
0.5	0.4	—	0.1	0.9	—	—	0.4	—	—	0.4	—	—	0.2	0.3	1.5	0.4	0.4	0.3	0.6	0.6	0.2	—	—	—	—	
3.9	2.3	2.9	2.3	1.4	1.8	10.0	3.2	1.5	3.6	3.4	0.6	1.2	3.3	3.0	3.2	4.6	2.0	0.5	2.9	2.8	0.6	2.0	2.4	10.5	1.0	
20.9	19.1	17.0	18.4	20.6	21.8	10.0	19.9	15.1	22.3	19.9	15.7	17.7	19.4	19.8	22.5	24.4	15.6	13.7	20.0	15.1	9.2	17.4	28.6	5.3	19.4	
37.8	32.3	32.1	31.8	31.7	29.1	10.0	34.8	34.1	38.2	34.9	27.9	39.9	34.9	33.9	42.4	35.0	33.3	29.6	54.3	37.4	30.6	40.0	28.6	31.6	38.8	
7.6	8.1	8.2	8.0	6.0	10.9	20.0	8.0	2.9	5.9	7.9	7.6	6.6	8.2	7.3	7.9	7.9	7.4	7.8	4.6	11.0	8.3	7.2	2.4	5.3	7.8	
14.7	17.4	17.7	15.8	15.1	20.0	30.0	15.8	19.5	14.1	15.8	20.3	13.2	14.9	17.7	11.4	13.8	17.8	17.7	10.3	18.9	23.6	13.8	9.5	21.1	15.5	
1.4	2.1	2.1	1.0	2.3	1.8	—	1.5	2.9	1.4	1.5	4.1	2.1	1.7	1.5	1.5	1.0	2.4	2.3	1.7	1.9	2.4	1.6	7.1	—	1.9	
12.0	17.8	18.9	22.2	21.6	14.5	20.0	15.6	22.0	12.3	15.6	20.9	14.0	16.2	15.9	8.8	12.2	20.5	26.8	4.0	12.3	23.6	16.7	19.0	26.3	10.7	
1.8	0.8	1.1	0.6	1.4	—	—	1.2	2.0	2.3	1.1	2.9	5.3	1.4	1.0	2.3	1.2	0.9	1.5	2.3	0.6	1.7	1.3	2.4	—	4.9	
3.4	1.5	1.6	1.8	1.8	3.6	—	2.4	3.4	6.4	2.6	0.6	3.3	2.3	2.7	3.5	2.4	1.3	1.0	0.6	4.7	5.1	3.9	2.4	—	4.9	
26.7	17.2	17.8	17.0	17.4	16.4	—	22.2	17.1	25.0	22.7	11.0	18.1	23.8	19.0	28.9	22.1	18.0	9.6	17.1	28.9	34.1	31.1	14.3	5.3	19.4	
33.3	28.8	30.9	34.2	31.7	29.1	20.0	31.8	39.5	33.6	32.3	25.6	32.9	33.0	31.2	31.0	34.2	29.6	16.7	42.3	29.2	34.9	33.4	40.5	36.8	27.2	
15.4	18.0	20.1	18.3	19.7	27.3	10.0	17.2	19.0	13.6	16.9	20.9	18.9	16.3	18.6	14.6	17.6	19.2	14.2	14.9	16.7	14.3	16.7	19.0	5.3	18.4	
7.9	10.9	10.6	10.8	10.6	10.9	30.0	9.5	5.9	7.7	9.3	13.4	7.4	7.9	11.5	9.1	9.8	11.3	9.4	12.0	8.5	4.9	5.2	7.1	26.3	9.7	
6.2	9.0	8.3	8.6	7.3	10.9	30.0	7.5	6.8	6.8	7.4	6.4	7.4	7.2	8.0	5.6	6.7	9.9	12.7	8.0	8.2	3.2	4.6	11.9	—	9.7	
5.1	11.9	7.8	6.9	6.9	1.8	—	6.9	6.3	5.9	6.4	18.6	9.1	7.0	6.7	5.8	5.1	8.6	28.9	2.9	3.1	2.1	3.3	2.4	15.8	7.8	
1.6	2.5	2.6	2.1	3.7	—	10.0	2.2	1.0	0.5	2.0	3.5	2.5	2.3	1.8	1.2	1.9	1.8	7.1	1.1	0.6	0.9	1.3	—	5.3	2.9	
0.4	0.2	0.3	0.3	0.9	—	—	0.3	1.0	0.5	0.3	—	0.4	0.2	0.4	0.3	0.2	0.2	0.5	1.1	—	0.6	0.3	2.4	5.3	—	
7.5	10.2	6.1	3.7	6.9	5.5	20.0	7.2	5.9	8.2	5.8	30.8	25.1	6.9	7.4	9.4	7.7	5.7	12.7	3.4	3.8	3.2	7.5	—	15.8	25.2	
44.7	44.2	39.3	37.6	36.7	40.0	10.0	43.2	36.6	34.5	42.4	45.3	46.9	41.4	43.9	46.5	43.5	37.4	50.6	41.1	49.7	43.0	39.3	23.8	42.1	34.0	
20.5	19.9	24.3	21.9	25.7	21.8	10.0	21.4	20.5	20.0	22.1	11.0	12.3	20.8	22.1	21.1	21.2	20.6	16.2	35.4	26.7	24.6	15.1	11.9	21.1	17.5	
9.0	9.2	11.1	10.8	8.3	12.7	20.0	9.5	11.7	10.0	10.0	4.7	3.3	10.0	9.5	5.8	9.3	12.0	6.6	9.1	7.9	9.0	10.8	19.0	5.3	4.9	
6.5	4.0	6.3	7.6	9.6	9.1	10.0	6.3	5.4	6.8	6.4	4.7	4.5	6.9	5.4	7.0	6.3	8.6	3.5	3.4	3.5	5.6	8.2	14.3	10.5	5.8	
5.2	5.9	5.0	8.4	5.0	7.3	10.0	5.3	9.3	10.9	5.9	1.7	3.7	6.4	5.0	3.8	5.5	6.3	5.1	2.9	4.4	6.6	8.2	11.9	—	3.9	
5.4	5.4	6.6	9.0	6.4	3.6	20.0	6.0	8.3	6.4	6.4	1.2	1.6	6.4	5.7	4.4	5.8	8.5	4.3	4.0	1.6	6.0	8.9	11.9	—	5.8	
1.3	1.1	1.3	1.0	1.4	—	—	1.0	2.4	3.2	1.2	0.6	2.5	1.2	1.1	2.0	0.7	1.0	1.0	0.6	2.5	2.1	2.0	7.1	5.3	2.9	

設 問	項 目	分 類	道 本 部 全 体	年 齢 別										性 別			
				19	20	25	30	35	40	45	50	55	60	独女	独男	既女	既男
				〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	身性	身性	婚性	婚性
<Q7> 前問のQ6のうち、「未払い超勤」(「サービス残業」と呼ばれる不払い労働)はどれぐらいですか	①全くない	36.1	62.2	35.1	32.7	32.2	32.3	33.6	34.3	40.3	44.4	62.1	28.9	40.6	33.1	38.5	
	②1～29時間	33.6	24.3	40.2	36.7	37.2	36.3	31.9	34.2	28.2	30.0	21.7	38.6	31.9	38.9	30.0	
	③30～59時間	12.1	8.1	10.5	13.0	12.7	12.2	13.8	11.8	12.7	9.3	8.1	12.2	10.1	12.7	12.7	
	④60～89時間	5.3	2.7	4.6	5.4	4.5	5.4	7.3	5.6	5.2	3.4	0.6	5.9	5.3	4.7	5.3	
	⑤90～119時間	3.5	—	3.7	3.7	4.7	3.8	3.0	3.7	2.6	3.8	1.9	3.8	4.0	2.3	3.6	
	⑥120～149時間	2.0	—	1.5	2.1	1.5	1.5	2.5	1.7	3.3	2.1	1.2	2.3	1.8	1.8	2.1	
	⑦150時間以上	5.5	2.7	3.7	5.0	5.8	7.5	6.5	6.7	4.5	2.8	1.2	5.8	5.1	3.9	6.2	
	⑧N・A	1.9	—	0.7	1.4	1.5	0.9	1.4	2.1	3.3	4.2	3.1	2.5	1.4	2.5	1.5	
<Q8> 「非正規労働者」が増加し、自治体・公務サービスの職場でも「臨時・非常勤・嘱託など」の職員が3割以上を占め、その多くが年収200万円以下という状況です。この職員の処遇について、どうあるべきと考えますか	①(恒常的な業務なら)正規職員化をはかるべき	36.8	22.7	33.5	31.6	27.4	36.1	37.0	41.5	41.0	40.5	46.0	34.3	35.1	33.6	40.1	
	②正規職員化は難しいが、処遇改善のため賃金原紙を非正規職員優先で配分すべき	19.5	20.5	13.9	16.7	20.5	21.8	19.0	18.4	20.1	25.0	17.3	18.5	16.8	21.9	20.1	
	③均等待遇(勤務時間に応じて正規職員に準じた労働条件)をはかるべき	23.4	18.2	23.8	28.3	27.6	21.1	20.6	23.0	23.6	22.3	27.0	27.4	23.1	27.4	20.0	
	④現行のままがいい	7.1	4.5	9.5	8.6	8.7	8.9	8.8	6.2	5.0	2.4	3.0	4.4	9.7	4.0	8.6	
	⑤わからない	12.0	34.1	18.5	14.1	14.9	11.4	13.6	9.4	9.4	8.1	5.1	14.0	14.3	11.6	10.3	
	⑥N・A	1.1	—	0.9	0.7	0.9	0.7	1.2	1.4	0.9	1.6	1.7	1.5	1.0	1.4	0.8	
<Q9-(1)> あなたの職場で導入された場合、「公平・公正」に評価されると思いますか?(導入されているところでは、「公平・公正」に評価されていると思いますか?)	①「公平・公正」に評価される(されている)と思う	14.2	15.9	17.6	17.7	16.5	12.8	14.2	12.6	14.2	10.6	12.2	13.7	16.1	14.6	13.2	
	②「公平・公正」に評価されない(されていない)と思う	42.0	15.9	25.4	35.1	40.6	46.6	42.3	44.4	47.3	46.8	46.4	35.2	39.7	38.8	47.5	
	③わからない	42.4	68.2	55.4	45.9	42.2	39.6	42.7	41.5	37.0	40.3	37.6	49.1	43.0	44.5	38.4	
	④N・A	1.4	—	1.6	1.3	0.7	1.1	0.8	1.4	1.6	2.3	3.8	2.0	1.1	2.1	0.9	
<Q9-(2)> そもそも人事評価制度の導入と活用にあたって、あなたの基本的な考えに最も近い意見は以下のどれですか	①勤務実績の評価制度は必要で、給与にもしっかり反映すべき	32.4	9.1	33.3	42.2	42.0	34.1	31.0	28.6	28.5	26.0	27.8	35.2	31.5	35.9	30.0	
	②勤務実績の評価制度は必要だが、給与への反映はあまりすべきではない	17.7	20.5	14.3	16.9	16.0	18.9	17.0	18.6	20.1	17.1	21.1	12.9	20.3	16.3	19.3	
	③勤務実績の評価自体が、公共サービス職場になじまず不要である	30.1	29.5	23.3	21.9	24.5	28.1	31.5	33.3	35.1	36.6	35.4	21.6	30.0	23.3	36.9	
	④わからない	18.3	40.9	27.7	18.2	16.7	17.5	19.0	17.9	15.0	17.6	13.5	28.2	16.9	22.4	12.9	
	⑤N・A	1.5	—	1.4	0.8	0.9	1.4	1.5	1.7	1.2	2.8	2.1	2.2	1.3	2.1	1.0	
<Q10> 2015国民春闘で、特に重点を置くべきだと考えるものを選んでください(いくつでも選択可)	①賃上げ要求の闘い	74.1	72.7	78.8	77.5	75.2	69.4	70.6	74.1	76.4	76.7	76.8	68.2	72.9	69.8	79.2	
	②独自削減(賃金合理化)に対する取り組み	36.3	27.3	28.2	27.6	30.7	36.8	36.6	41.3	43.7	39.2	39.2	22.9	39.7	25.5	45.4	
	③非正規職員(臨時・非常勤・嘱託など)の待遇改善の取り組み	36.7	20.5	21.9	30.0	30.0	35.4	32.9	38.3	41.8	52.0	63.3	35.2	30.8	41.2	37.8	
	④労働時間短縮・人員確保の取り組み	53.5	50.0	54.7	57.0	54.5	56.1	55.0	55.7	52.0	45.7	42.2	56.8	52.3	55.0	52.1	
	⑤メンタルヘルス対策など労働安全衛生の取り組み	33.0	34.1	30.0	31.5	30.0	35.2	33.2	36.4	33.9	28.5	36.7	31.6	35.4	29.5	34.0	
	⑥職場の男女平等の取り組み	13.1	13.6	11.8	14.9	11.3	13.2	12.3	13.6	13.4	12.5	19.4	13.1	13.2	14.2	12.7	
	⑦育児・介護など両立支援の取り組み	33.9	36.4	29.3	39.1	43.2	41.4	31.3	29.7	28.1	30.1	32.9	39.2	21.6	53.4	28.2	
	⑧現業部門の合理化など民営化に反対する取り組み	13.9	6.8	7.6	8.1	8.3	11.1	11.5	15.1	21.2	22.8	30.8	9.6	12.3	12.4	17.2	
	⑨地域医療など地域公共サービスを守る取り組み	19.7	15.9	12.7	14.7	17.4	16.9	18.2	20.6	27.9	25.4	30.0	18.8	17.1	16.3	22.9	
	⑩最低賃金制度の改善	27.8	34.1	29.1	24.2	21.7	21.8	23.0	30.3	34.6	36.1	43.9	27.2	26.4	25.4	29.7	
	⑪年金・医療・介護など社会保障制度の取り組み	41.4	20.5	21.7	29.3	30.0	33.3	38.8	49.2	55.7	59.0	69.6	37.8	32.0	45.0	45.4	
	⑫地方分権・地方財政確立のための取り組み	15.3	6.8	12.2	11.6	12.8	15.6	15.2	17.2	16.2	16.9	24.5	9.2	17.2	9.1	19.9	
	⑬労基基本権回復を含めた公務員制度確立の取り組み	16.5	6.8	11.3	13.9	13.2	14.9	13.4	19.2	21.4	21.8	27.0	10.7	16.6	12.1	20.9	
	⑭14その他	1.4	—	1.4	1.0	1.6	1.6	1.5	1.1	1.4	1.6	2.1	1.5	1.6	1.4	1.3	
	⑮N・A	3.2	—	5.5	4.3	3.5	2.9	3.5	2.9	2.2	2.1	3.0	4.7	4.7	2.8	2.2	

扶養家族数別							任用・雇用元				任用・雇用形態				家計収入			職 種 別												
0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6以 上人	地 方 公 体	共 立 法 人	政 立 法 人	民 間 企 業 お よ び 団 体 法 人	正 職 規 員	再 職 任 用 員	非 職 正 規 員	自 己 の 収 み	共 働 き	そ の 他	事 務 系 職	一 般 系 職	技 術 系 職	技 術 系 職	保 健 系 職	福 祉 系 職	技 術 系 職	医 療 系 職	看 護 系 職	医 療 系 職	技 術 系 職	研 究 職	海 事 職	そ の 他
35.2	40.6	34.9	37.3	32.5	26.9	50.0	35.3	36.2	60.0	35.0	58.5	56.3	36.9	34.6	40.3	37.6	39.0	66.6	23.8	23.5	21.4	23.9	20.5	40.0	35.1					
35.6	30.9	32.6	30.5	33.0	30.8	12.5	34.0	33.0	24.1	34.0	22.9	29.0	32.9	34.7	32.3	33.3	28.9	22.9	31.0	40.6	44.0	43.8	23.1	33.3	31.1					
11.2	13.4	13.0	12.4	12.0	19.2	25.0	12.5	8.0	7.2	12.5	8.5	3.4	11.8	12.7	10.6	12.1	12.3	4.4	19.0	13.4	15.2	10.9	5.1	13.3	10.8					
5.8	3.5	4.2	5.8	9.0	7.7	12.5	5.5	4.8	0.5	5.4	2.5	3.4	5.2	5.4	5.6	5.2	6.0	1.8	8.9	7.4	5.1	3.6	5.1	6.7	4.1					
3.3	3.2	3.7	4.3	4.0	3.8	—	3.6	3.7	1.5	3.6	0.8	1.1	3.7	3.2	4.0	3.4	3.3	0.3	5.4	4.7	4.2	4.7	10.3	6.7	1.4					
1.9	2.2	2.7	1.9	0.5	1.9	—	2.0	2.7	1.0	2.1	0.8	0.6	2.1	2.1	1.0	1.5	2.5	0.3	1.2	4.4	2.0	3.6	15.4	—	2.7					
5.3	3.9	6.8	6.6	5.5	7.7	—	5.4	9.0	4.1	5.7	0.8	3.4	5.5	5.8	3.3	5.1	6.3	1.5	8.9	4.0	5.9	7.2	20.5	—	10.8					
1.7	2.4	2.1	1.2	3.5	1.9	—	1.8	2.7	1.5	1.8	5.1	2.8	2.0	1.5	3.0	1.7	1.8	2.3	1.8	2.0	2.2	2.2	—	—	4.1					
34.3	39.3	41.3	39.8	30.7	36.4	40.0	36.9	38.5	34.5	36.6	47.1	34.2	37.4	36.5	33.3	36.5	40.1	41.8	40.0	40.6	30.2	28.2	40.5	36.8	35.0					
18.8	20.1	18.8	19.8	29.4	25.5	20.0	19.5	16.6	22.7	19.2	17.4	29.2	18.4	21.2	19.3	19.0	18.1	23.0	17.1	24.8	19.9	22.6	14.3	10.5	17.5					
25.5	23.5	20.4	21.0	16.5	14.5	20.0	23.1	27.8	26.8	23.1	25.6	29.6	23.5	23.5	22.5	23.2	21.9	19.5	28.6	23.9	26.3	25.9	31.0	15.8	29.1					
7.0	6.0	7.7	7.6	8.7	10.9	20.0	7.5	2.9	3.6	7.6	2.3	0.4	7.3	7.1	6.4	9.0	7.4	3.5	2.9	0.6	4.7	7.5	7.1	10.5	1.9					
13.1	10.3	10.8	11.0	12.8	12.7	—	12.1	12.2	10.5	12.5	6.4	4.5	12.5	10.6	16.7	11.4	11.9	10.9	10.3	7.9	18.4	14.1	4.8	21.1	12.6					
1.2	0.8	1.0	0.8	1.8	—	—	1.0	2.0	1.8	1.0	1.2	2.1	0.9	1.2	1.8	0.9	0.7	1.3	1.1	2.2	0.6	1.6	2.4	5.3	3.9					
14.7	15.0	12.4	13.5	10.6	14.5	30.0	14.2	14.6	12.7	14.3	11.0	12.8	15.1	13.1	12.6	13.8	15.4	14.2	13.1	16.0	12.6	13.4	21.4	15.8	15.5					
38.9	45.9	45.2	43.6	46.3	56.4	50.0	42.5	34.1	40.0	42.4	46.5	29.6	41.1	44.7	33.6	43.6	43.8	40.8	41.1	37.7	36.6	41.3	40.5	57.9	30.1					
44.9	37.6	41.0	41.9	41.3	29.1	20.0	42.1	48.8	45.9	42.1	38.4	54.3	42.5	40.8	52.3	41.9	39.7	42.5	44.6	42.8	48.8	44.3	38.1	15.8	49.5					
1.4	1.5	1.4	1.0	1.8	—	—	1.3	2.4	1.4	1.2	4.1	3.3	1.3	1.4	1.5	0.8	1.2	2.5	1.1	3.5	2.1	1.0	—	10.5	4.9					
34.3	29.8	31.9	29.1	28.9	34.5	40.0	32.0	34.1	41.4	32.1	28.5	43.2	32.1	33.5	28.7	28.9	33.2	29.6	31.4	32.7	46.9	42.3	31.0	21.1	38.8					
16.9	17.8	16.9	21.7	18.8	23.6	10.0	18.1	11.7	14.1	18.1	16.9	9.1	18.0	17.8	14.9	20.2	17.8	15.9	14.3	16.0	7.1	16.1	28.6	26.3	15.5					
26.0	35.1	34.1	33.5	34.9	34.5	40.0	30.7	28.3	18.6	30.4	38.4	17.3	30.3	30.2	27.2	34.4	32.6	28.1	24.6	22.6	13.7	24.6	31.0	31.6	20.4					
21.3	15.9	15.4	14.8	14.7	7.3	10.0	17.8	23.9	24.1	18.1	14.5	26.3	18.3	16.9	27.8	15.5	15.2	23.8	29.7	25.8	29.5	16.1	9.5	15.8	22.3					
1.5	1.3	1.7	1.0	2.8	—	—	1.4	2.0	1.8	1.3	1.7	4.1	1.4	1.6	1.5	1.0	1.3	2.5	—	2.8	2.8	1.0	—	5.3	2.9					
70.5	75.0	79.2	79.0	83.0	78.2	90.0	74.0	75.6	74.5	74.3	75.6	68.3	74.6	74.2	68.7	70.5	78.4	82.0	66.9	74.8	82.7	74.8	61.9	84.2	72.8					
31.9	40.6	41.6	41.1	37.2	47.3	40.0	36.9	41.5	22.3	36.9	42.4	16.9	38.7	34.8	24.0	36.8	50.0	38.5	32.0	17.0	18.2	36.7	61.9	68.4	16.5					
35.4	38.2	40.4	35.4	38.1	29.1	40.0	35.5	44.4	55.5	33.6	64.5	86.0	33.8	39.6	44.2	36.2	29.0	47.1	32.6	58.8	28.9	34.1	50.0	42.1	66.0					
53.6	53.5	53.4	52.5	56.9	65.5	30.0	54.0	52.7	47.3	55.0	43.0	28.0	53.3	54.6	49.7	53.6	53.5	43.0	54.9	52.2	69.2	49.5	40.5	47.4	35.0					
33.0	32.5	31.8	33.8	34.9	40.0	40.0	33.0	27.8	37.3	33.5	37.2	18.9	33.9	31.9	32.5	35.7	28.6	30.1	45.1	32.4	32.1	25.6	33.3	21.1	20.4					
13.6	14.3	11.3	13.5	10.6	5.5	—	13.0	14.1	15.0	12.9	20.3	14.0	12.6	13.5	16.1	13.4	11.9	14.4	20.6	12.3	11.1	11.8	16.7	26.3	13.6					
36.2	30.5	34.7	28.8	29.4	40.0	10.0	33.5	42.4	34.5	33.9	33.1	33.7	28.9	41.0	31.9	30.8	28.4	27.8	53.7	48.4	49.7	39.7	28.6	42.1	29.1					
11.3	18.1	16.1	16.5	13.3	18.2	10.0	14.0	15.6	10.0	13.5	26.7	15.6	13.7	14.3	13.7	9.2	12.5	54.2	8.6	22.0	10.9	10.5	21.4	26.3	15.5					
17.8	21.1	21.7	23.2	18.8	25.5	20.0	20.0	21.0	14.5	19.4	29.7	20.2	20.2	19.2	19.0	18.0	18.9	25.6	23.4	22.0	18.2	29.5	23.8	31.6	20.4					
26.0	29.3	30.3	29.1	30.7	21.8	40.0	27.4	29.8	32.7	26.5	48.3	40.7	27.9	27.1	30.4	25.9	27.5	39.0	14.3	35.5	28.7	25.2	23.8	42.1	38.8					
37.3	49.8	42.9	43.2	45.9	47.3	40.0	41.6	43.4	34.5	40.5	70.3	40.7	40.0	43.8	38.3	37.3	41.3	55.2	38.3	47.8	50.1	45.9	26.2	47.4	40.8					
13.1	17.0	18.3	17.9	18.3	12.7	30.0	15.8	14.1	5.9	15.2	25.6	11.1	16.3	14.4	12.6	15.9	17.1	17.2	11.4	10.7	10.9	14.4	19.0	36.8	13.6					
14.1	18.4	20.1	18.3	20.2	16.4	20.0	17.0	15.1	7.7	16.4	31.4	7.8	16.8	16.4	14.9	15.3	19.5	24.3	11.4	13.5	17.8	12.5	16.7	31.6	12.6					
1.6	1.1	1.7	1.3	0.5	1.8	—	1.5	1.5	0.5	1.4	1.7	0.8	1.4	1.3	2.3	1.5	1.6	0.5	3.4	0.6	1.9	1.0	—	—	1.9					
3.8	2.5	3.4	2.0	1.8	1.8	—	3.2	3.4	2.7	3.1	1.7	5.3	3.6	2.4	5.3	3.0	2.6	3.5	1.1	5.3	4.5	3.9	2.4	5.3	1.9					

設 問	項 目	分 類	道 本 部 全 体	行 政 別						地方本部別			
				全 道 道 庁 連	政 令	都 市	町 村	そ の 他	公 共 民 間	社 保	石 狩	後 志	上 川
				< F 1 > あなたの年齢は	① ～19歳	0.7	0.3	1.0	0.7	1.2	—	—	—
	②20～24歳	7.2	4.3	5.8	9.0	9.3	13.3	1.4	4.9	5.6	6.3	8.8	
	③25～29歳	10.0	5.4	11.8	12.1	11.9	9.3	5.5	7.4	9.9	10.9	9.0	
	④30～34歳	9.5	6.5	9.9	10.4	9.8	17.3	20.7	13.6	10.2	11.9	9.6	
	⑤35～39歳	14.2	11.1	10.2	14.9	19.4	17.3	9.7	17.3	11.7	11.9	18.8	
	⑥40～44歳	19.7	21.9	12.9	20.4	21.5	13.3	19.3	11.1	16.2	22.8	21.4	
	⑦45～49歳	13.8	17.9	11.5	12.8	12.4	14.7	11.7	12.3	12.8	15.0	12.8	
	⑧50～54歳	10.6	15.2	13.9	7.6	7.6	5.3	10.3	8.6	14.3	9.1	8.5	
	⑨55～59歳	10.2	12.6	13.4	9.3	6.1	8.0	13.8	18.5	12.1	8.1	7.9	
	⑩60歳以上	3.9	4.8	9.4	2.6	0.9	—	7.6	6.2	6.4	2.5	2.1	
	⑪N・A	0.1	0.1	0.1	0.1	—	1.3	—	—	0.1	—	—	
< F 2 > あなたの性別は	①独身女性	18.3	12.7	16.8	23.3	16.7	30.7	26.2	37.0	17.4	17.3	18.2	
	②独身男性	19.2	19.1	18.1	18.3	21.4	28.0	14.5	14.8	16.5	19.5	20.1	
	③既婚女性	19.6	16.5	18.8	21.6	20.6	10.7	26.2	21.0	19.7	17.8	22.0	
	④既婚男性	42.8	51.5	46.2	36.8	41.2	30.7	32.4	27.2	46.2	45.4	39.7	
	⑤N・A	0.1	0.2	0.2	0.1	—	—	0.7	—	0.2	—	—	
< F 3 > あなたの扶養家族は	①0人（独身者含む）	51.3	46.3	49.7	55.3	51.5	64.0	50.3	64.2	50.4	48.7	50.9	
	②1人	16.5	19.2	18.5	15.8	12.4	14.7	22.8	17.3	17.7	18.3	12.2	
	③2人	15.5	16.0	14.7	14.8	17.0	10.7	16.6	6.2	15.1	15.7	19.4	
	④3人	11.8	14.2	12.3	9.6	12.5	8.0	6.2	8.6	12.0	13.2	12.8	
	⑤4人	3.6	2.9	3.6	3.1	5.3	1.3	2.8	3.7	3.3	3.3	3.6	
	⑥5人	0.9	0.8	0.7	1.1	0.9	1.3	1.4	—	0.9	0.5	0.9	
	⑦6人以上	0.2	0.2	0.4	0.1	0.1	—	—	—	0.3	0.3	0.2	
	⑧N・A	0.2	0.4	0.1	0.2	0.3	—	—	—	0.2	—	—	
< F 4 > あなたの任用・雇用元は	①地方公共団体	92.1	89.0	97.7	97.5	99.0	38.7	32.4	—	86.7	97.0	94.0	
	②独立行政法人	3.4	9.0	0.7	1.0	0.1	2.7	3.4	39.5	5.9	1.0	2.1	
	③民間企業および(②以外の)団体・法人	3.6	1.3	0.4	0.7	0.3	56.0	62.1	58.0	6.1	1.0	3.2	
	④N・A	0.9	0.8	1.2	0.8	0.6	2.7	2.1	2.5	1.3	1.0	0.6	
< F 5 > あなたの任用・雇用形態は	①正規職員	92.9	93.5	86.4	96.6	97.6	97.3	58.6	45.7	90.4	96.7	95.9	
	②再任用職員	2.9	3.6	7.8	1.7	0.4	—	2.8	4.9	5.1	2.3	1.5	
	③非正規職員(臨時・非常勤・嘱託など)	4.0	2.8	5.6	1.6	1.7	1.3	37.9	48.1	4.4	0.5	2.6	
	④N・A	0.2	0.1	0.2	0.1	0.3	1.3	0.7	1.2	0.2	0.5	—	

地 方 本 部 別										
留 萌	宗 谷	渡 島	檜 山	空 知	胆 振	日 高	網 走	十 勝	釧 根	社 保
0.5	1.1	0.2	2.2	0.3	0.3	0.6	0.2	1.0	1.6	—
8.6	15.8	6.5	5.6	10.4	7.0	9.6	6.1	5.2	9.4	4.9
8.6	11.4	8.7	11.2	11.7	11.7	7.3	10.8	10.6	9.9	7.4
9.7	9.8	7.7	18.0	5.0	9.5	8.4	9.1	9.2	10.5	13.6
12.9	12.5	14.9	15.7	15.4	13.1	16.9	14.3	16.0	16.8	17.3
19.4	20.7	19.4	20.2	22.7	20.1	22.5	24.8	20.0	20.2	11.1
17.2	10.3	14.4	4.5	15.1	14.8	14.6	13.6	17.2	13.0	12.3
11.8	9.8	10.2	13.5	7.3	10.1	11.2	8.2	8.4	8.3	8.6
9.1	7.1	13.7	6.7	9.7	10.6	6.2	9.4	9.2	6.7	18.5
2.2	1.6	4.2	2.2	2.1	2.8	2.8	3.5	3.0	3.4	6.2
—	—	0.2	—	0.3	—	—	—	—	0.2	—
16.7	23.4	20.9	10.1	26.9	20.4	16.3	13.1	16.0	14.8	37.0
24.2	23.4	18.2	24.7	14.4	18.7	20.2	19.7	21.4	26.5	14.8
19.9	19.0	17.7	18.0	23.0	22.6	15.7	18.5	19.8	17.9	21.0
39.2	34.2	43.0	47.2	35.8	38.3	47.8	48.5	42.7	40.4	27.2
—	—	0.2	—	—	—	—	0.2	—	0.4	—
53.2	58.7	49.5	49.4	54.3	52.2	48.3	48.7	53.1	52.7	64.2
17.2	15.2	17.9	12.4	14.1	16.2	14.0	17.3	15.2	17.0	17.3
15.6	16.3	16.1	22.5	15.1	15.4	15.2	14.5	15.8	13.0	6.2
10.8	5.4	11.3	12.4	10.7	10.6	16.3	13.1	11.0	12.6	8.6
3.2	3.3	3.6	2.2	3.9	3.9	5.1	4.2	4.4	2.9	3.7
—	0.5	1.4	1.1	1.6	0.8	0.6	1.6	0.2	1.1	—
—	—	0.3	—	—	—	—	—	—	0.2	—
—	0.5	—	—	0.3	0.8	0.6	0.5	0.2	0.4	—
100.0	94.6	90.7	100.0	97.7	97.2	99.4	97.2	96.4	96.9	—
—	4.3	2.3	—	1.3	0.3	—	1.6	3.0	2.0	39.5
—	—	5.9	—	0.5	2.0	—	—	0.2	0.7	58.0
—	1.1	1.2	—	0.5	0.6	0.6	1.2	0.4	0.4	2.5
94.1	97.3	90.1	95.5	99.0	96.1	98.3	95.6	92.2	94.4	45.7
1.1	0.5	2.3	2.2	1.0	2.2	1.1	2.1	3.4	1.6	4.9
4.8	1.6	7.5	2.2	—	1.7	0.6	2.1	4.2	3.6	48.1
—	0.5	0.2	—	—	—	—	0.2	0.2	0.4	1.2



設 問	項 目	分 類	道 本 部 全 体	行 政 別							地方本部別		
				全 道 道 庁 連	政 令	都 市	町 村	そ の 他	公 共 民 間	社 保	石 狩	後 志	上 川
< F 6 > あなたの家計収入は	①あなたの収入のみ	54.5	62.0	57.3	50.6	48.9	69.3	48.3	58.0	56.5	51.8	52.1	
	②共働き	39.7	35.6	35.9	41.7	45.3	22.7	39.3	32.1	38.1	42.1	42.7	
	③その他	5.7	2.2	6.3	7.6	5.7	8.0	12.4	9.9	5.1	6.1	5.1	
	④N・A	0.2	0.3	0.5	0.1	0.1	—	—	—	0.3	—	—	
< F 7 > あなたの職種は	①事務系一般職	51.1	45.4	39.7	49.2	65.7	81.3	20.0	96.3	47.9	56.6	50.9	
	②技術系一般職	17.1	31.2	22.4	10.8	8.7	9.3	5.5	—	19.8	15.0	15.0	
	③技能・労務職	6.5	1.0	20.6	7.3	2.5	8.0	12.4	2.5	12.2	4.6	2.1	
	④保健系技術職	2.9	2.9	1.2	2.3	5.3	—	—	—	1.1	3.8	3.8	
	⑤福祉系技術職	5.3	0.3	1.3	5.5	9.9	—	40.7	—	3.0	8.6	7.5	
	⑥医療系看護職	8.8	7.5	6.9	16.5	3.5	—	4.8	—	7.5	7.1	9.4	
	⑦医療系技術職	5.1	7.1	4.1	6.9	2.1	—	2.1	—	4.8	2.3	8.1	
	⑧研究職	0.7	2.5	—	—	0.1	—	—	—	0.7	1.0	0.9	
	⑨海事職	0.3	1.1	—	0.1	—	—	—	—	0.1	—	0.2	
	⑩その他	1.7	0.4	3.2	1.1	2.0	1.3	11.7	1.2	2.4	1.0	1.3	
	⑪N・A	0.5	0.8	0.7	0.3	0.2	—	2.8	—	0.5	—	0.9	
< Q 1 > 2～3年前の今ごろと比べてあなたの生活はどうですか	①非常に苦しくなった	14.7	19.4	16.1	13.1	11.3	14.7	11.7	8.6	15.7	11.9	15.4	
	②苦しくなった	41.3	44.0	42.8	42.4	37.3	33.3	41.4	32.1	43.8	43.1	39.7	
	③変わらない	35.9	30.1	33.9	36.5	41.3	45.3	39.3	48.1	34.1	38.3	35.9	
	④少し楽になった	4.0	2.9	3.8	3.8	5.5	—	5.5	6.2	3.2	3.0	5.6	
	⑤かなり楽になった	0.8	0.6	1.1	0.8	0.8	—	0.7	1.2	0.8	0.8	0.2	
	⑥わからない	2.8	2.4	2.3	3.1	3.4	4.0	1.4	2.5	2.2	1.8	2.6	
	⑦N・A	0.4	0.4	—	0.3	0.4	2.7	—	1.2	0.2	1.0	0.6	
< Q 2 > 前問Q 1で、①～③（非常に苦しくなった、苦しくなった、変わらない）と回答した方に伺います。生活の変化や節約・我慢していることを以下からあげてください。（主なものを3つまで選んでください）	①食生活（嗜好品を含む）を切り詰めている	33.5	39.8	36.6	30.6	27.5	38.7	41.4	27.2	36.3	31.5	29.7	
	②光熱水費を切り詰めている	32.0	32.2	32.9	32.3	29.9	40.0	37.2	34.6	32.4	30.7	27.1	
	③住宅購入や改築の見直しが見つからない	11.4	14.2	10.6	10.4	10.3	20.0	6.9	8.6	12.8	11.4	11.5	
	④趣味や習い事、レジャー、スポーツの機会が減った	30.2	30.9	34.0	29.1	29.1	33.3	22.1	27.2	32.6	28.7	31.4	
	⑤借金が増え、貯金が減った	14.2	16.5	12.2	14.9	13.0	6.7	12.4	9.9	13.2	15.7	17.7	
	⑥こづかいや交際費が少なくなった	22.7	20.8	24.3	23.5	22.9	21.3	24.1	19.8	24.0	23.6	21.6	
	⑦子どもの養育費や教育費の負担が高まった	21.4	20.7	19.3	22.2	23.4	5.3	24.1	17.3	20.5	23.6	22.6	
	⑧地代、家賃や住宅ローンの負担が高まった	6.5	6.8	6.9	7.2	5.3	2.7	7.6	2.5	7.6	6.1	6.2	
	⑨結婚や出産の計画が立てにくくなった	3.1	2.7	3.3	3.8	2.5	4.0	5.5	2.5	3.6	3.0	3.6	
	⑩新しい洋服など買い換えが少なくなった	25.3	22.9	28.3	27.1	23.5	25.3	25.5	30.9	27.3	24.6	27.8	
	⑪仕事上で必要とされる書籍などを切り詰める	2.1	2.7	1.2	2.3	1.9	1.3	2.1	1.2	1.6	2.0	2.1	
	⑫家具や家電・耐久消費財の購入控え	20.4	21.1	20.5	20.4	19.8	24.0	21.4	13.6	21.3	22.6	19.9	
	⑬配偶者や家族がアルバイト・パートなどに出ている	6.4	7.8	6.3	5.1	6.6	2.7	9.7	6.2	5.7	8.6	4.3	
	⑭その他	2.4	2.7	2.0	1.7	3.1	1.3	2.1	2.5	1.8	2.0	1.7	
	⑮N・A	5.3	4.6	5.4	5.2	6.4	4.0	2.8	6.2	4.9	5.3	6.2	
	⑯非該当	8.0	6.4	7.2	8.0	10.2	6.7	7.6	11.1	6.5	6.6	9.0	

地 方 本 部 別										
留 萌	宗 谷	渡 島	檜 山	空 知	胆 振	日 高	網 走	十 勝	釧 根	社 保
56.5	59.8	53.5	57.3	51.2	54.2	51.7	53.6	53.3	54.9	58.0
39.2	34.8	38.3	36.0	42.8	38.3	42.7	41.5	43.1	37.9	32.1
3.8	5.4	8.0	4.5	6.0	7.5	5.6	4.4	3.4	7.0	9.9
0.5	—	0.2	2.2	—	—	—	0.5	0.2	0.2	—
44.1	48.9	45.1	50.6	42.6	47.2	63.5	58.8	53.1	59.0	96.3
16.1	13.0	12.5	29.2	15.9	19.0	13.5	20.4	18.0	16.8	—
1.6	0.5	9.3	—	2.9	5.0	2.8	2.6	5.2	5.2	2.5
5.9	3.3	3.6	3.4	2.3	5.0	0.6	3.3	4.8	2.9	—
3.2	2.7	5.6	4.5	5.7	5.3	9.0	4.4	9.2	5.4	—
17.7	15.8	13.5	3.4	20.9	10.3	5.6	4.9	2.8	4.3	—
10.8	8.2	6.6	3.4	9.1	5.9	1.7	3.3	2.4	2.5	—
—	1.1	0.8	—	—	—	—	1.2	1.4	0.9	—
—	4.3	0.8	—	—	0.6	—	—	—	0.4	—
0.5	2.2	1.8	4.5	0.5	1.4	2.8	—	2.2	1.8	1.2
—	—	0.5	1.1	—	0.3	0.6	1.2	0.8	0.9	—
16.7	14.7	16.4	19.1	15.7	13.7	12.9	14.3	13.8	11.7	8.6
38.7	39.1	44.7	33.7	40.5	42.2	33.1	39.1	39.9	39.7	32.1
36.6	33.7	30.8	36.0	37.9	36.3	41.6	38.6	37.3	38.6	48.1
4.8	4.9	4.5	5.6	2.3	3.9	5.1	2.8	5.2	5.2	6.2
0.5	1.6	0.5	2.2	1.3	1.1	0.6	1.2	0.6	0.7	1.2
2.2	4.9	3.2	3.4	2.3	2.5	5.6	4.0	3.0	3.6	2.5
0.5	1.1	—	—	—	0.3	1.1	—	0.2	0.7	1.2
38.7	33.7	40.2	36.0	32.9	30.4	29.2	30.7	28.3	30.3	27.2
34.4	32.1	31.9	28.1	35.0	37.4	28.1	31.6	30.9	33.0	34.6
12.4	9.8	10.7	15.7	9.9	10.1	11.8	11.7	10.0	10.8	8.6
31.2	25.0	30.7	15.7	32.1	29.3	34.8	29.0	26.7	27.6	27.2
17.2	14.1	15.5	12.4	15.4	12.0	12.9	15.0	12.4	13.5	9.9
18.8	20.1	25.0	21.3	20.9	20.9	24.2	22.5	23.2	21.1	19.8
18.3	22.3	20.9	16.9	22.2	22.9	20.2	22.2	22.2	22.2	17.3
4.8	9.2	6.0	9.0	6.5	7.8	3.4	4.0	6.8	5.6	2.5
3.2	3.3	2.3	3.4	2.9	2.5	1.7	3.7	3.4	2.9	2.5
23.7	21.7	26.8	20.2	28.2	22.9	21.9	22.0	22.8	22.4	30.9
8.6	2.7	2.6	—	2.6	2.0	—	2.8	1.2	2.0	1.2
18.3	19.0	17.9	18.0	18.8	19.3	23.0	21.5	24.0	19.3	13.6
5.4	6.0	5.6	6.7	8.1	7.0	10.1	8.4	7.2	5.2	6.2
2.7	2.2	1.4	4.5	2.6	4.2	3.4	2.1	3.4	3.4	2.5
4.8	4.9	5.4	10.1	5.0	4.7	4.5	5.9	6.4	4.5	6.2
8.1	12.5	8.1	11.2	6.0	7.8	12.4	8.0	9.0	10.1	11.1

設 問	項 目	分 類	道 本 部 全 体	行 政 別						地 方 本 部 別			
				全 道 道 庁 連	政 令	都 市	町 村	そ の 他	公 共 民 間	社 保	石 狩	後 志	上 川
< Q 3 > あなたの現在の毎月の家計収支はどうなっていますか	①毎月赤字になっている	21.2	26.8	23.4	20.1	15.6	12.0	21.4	23.5	23.2	20.6	20.5	
	②時々赤字になる	27.9	27.7	27.9	28.4	27.2	38.7	31.0	21.0	28.5	29.2	29.7	
	③赤字にはなっていないが、ぎりぎりの生活だ	34.3	31.8	31.6	34.7	38.2	34.7	35.2	34.6	32.4	35.0	32.1	
	④まだ余裕がある	11.8	10.4	12.8	11.9	13.2	9.3	6.9	13.6	11.8	12.4	12.8	
	⑤わからない	4.3	3.0	4.2	4.6	5.1	5.3	5.5	7.4	3.9	2.0	4.5	
	⑥N・A	0.4	0.3	0.2	0.4	0.8	—	—	—	0.2	0.8	0.4	
< Q 4 > 2015春闘での賃上げ要求について、あなたの要求額（定期昇給分を除いた金額）をいくらにすべきだと思いますか	①0円	3.2	2.6	3.0	3.4	3.9	1.3	2.8	2.5	2.9	3.0	3.4	
	②5千円程度	19.7	17.1	18.6	19.9	22.7	20.0	21.4	21.0	19.3	18.0	16.5	
	③1万円程度	34.8	31.3	35.4	36.7	35.6	36.0	34.5	42.0	34.6	34.5	35.9	
	④1.5万円程度	7.8	7.1	7.2	8.4	8.3	12.0	9.0	2.5	7.0	9.6	10.9	
	⑤2万円程度	15.8	17.0	15.5	16.1	15.0	13.3	13.1	12.3	16.1	16.5	17.1	
	⑥2.5万円程度	1.6	1.8	1.3	1.6	1.6	1.3	2.8	—	1.5	2.8	2.1	
	⑦3万円以上	15.7	21.5	18.3	12.6	11.8	14.7	13.1	17.3	17.3	14.5	12.6	
	⑧N・A	1.3	1.7	0.7	1.3	1.1	1.3	3.4	2.5	1.1	1.0	1.5	
< Q 5 > あなたはこの1年間何日ぐらい年休を取りましたか	①0日	2.6	1.0	2.0	2.6	3.9	8.0	6.9	1.2	2.2	2.0	2.6	
	②1～4日	22.1	15.6	15.8	28.4	25.7	20.0	28.3	12.3	17.6	24.1	22.0	
	③5～9日	32.1	31.3	23.8	34.6	34.7	32.0	29.7	45.7	30.5	33.5	33.1	
	④10～12日	17.1	19.7	16.3	16.0	16.9	16.0	9.0	21.0	16.4	18.3	18.2	
	⑤13～15日	9.3	11.4	11.7	7.0	8.5	8.0	10.3	7.4	10.2	10.4	9.8	
	⑥16～18日	7.4	10.3	8.6	4.9	6.3	9.3	7.6	8.6	8.2	5.6	8.8	
	⑦19～20日	6.9	8.1	16.6	4.4	2.8	6.7	7.6	2.5	11.5	4.6	3.2	
	⑧21日以上	2.1	2.0	5.2	1.7	1.0	—	—	1.2	3.2	1.0	1.9	
	⑨N・A	0.3	0.6	0.1	0.4	0.2	—	0.7	—	0.2	0.5	0.4	
< Q 6 > あなたは、この1年間でどれぐらい超勤をしましたか（未払いを含む）	①全くしていない	7.2	11.4	6.6	5.9	4.2	4.0	17.2	3.7	7.7	6.6	5.3	
	②1～59時間	42.6	46.1	36.1	42.3	44.4	44.0	45.5	18.5	37.6	40.6	45.1	
	③60～119時間	21.3	19.0	18.1	23.7	23.7	24.0	15.9	14.8	19.7	24.1	24.6	
	④120～179時間	9.5	9.6	10.2	8.4	10.5	10.7	6.9	12.3	10.9	9.1	9.0	
	⑤180～239時間	6.3	5.5	9.2	6.5	5.4	2.7	2.8	12.3	7.2	7.4	5.3	
	⑥240～359時間	5.7	3.0	8.4	5.8	5.5	8.0	4.8	24.7	7.1	3.3	5.1	
	⑦360時間以上	6.0	3.9	10.2	6.4	5.3	5.3	2.8	11.1	8.4	7.4	3.8	
	⑧N・A	1.2	1.5	1.2	1.0	1.0	1.3	4.1	2.5	1.3	1.5	1.7	

地 方 本 部 別										
留 萌	宗 谷	渡 島	檜 山	空 知	胆 振	日 高	網 走	十 勝	釧 根	社 保
21.5	19.6	25.1	15.7	22.5	18.2	14.0	19.9	19.0	18.2	23.5
29.6	26.1	27.7	40.4	25.3	27.9	23.0	26.2	28.3	27.4	21.0
36.0	38.6	32.2	32.6	36.6	34.1	38.8	38.2	33.5	38.3	34.6
9.7	12.5	9.2	9.0	11.0	12.0	16.9	11.2	14.8	10.8	13.6
1.6	3.3	5.3	2.2	4.7	7.5	6.7	4.2	3.6	4.9	7.4
1.6	—	0.6	—	—	0.3	0.6	0.2	0.8	0.4	—
2.2	4.3	3.0	2.2	2.1	4.2	3.9	4.2	3.4	3.1	2.5
16.7	19.0	17.1	16.9	19.3	19.3	22.5	24.4	22.2	24.2	21.0
28.5	27.2	37.1	37.1	36.0	37.7	32.6	35.8	33.5	33.6	42.0
9.1	8.7	6.9	3.4	8.1	6.4	9.0	6.1	9.4	8.3	2.5
15.6	19.6	17.1	19.1	15.9	15.4	16.3	11.9	13.8	15.2	12.3
2.7	2.2	1.2	2.2	0.5	1.7	1.7	1.6	1.8	1.1	—
23.7	18.5	15.3	16.9	17.2	14.5	12.9	14.3	15.0	12.3	17.3
1.6	0.5	2.1	2.2	0.8	0.8	1.1	1.6	0.8	2.0	2.5
1.6	4.3	3.6	4.5	1.8	1.1	9.0	2.8	1.8	2.0	1.2
22.0	29.3	24.2	14.6	23.0	27.7	27.5	24.1	22.0	26.0	12.3
32.8	34.8	32.5	30.3	35.5	30.4	29.2	36.1	34.1	25.8	45.7
21.5	13.0	13.4	16.9	18.8	17.6	15.2	15.7	18.6	21.1	21.0
7.5	7.1	9.0	13.5	7.6	7.8	9.0	9.4	11.2	7.2	7.4
8.6	4.9	6.0	4.5	7.3	8.4	7.3	4.0	7.2	10.1	8.6
3.2	5.4	7.4	10.1	4.7	5.0	2.2	6.8	4.0	5.8	2.5
2.2	0.5	3.0	5.6	1.0	1.7	0.6	1.2	0.8	1.6	1.2
0.5	0.5	0.9	—	0.3	0.3	—	—	0.2	0.4	—
6.5	7.6	10.2	13.5	3.4	6.4	5.6	6.8	7.4	8.1	3.7
49.5	52.2	42.0	47.2	46.7	43.3	48.3	45.7	41.7	50.0	18.5
19.9	17.4	20.0	23.6	23.5	21.2	23.6	23.7	22.6	20.0	14.8
8.1	9.8	8.9	5.6	8.6	11.5	9.0	8.7	10.2	7.0	12.3
6.5	6.0	6.0	1.1	6.3	6.1	4.5	5.9	6.0	5.4	12.3
2.7	3.8	5.7	4.5	6.3	4.7	4.5	3.7	6.2	3.6	24.7
5.4	3.3	6.0	3.4	4.2	5.6	4.5	4.7	4.8	4.5	11.1
1.6	—	1.2	1.1	1.0	1.1	—	0.9	1.0	1.6	2.5

設 問	分 類 項 目	道 本 部 全 体	行 政 別							地方本部別		
			全 道 道 庁 連	政 令	都 市	町 村	そ の 他	公 共 民 間	社 保	石 狩	後 志	上 川
			<Q7>	①全くない	36.1	32.3	47.2	35.3	29.2	56.3	50.9	86.8
前問のQ6のうち、「未払い超勤」(「サービス残業」と呼ばれる不払い労働)はどれぐらいですか	②1～29時間	33.6	33.0	30.0	35.0	36.5	23.9	31.6	13.2	29.8	35.6	39.3
	③30～59時間	12.1	14.0	7.6	11.8	14.5	9.9	7.9	—	9.1	17.4	13.6
	④60～89時間	5.3	6.0	4.6	5.4	5.6	4.2	—	—	4.7	5.2	7.1
	⑤90～119時間	3.5	3.6	3.4	3.4	4.0	—	2.6	—	3.3	4.1	1.8
	⑥120～149時間	2.0	2.5	1.9	1.9	2.1	—	0.9	—	1.9	1.7	2.3
	⑦150時間以上	5.5	6.6	3.3	5.2	6.7	2.8	3.5	—	4.0	8.0	5.7
	⑧N・A	1.9	2.1	1.9	2.1	1.4	2.8	2.6	—	2.4	1.4	1.4
<Q8>	①(恒常的な業務なら)正規職員化をはかるべき	36.8	39.8	35.3	34.3	37.3	46.7	33.8	35.8	36.8	34.3	42.7
「非正規労働者」が増加し、自治体・公務サービスの職場でも「臨時・非常勤・嘱託など」の職員が3割以上を占め、その多くが年収200万円以下という状況です。この職員の処遇について、どうあるべきと考えますか	②正規職員化は難しいが、処遇改善のため賃金原紙を非正規職員優先で配分すべき	19.5	16.5	18.0	20.3	22.0	18.7	21.4	32.1	18.3	21.1	22.0
	③均等待遇(勤務時間に応じて正規職員に準じた労働条件)をはかるべき	23.4	22.9	23.1	22.2	25.1	25.3	26.9	22.2	22.8	23.6	22.9
	④現行のままがいい	7.1	7.2	9.1	8.1	5.6	5.3	0.7	2.5	7.9	6.6	3.8
	⑤わからない	12.0	12.5	13.3	13.7	9.2	4.0	13.8	6.2	13.1	12.4	7.3
	⑥N・A	1.1	1.0	1.2	1.2	0.8	—	3.4	1.2	1.1	2.0	1.3
	<Q9-(1)>	①「公平・公正」に評価される(されている)と思う	14.2	16.4	20.7	12.9	8.9	10.7	16.6	18.5	17.9	13.7
あなたの職場で導入された場合、「公平・公正」に評価されると思いますか?(導入されているところでは、「公平・公正」に評価されていると思いますか?)	②「公平・公正」に評価されない(されていない)と思う	42.0	42.1	34.2	43.0	46.9	46.7	33.8	30.9	37.7	38.8	50.6
	③わからない	42.4	40.5	43.6	42.3	43.3	40.0	46.2	49.4	43.4	45.2	39.5
	④N・A	1.4	1.1	1.4	1.8	0.9	2.7	3.4	1.2	1.1	2.3	2.8
	<Q9-(2)>	①勤務実績の評価制度は必要で、給与にもしっかり反映すべき	32.4	32.0	43.8	32.6	24.5	20.0	44.8	40.7	38.6	29.2
そもそも人事評価制度の導入と活用にあたって、あなたの基本的な考えに最も近い意見は以下のどれですか	②勤務実績の評価制度は必要だが、給与への反映はあまりすべきではない	17.7	18.5	15.8	17.2	19.8	24.0	9.0	7.4	16.7	17.0	22.0
	③勤務実績の評価自体が、公共サービス職場になじまず不要である	30.1	33.2	21.2	28.1	36.5	30.7	11.7	29.6	25.3	28.9	36.5
	④わからない	18.3	15.1	17.7	20.6	17.8	22.7	30.3	21.0	18.0	22.8	15.6
	⑤N・A	1.5	1.2	1.6	1.5	1.4	2.7	4.1	1.2	1.4	2.0	1.7
<Q10>	①賃上げ要求の闘い	74.1	71.5	79.1	74.7	73.0	80.0	77.9	64.2	77.0	73.6	75.0
2015国民春闘で、特に重点を置くべきだと考えるものを選んでください(いくつでも選択可)	②独自削減(賃金合理化)に対する取り組み	36.3	67.5	20.6	26.8	27.2	34.7	17.2	12.3	32.0	36.0	40.0
	③非正規職員(臨時・非常勤・嘱託など)の待遇改善の取り組み	36.7	31.1	31.1	33.8	45.1	34.7	63.4	71.6	30.9	33.2	46.4
	④労働時間短縮・人員確保の取り組み	53.5	52.2	52.6	54.6	56.2	42.7	36.6	59.3	51.1	51.5	58.1
	⑤メンタルヘルス対策など労働安全衛生の取り組み	33.0	28.1	27.9	32.5	41.5	50.7	27.6	32.1	29.8	35.3	34.2
	⑥職場の男女平等の取り組み	13.1	10.9	11.6	12.1	17.1	16.0	18.6	11.1	11.9	14.7	15.0
	⑦育児・介護など両立支援の取り組み	33.9	27.2	36.4	36.8	35.4	34.7	39.3	34.6	35.3	30.5	35.9
	⑧現業部門の合理化など民営化に反対する取り組み	13.9	11.4	21.7	13.5	12.8	8.0	14.5	7.4	15.5	10.7	12.4
	⑨地域医療など地域公共サービスを守る取り組み	19.7	22.2	15.2	18.4	22.2	12.0	20.7	13.6	15.4	15.7	20.1
	⑩最低賃金制度の改善	27.8	25.0	30.4	27.0	28.7	32.0	39.3	25.9	28.2	24.6	26.5
	⑪年金・医療・介護など社会保障制度の取り組み	41.4	40.9	46.7	41.9	38.8	28.0	45.5	29.6	43.2	39.1	37.8
	⑫地方分権・地方財政確立のための取り組み	15.3	17.3	12.2	13.8	18.2	12.0	11.7	3.7	12.8	15.5	16.2
	⑬労基基本権回復を含めた公務員制度確立の取り組み	16.5	16.5	18.4	15.8	17.9	8.0	10.3	3.7	15.6	15.2	15.8
	⑭14その他	1.4	1.9	1.3	1.1	1.5	1.3	0.7	1.2	1.4	1.0	1.5
	⑮N・A	3.2	2.8	3.4	3.9	2.7	1.3	5.5	2.5	3.1	5.1	3.0



地 方 本 部 別										
留 萌	宗 谷	渡 島	檜 山	空 知	胆 振	日 高	網 走	十 勝	釧 根	社 保
28.7	28.8	36.3	25.0	24.3	32.6	28.0	34.8	35.9	37.0	86.8
37.4	40.6	31.4	42.1	37.2	36.9	35.1	36.8	31.9	33.0	13.2
12.9	14.1	12.2	21.1	17.8	13.6	12.5	9.9	11.6	12.7	—
7.0	3.5	4.4	3.9	6.3	4.2	6.5	6.9	6.6	4.7	—
1.2	4.7	4.8	1.3	3.8	3.9	3.0	2.3	4.4	4.7	—
4.7	1.8	2.0	—	1.9	1.8	3.0	1.5	2.8	1.5	—
7.0	5.9	7.0	5.3	6.6	5.4	6.5	5.6	5.0	5.7	—
1.2	0.6	1.9	1.3	2.2	1.5	5.4	2.3	1.8	0.7	—
33.9	36.4	35.0	27.0	35.5	39.1	37.1	40.5	38.3	33.0	35.8
22.6	21.7	19.5	21.3	19.3	19.0	19.1	15.2	19.4	20.4	32.1
21.0	22.3	22.0	32.6	23.2	24.0	25.8	23.2	24.2	26.2	22.2
8.1	8.2	7.2	3.4	6.5	5.3	4.5	11.2	6.8	8.3	2.5
12.9	11.4	14.6	14.6	14.9	12.3	12.4	8.9	10.8	10.8	6.2
1.6	—	1.7	1.1	0.5	0.3	1.1	0.9	0.4	1.3	1.2
11.8	17.4	13.4	13.5	9.4	13.7	11.2	14.1	11.6	16.8	18.5
45.7	50.0	41.8	43.8	44.4	41.1	43.3	42.4	49.9	38.6	30.9
41.4	32.1	43.9	40.4	44.9	43.9	43.3	41.2	37.9	43.7	49.4
1.1	0.5	0.9	2.2	1.3	1.4	2.2	2.3	0.6	0.9	1.2
29.0	33.2	34.7	32.6	30.3	31.6	28.7	27.2	28.7	29.6	40.7
18.3	16.3	14.9	16.9	17.2	21.2	20.2	20.1	17.8	18.6	7.4
32.3	28.8	27.7	34.8	32.1	30.4	30.9	33.7	38.5	29.4	29.6
18.3	21.7	21.1	14.6	19.6	15.6	16.9	17.1	13.8	21.1	21.0
2.2	—	1.7	1.1	0.8	1.1	3.4	1.9	1.2	1.3	1.2
78.0	72.8	77.4	82.0	76.0	70.1	67.4	69.6	67.9	72.4	64.2
52.7	37.5	32.0	55.1	35.5	36.3	29.8	43.8	38.7	41.3	12.3
41.9	32.1	40.0	34.8	30.5	36.9	42.7	39.3	41.7	34.1	71.6
60.8	58.2	49.2	51.7	60.1	55.3	50.6	57.8	54.5	49.6	59.3
33.9	34.2	28.0	34.8	34.7	31.3	42.1	34.2	37.7	37.4	32.1
12.4	12.0	13.4	10.1	16.2	12.3	14.0	12.9	13.6	13.5	11.1
30.6	37.0	33.4	36.0	36.6	31.6	28.1	34.9	33.5	31.4	34.6
10.8	9.2	16.8	12.4	14.4	10.6	10.1	17.3	15.0	12.1	7.4
28.0	30.4	22.6	33.7	19.8	18.7	23.6	24.8	20.2	19.3	13.6
26.9	30.4	31.9	29.2	28.2	24.9	28.1	28.6	25.1	27.4	25.9
38.2	34.2	47.2	44.9	46.0	38.3	46.1	41.0	37.1	39.2	29.6
17.7	19.0	16.8	25.8	18.8	15.1	15.2	14.1	18.2	14.3	3.7
17.2	16.3	18.9	31.5	19.3	15.4	15.7	13.8	19.2	15.5	3.7
2.2	1.6	1.2	—	1.0	3.1	1.7	1.2	1.8	0.7	1.2
1.1	2.2	3.8	1.1	2.9	3.1	5.6	2.1	4.0	3.1	2.5